重要事項説明書

(契約概要/注意喚起情報)

● ₹	死亡保険 ······P1~P3
	災害死亡特約・特定障害特約に関する詳細は重要事項説明書の23ページをご確認ください。 災害死亡特約・特定障害特約の90歳以降の保険料は重要事項説明書の25ページをご確認ください。
• 55	引受基準緩和型 死亡保険 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
● 角	無 選択型 死亡保険 P7~P9
9 报	疾病入院一時金保険 ······P10 ~ P13
• 5	引受基準緩和型 疾病入院一時金保険 ······ P14 ~ P17
	オリーブのがん保険 ······P18 ~ P20 (がん診断一時金保険)
	オリーブの総合医療保険 · · · · · · P21 ~ P25
‡	共通重要事項 ······ P26 ~ P27



死亡保険 重要事項説明書(契約概要/注意喚起情報)

この書面では、死亡保険のご契約に関する重要な事項のうち、保険商品の内容を理解するために特にご 確認いただきたい事項(契約概要)と、お客様にとって不利益となる事項など特にご注意いただきた い事項 (注意喚起情報) を記載しています。ご契約の前に必ずお読みいただき、内容をご確認のうえ お申込みいただきますようお願いいたします。

- ご契約に際しては、保険契約者・被保険者ともにご本人が本書面の内容をお読みいただくことが重要です。
- ▶ 保険金をお支払いできない場合など、お客様にとって特に不利益となる情報が記載された部分は必ずお読み ください。
- 現在ご加入中の保険契約の解約を前提にご契約を申込まれる場合、お客様にとって不利益になることがあり ます。

1 商品のしくみ

契約概要

- (1) この保険は、オリーブ少額短期保険株式会社がお引き受 けいたします。
- (2) この保険は、被保険者の方が死亡された場合に、所定の 死亡保険金を受け取ることができる保険です。掛捨て型 の保険で、貯蓄性(満期保険金など)はありません。
- 2 新規でお申込みいただける方(被保険者)の範囲 責任開始日において満20歳以上満89歳以下である方。

3 契約日・責任開始日について

お申込みいただいたご契約を、申込締切日(毎月15日)ま でに当社が承諾した場合は、申込締切日の翌月の1日から保 障が開始されます。申込書などに記入漏れがあったり、当社 がお申込みに関する確認に時間を要する場合などで、お申込 みを承諾した日が15日を過ぎた場合は、責任開始日が順延 されます。初年度の保険契約において当社の保険契約上の責 任が開始される日を責任開始日といいます。契約日は責任開 始日とし、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、そ の日を基準として計算します。



4 保険期間と更新

契約概要 注意喚起情報

- (1)保険期間は、契約日から起算して1年間です。
- (2) 保険契約者が保険期間満了日の2週間前までに当社所定 の書面にてご契約を更新しない旨を通知しない限りは、 保険契約は、更新され継続するものとします。ただし、 更新後の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年 齢が満100歳をこえる場合、更新できません。
- (3) 更新後の保険期間は、更新日より 1 年間となります。た だし、以下の場合には保険料その他の契約内容の変更を 行うことがあります。
 - ①普通保険約款の規定により、更新時の被保険者の満年齢に 応じて保険料が変更になる場合

- ②保険契約の計算の基礎に重大な影響を及ぼす状況の変更が 発生し、保険期間中に保険料の増額または保険金額の減額 を行う場合
- (4) 更新時に、当社がこの保険契約の締結を取り扱っていな いとき、またはこの保険が不採算であったときは、この 保険契約は更新されません。

5 保障内容とお支払いする保険金

契約概要 注意喚起情報

名	尓	死亡保険金
支払事 E (保険金を支払う場合 いいます。以下、同	由 記を じ	被保険者が保険期間中に死亡したとき
支払を	預	保険証券記載の保険金額
受 取 /	人	保険金受取人
免責事 (保険金を支払わない場合をいいます。) 以下、同じ。	- 1	次のいずれかにより、被保険者が死亡 したとき (1) 責任開始期の属する日からその日 を含めて3年以内の被保険者の自 殺 (2) 保険契約者の故意 (3) 保険金受取人の故意

- ※被保険者の生死が不明な場合、法定死亡(失踪宣告、戸籍 法上の認定死亡による除籍)、その他死亡したものと当社 が認めたときは、保険金を支払います。
- ※保険金が支払われた場合の保険契約の消滅日は、被保険者 が死亡した日とします。

6 保険金をお支払いできないことがある主な場合

契約概要 注意喚起情報

- (1)保険契約が告知義務違反により解除となった場合
- (2) 保険金を詐取する目的で事故を起こしたときや、保険契 約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者その 他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重 大事由により保険契約が解除となった場合
- (3) 保険契約について詐欺の行為があって取り消された場合 や、保険金の不法取得目的があって保険契約が無効になっ

た場合

- (4)保険料のお払込みがなく、保険契約が失効した場合
- (5)免責事由に該当した場合
 - ① 責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺
 - ②保険契約者の故意
 - ③保険金受取人の故意

7 保険料について

契約概要 注意喚起情報

保険料については、パンフレットに記載の保険料表をご覧く ださい。

- ※90歳以降の保険料は【別表1】をご参照ください。
- (1)お申込み時の保険料は、責任開始日における満年齢、性別、払込回数によって決まります。更新後の保険料は更新日における満年齢、払込回数によって決まり、ご契約更新の際に年齢群団が変わる場合に変動します。
- (2)払込方法(回数)は、月払か年払のいずれかをお選びください。
- (3) 払込方法(経路)は、口座振替またはクレジットカード 払いのいずれかをお選びください。

[1. 口座振替の場合]

月払保険料は払込期月中の毎月の振替日に、年払保 険料は責任開始日または更新日の属する月の振替日に、 保険契約者の指定口座より、口座振替(自動振替)によ りお払い込みいただきます。

[2. クレジットカード払いの場合]

クレジットカード扱特約を付加することにより、クレジットカードによる保険料のお払込みを行うことができます。この場合、当社がクレジットカード会社に保険料を請求した日に、保険料のお払込みがあったものとします。

- (4) この保険契約の保険料の払込期間は1年間となります。
- (5) 保険契約の計算の基礎に著しく影響を及ぼす状況の変化が発生したときは、当社の定めにより保険期間中に、保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。

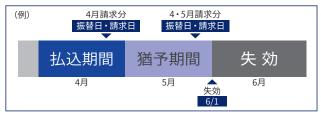
3 保険料のお払込みの猶予期間とご契約の失効

注意喚起情報

- (1)保険料お払込みの猶予期間は、払込期月の翌月初日から 末日までです。猶予期間中に保険料のお払込みがない場合は、保険契約は猶予期間満了日の翌日から失効します。
- ◎保険料払込の猶予期間と保険料未払いによる失効例

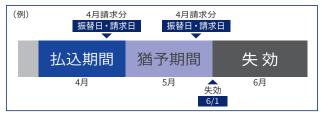
[1. 月払の場合]

払込期月までに払い込まれるべき保険料のお払込みがなく、その翌月の猶予期間満了日までに翌月分の保険料を合算した2か月分の保険料が払い込まれない場合



[2. 年払の場合]

猶予期間満了日までに、払込期月に払い込まれるべき 保険料のお払込みがない場合



(2)保険契約が失効した場合、保険契約の復活の取扱いはありません。

9 配当金・満期保険金・解約返戻金

契約概要

- (1) この保険には、契約者配当金はありません。
- (2) この保険は掛捨て型で、満期保険金はありません。
- (3)保険料払込方法(回数)が月払の場合は、解約返戻金はありません。保険料払込方法(回数)が年払の場合は、保険契約の年単位の契約応当日からの経過月数(以下、「経過月数」といいます。)に応じて計算された金額を解約返戻金として保険契約者に支払います。ただし、1か月に満たない経過月の端数はこれを切り上げます。

10 告知義務について

注意喚起情報

- (1)保険契約者または被保険者には、ご契約時に、危険選択に関する重要な事項のうち、当社所定の書面等で質問した事項につき、その書面等により告知していただく義務(告知義務)があります。故意または重大な過失によって告知書などに事実と違う記載をされた場合、または事実を告知されなかった場合は、「告知義務違反」として当社はご契約を解除することがあります。ご契約を解除した場合には、保険金の支払事由が発生していても、保険金をお支払いできないことがあります。被保険者の告知事項については、十分ご注意ください。
- (2)加入時に詐欺行為や保険金を不法に取得する目的があったときは、責任開始日からの年数を問わず、保険金をお支払いしません。また、この場合すでにお払込みいただいた保険料は、お返しいたしません。
- (3) 当社の募集人には告知受領権がありません。当社の募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません。必ず告知書等で告知いただきますようお願いいたします。また、告知事項を審査し、その内容によってはご契約をお断りすることがあります。

2022年7月1日現在(単位:円)

±71.4/h		死亡保険金額													
契約年齢	507	万円	100	万円	150万円		200	万円	250万円		300万円				
나쩐다	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性			
90歳	10,500	6,420	20,990	12,840	31,490	19,260	41,980	25,680	52,480	32,100	62,970	38,520			
91歳	11,770	7,410	23,540	14,820	35,310	22,230	47,080	29,640	58,850	37,050	70,620	44,460			
92歳	13,250	8,600	26,490	17,200	39,740	25,800	52,980	34,400	66,230	43,000	79,470	51,600			
93歳	14,880	9,970	29,750	19,930	44,630	29,900	59,500	39,860	74,380	49,830	89,250	59,790			
94歳	16,500	11,470	33,000	22,940	49,500	34,410	66,000	45,880	82,500	57,350	99,000	68,820			
95歳	17,900	13,160	35,800	26,310	53,700	39,470	71,600	52,620	89,500	65,780	107,400	78,930			
96歳	19,460	14,750	38,910	29,500	58,370	44,250	77,820	59,000	97,280	73,750	116,730	88,500			
97歳	21,080	16,420	42,160	32,840	63,240	49,260	84,320	65,680	105,400	82,100	126,480	98,520			
98歳	22,770	18,170	45,530	36,340	68,300	54,510	91,060	72,680	113,830	90,850	136,590	109,020			
99歳	24,530	20,000	49,050	40,000	73,580	60,000	98,100	80,000	122,630	100,000	147,150	120,000			

年払

±11//-		死亡保険金額													
契約年齢	50)	万円	100	万円	150	万円	200	万円	250	万円	300	万円			
——MI	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性			
90歳	114,450	72,600	228,890	145,190	343,340	217,790	457,780	290,380	572,230	362,980	686,670	435,570			
91歳	126,930	83,030	253,860	166,060	380,790	249,090	507,720	332,120	634,650	415,150	761,580	498,180			
92歳	141,010	95,340	282,020	190,670	423,030	286,010	564,040	381,340	705,050	476,680	846,060	572,010			
93歳	156,230	109,170	312,450	218,340	468,680	327,510	624,900	436,680	781,130	545,850	937,350	655,020			
94歳	170,930	124,040	341,850	248,070	512,780	372,110	683,700	496,140	854,630	620,180	1,025,550	744,210			
95歳	183,320	140,200	366,640	280,400	549,960	420,600	733,280	560,800	916,600	701,000	1,099,920	841,200			
96歳	196,750	155,070	393,490	310,140	590,240	465,210	786,980	620,280	983,730	775,350	1,180,470	930,420			
97歳	210,380	170,240	420,750	340,470	631,130	510,710	841,500	680,940	1,051,880	851,180	1,262,250	1,021,410			
98歳	224,200	185,670	448,400	371,340	672,600	557,010	896,800	742,680	1,121,000	928,350	1,345,200	1,114,020			
99歳	238,210	201,370	476,410	402,730	714,620	604,100	952,820	805,460	1,191,030	1,006,830	1,429,230	1,208,190			

死亡保険

この書面では、引受基準緩和型死亡保険のご契約に関する重要な事項のうち、保険商品の内容を理解する ために特にご確認いただきたい事項(契約概要)と、お客様にとって不利益となる事項など特にご注意 いただきたい事項(<u>注意喚起情報</u>)を記載しています。ご契約の前に必ずお読みいただき、内容をご確 認のうえお申込みいただきますようお願いいたします。

- ご契約に際しては、保険契約者・被保険者ともにご本人が本書面の内容をお読みいただくことが重要です。
- 保険金をお支払いできない場合など、お客様にとって特に不利益となる情報が記載された部分は必ずお読み ください。
- 現在ご加入中の保険契約の解約を前提にご契約を申込まれる場合、お客様にとって不利益になることがあり ます。

1 商品のしくみ

契約概要

- (1) この保険は、オリーブ少額短期保険株式会社がお引き受 けいたします。
- (2) この保険は、被保険者の方が死亡された場合に、所定の 死亡保険金を受け取ることができる保険です。なお、引 受基準を緩和することにより、持病がある方や入院経験 がある方が申込みやすいように設計されています。掛捨 て型の保険で、貯蓄性(満期保険金など)はありません。
- (3) この保険は、傷病歴のある方でも加入しやすいように設 計された保険です。そのため保険料は、従来の保険に比 べ、割増しされています。
- (4)詳細な告知をいただくことで、保険料の割増しがない当 社の死亡保険にご加入いただける場合があります。
- (5) 責任開始日から6か月以内に死亡したときの死亡保険 金の支払金額は保険金額の50%になります。
- 2 新規でお申込みいただける方(被保険者)の範囲 責任開始日において満20歳以上満89歳以下である方。

3 契約日・責任開始日について

注意喚起情報

お申込みいただいたご契約を、申込締切日(毎月15日)ま でに当社が承諾した場合は、申込締切日の翌月の1日から保 障が開始されます。申込書などに記入漏れがあったり、当社 がお申込みに関する確認に時間を要する場合などで、お申込 みを承諾した日が15日を過ぎた場合は、責任開始日が順延 されます。初年度の保険契約において当社の保険契約上の責 任が開始される日を責任開始日といいます。契約日は責任開 始日とし、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、そ の日を基準として計算します。



4 保険期間と更新

契約概要 注意喚起情報

- (1)保険期間は、契約日から起算して1年間です。
- (2)保険契約者が保険期間満了日の2週間前までに当社所

- 定の書面にてご契約を更新しない旨を通知しない限りは、 保険契約は、更新され継続するものとします。ただし、 更新後の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年 齢が満100歳をこえる場合、更新できません。
- (3) 更新後の保険期間は、更新日より1年間となります。た だし、以下の場合には保険料その他の契約内容の変更を 行うことがあります。
 - ①普通保険約款の規定により、更新時の被保険者の満年齢に 応じて保険料が変更になる場合
 - ②保険契約の計算の基礎に重大な影響を及ぼす状況の変更が 発生し、保険期間中に保険料の増額または保険金額の減額 を行う場合
- (4) 更新時に、当社がこの保険契約の締結を取り扱ってい ないとき、またはこの保険が不採算であったときは、こ の保険契約は更新されません。

5 保障内容とお支払いする保険金

契約概要 注意喚起情報

名		称	死亡保険金
/保険金	払 事 途を支払う場 ます。以下、	易合を	被保険者が保険期間中に死亡したとき
支	払	額	保険証券記載の保険金額 ただし、被保険者が初年度の責任開始 日からその日を含めて6か月以内に死 亡したときは、保険証券記載の死亡保 険金額×50%とします。
受	取	人	保険金受取人
/ 保険場	責 事 金を支払わ 合をいいま 以下、同じ。	f .	次のいずれかにより、被保険者が死亡 したとき (1) 責任開始期の属する日からその日 を含めて3年以内の被保険者の自 殺 (2) 保険契約者の故意 (3) 保険金受取人の故意

※被保険者の生死が不明な場合、法定死亡(失踪宣告、戸籍 法上の認定死亡による除籍)、その他死亡したものと当社 が認めたときは、保険金を支払います。

※保険金が支払われた場合の保険契約の消滅日は、被保険者が死亡した日とします。

6 保険金をお支払いできないことがある主な場合

契約概要 注意喚起情報

- (1)保険契約が告知義務違反により解除となった場合
- (2) 保険金を詐取する目的で事故を起こしたときや、保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由により保険契約が解除となった場合
- (3)保険契約について詐欺の行為があって取り消された場合や、保険金の不法取得目的があって保険契約が無効になった場合
- (4) 保険料のお払込みがなく、保険契約が失効した場合
- (5)免責事由に該当した場合
 - ① 責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内の被保 険者の自殺
 - ② 保険契約者の故意
 - ③保険金受取人の故意

7 保険料について

契約概要 注意喚起情報

保険料については、パンフレットに記載の保険料表をご覧く ださい。

※90歳以降の保険料は【別表1】をご参照ください。

- (1)お申込み時の保険料は、責任開始日における満年齢、性別、払込回数によって決まります。更新後の保険料は更新日における満年齢、払込回数によって決まり、ご契約更新の際に年齢群団が変わる場合に変動します。
- (2)払込方法(回数)は、月払か年払のいずれかをお選びください。
- (3) 払込方法(経路)は、口座振替またはクレジットカード 払いのいずれかをお選びください。

[1. 口座振替の場合]

月払保険料は払込期月中の毎月の振替日に、年払保険料は責任開始日または更新日の属する月の振替日に、保険契約者の指定口座より、口座振替(自動振替)によりお払い込みいただきます。

[2. クレジットカード払いの場合]

クレジットカード扱特約を付加することにより、クレジットカードによる保険料のお払込みを行うことができます。この場合、当社がクレジットカード会社に保険料を請求した日に、保険料のお払込みがあったものとします。

- (4) この保険契約の保険料の払込期間は1年間となります。
- (5) 保険契約の計算の基礎に著しく影響を及ぼす状況の変化が発生したときは、当社の定めにより保険期間中に、保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。

3 保険料のお払込みの猶予期間とご契約の失効

注意喚起情報

(1)保険料お払込みの猶予期間は、払込期月の翌月初日から 末日までです。猶予期間中に保険料のお払込みがない場 合は、保険契約は猶予期間満了日の翌日から失効します。

◎保険料払込の猶予期間と保険料未払いによる失効例

[1. 月払の場合]

払込期月までに払い込まれるべき保険料のお払込みがなく、その翌月の猶予期間満了日までに翌月分の保険料を合算した2か月分の保険料が払い込まれない場合



[2. 年払の場合]

猶予期間満了日までに、払込期月に払い込まれるべき 保険料のお払込みがない場合



(2)保険契約が失効した場合、保険契約の復活の取扱いはありません。

9 配当金・満期保険金・解約返戻金

契約概要

- (1) この保険には、契約者配当金はありません。
- (2) この保険は掛捨て型で、満期保険金はありません。
- (3)保険料払込方法(回数)が月払の場合は、解約返戻金はありません。保険料払込方法(回数)が年払の場合は、保険契約の年単位の契約応当日からの経過月数(以下、「経過月数」といいます。)に応じて計算された金額を解約返戻金として保険契約者に支払います。ただし、1か月に満たない経過月の端数はこれを切り上げます。

17 告知義務について

注意喚起情報

- (1)保険契約者または被保険者には、ご契約時に、危険選択に関する重要な事項のうち、当社所定の書面等で質問した事項につき、その書面等により告知していただく義務(告知義務)があります。故意または重大な過失によって告知書などに事実と違う記載をされた場合、または事実を告知されなかった場合は、「告知義務違反」として当社はご契約を解除することがあります。ご契約を解除した場合には、保険金の支払事由が発生していても、保険金をお支払いできないことがあります。被保険者の告知事項については、十分ご注意ください。
- (2)加入時に詐欺行為や保険金を不法に取得する目的があったときは、責任開始日からの年数を問わず、保険金をお支払いしません。また、この場合すでにお払込みいただいた保険料は、お返しいたしません。
- (3) 当社の募集人には告知受領権がありません。当社の募集 人に口頭でお話しされても告知していただいたことには なりません。必ず告知書等で告知いただきますようお願 いいたします。また、告知事項を審査し、その内容によっ てはご契約をお断りすることがあります。

【別表1(90歳以降の保険料表)】

月払

2022年7月1日現在(単位:円)

±π <i>4</i> /5															
契約年齢	507	万円	100	万円	150	万円	200万円		250万円		300万円				
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性			
90歳	13,740	8,310	27,470	16,610	41,210	24,920	54,940	33,220	68,680	41,530	82,410	49,830			
91歳	15,460	9,610	30,920	19,220	46,380	28,830	61,840	38,440	77,300	48,050	92,760	57,660			
92歳	17,470	11,200	34,930	22,390	52,400	33,590	69,860	44,780	87,330	55,980	104,790	67,170			
93歳	19,710	13,030	39,420	26,050	59,130	39,080	78,840	52,100	98,550	65,130	118,260	78,150			
94歳	21,960	15,060	43,910	30,110	65,870	45,170	87,820	60,220	109,780	75,280	131,730	90,330			
95歳	23,920	17,350	47,840	34,700	71,760	52,050	95,680	69,400	119,600	86,750	143,520	104,100			
96歳	26,110	19,540	52,220	39,070	78,330	58,610	104,440	78,140	130,550	97,680	156,660	117,210			
97歳	28,420	21,850	56,830	43,700	85,250	65,550	113,660	87,400	142,080	109,250	170,490	131,100			
98歳	30,840	24,300	61,680	48,590	92,520	72,890	123,360	97,180	154,200	121,480	185,040	145,770			
99歳	33,390	26,890	66,770	53,770	100,160	80,660	133,540	107,540	166,930	134,430	200,310	161,310			

年払

+n// -		死亡保険金額													
契約 年齢	50	万円	100	万円	150	万円	200	万円	250万円		300万円				
——MI	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性			
90歳	145,660	92,330	291,310	184,660	436,970	276,990	582,620	369,320	728,280	461,650	873,930	553,980			
91歳	161,570	105,630	323,130	211,260	484,700	316,890	646,260	422,520	807,830	528,150	969,390	633,780			
92歳	179,510	121,320	359,010	242,630	538,520	363,950	718,020	485,260	897,530	606,580	1,077,030	727,890			
93歳	198,890	138,940	397,770	277,870	596,660	416,810	795,540	555,740	994,430	694,680	1,193,310	833,610			
94歳	217,620	157,880	435,230	315,750	652,850	473,630	870,460	631,500	1,088,080	789,380	1,305,690	947,250			
95歳	233,420	178,480	466,830	356,950	700,250	535,430	933,660	713,900	1,167,080	892,380	1,400,490	1,070,850			
96歳	250,520	197,430	501,040	394,850	751,560	592,280	1,002,080	789,700	1,252,600	987,130	1,503,120	1,184,550			
97歳	267,890	216,740	535,770	433,470	803,660	650,210	1,071,540	866,940	1,339,430	1,083,680	1,607,310	1,300,410			
98歳	285,500	236,410	570,990	472,810	856,490	709,220	1,141,980	945,620	1,427,480	1,182,030	1,712,970	1,418,430			
99歳	303,350	256,410	606,690	512,810	910,040	769,220	1,213,380	1,025,620	1,516,730	1,282,030	1,820,070	1,538,430			

無選択型

死亡保険 重要事項説明書

(契約概要/注意喚起情報)

この書面では、無選択型死亡保険のご契約に関する重要な事項のうち、保険商品の内容を理解するために 特にご確認いただきたい事項(契約機要)と、お客様にとって不利益となる事項など特にご注意いただ きたい事項 (「注意喚起情報」) を記載しています。ご契約の前に必ずお読みいただき、内容をご確認のう えお申込みいただきますようお願いいたします。

- ご契約に際しては、保険契約者・被保険者ともにご本人が本書面の内容をお読みいただくことが重要です。
- 保険金をお支払いできない場合など、お客様にとって特に不利益となる情報が記載された部分は必ずお読み ください。
- 現在ご加入中の保険契約の解約を前提にご契約を申込まれる場合、お客様にとって不利益になることがあり ます。

1 商品のしくみ

契約概要

- (1) この保険は、オリーブ少額短期保険株式会社がお引き受 けいたします。
- (2) この保険は、被保険者の方が死亡された場合に、所定の 死亡保険金を受け取ることができる保険です。なお、保 険契約の申込みの際に被保険者の健康状態による選択を 行わない設計をしています。掛捨て型の保険で、貯蓄性 (満期保険金など)はありません。
- (3) この保険は、傷病歴のある方でも加入しやすいように設 計された保険です。そのため保険料は、従来の保険に比 べ、割増しされています。
- (4)詳細な告知をいただくことで、保険料の割増しがない当 社の死亡保険にご加入いただける場合があります。
- (5) 責任開始日から6か月以内に死亡したときの死亡保険 金の支払金額は保険金額の30%になります。

2 新規でお申込みいただける方(被保険者)の範囲 責任開始日において満20歳以上満89歳以下である方。

3 契約日・責任開始日について

注意喚起情報

お申込みいただいたご契約を、申込締切日(毎月15日)ま でに当社が承諾した場合は、申込締切日の翌月の1日から保 障が開始されます。申込書などに記入漏れがあったり、当社 がお申込みに関する確認に時間を要する場合などで、お申込 みを承諾した日が15日を過ぎた場合は、責任開始日が順延 されます。初年度の保険契約において当社の保険契約上の責 任が開始される日を責任開始日といいます。契約日は責任開 始日とし、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、そ の日を基準として計算します。



4 保険期間と更新

契約概要 注意喚起情報

- (1)保険期間は、契約日から起算して1年間です。
- (2)保険契約者が保険期間満了日の2週間前までに当社所

- 定の書面にてご契約を更新しない旨を通知しない限りは、 保険契約は、更新され継続するものとします。ただし、 更新後の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年 齢が満95歳をこえる場合、更新できません。
- (3) 更新後の保険期間は、更新日より1年間となります。た だし、以下の場合には保険料その他の契約内容の変更を 行うことがあります。
 - ①普通保険約款の規定により、更新時の被保険者の満年齢に 応じて保険料が変更になる場合
 - ②保険契約の計算の基礎に重大な影響を及ぼす状況の変更が 発生し、保険期間中に保険料の増額または保険金額の減額 を行う場合
- (4) 更新時に、当社がこの保険契約の締結を取り扱ってい ないとき、またはこの保険が不採算であったときは、こ の保険契約は更新されません。

5 保障内容とお支払いする保険金

契約概要 注意喚起情報

名	名 称		死亡保険金
	払 事 会を支払う場 ます。以下、	由 湯合を) 同じ)	被保険者が保険期間中に死亡したとき
支	払	額	保険証券記載の保険金額 ただし、被保険者が初年度の責任開始 日からその日を含めて6か月以内に死 亡したときは、保険証券記載の死亡保 険金額×30%とします。
受	取	人	保険金受取人
/ 保険場	責 事 金を支払わ; 合をいいま; 以下、同じ。	f .	次のいずれかにより、被保険者が死亡 したとき (1) 責任開始期の属する日からその日 を含めて3年以内の被保険者の自 殺 (2) 保険契約者の故意 (3) 保険金受取人の故意

※被保険者の生死が不明な場合、法定死亡(失踪宣告、戸籍 法上の認定死亡による除籍)、その他死亡したものと当社 が認めたときは、保険金を支払います。

※保険金が支払われた場合の保険契約の消滅日は、被保険者が死亡した日とします。

6 保険金をお支払いできないことがある主な場合

契約概要 注意喚起情報

- (1)保険金を詐取する目的で事故を起こしたときや、保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由により保険契約が解除となった場合
- (2) 保険契約について詐欺の行為があって取り消された場合 合や、保険金の不法取得目的があって保険契約が無効に なった場合
- (3) 保険料のお払込みがなく、保険契約が失効した場合
- (4)免責事由に該当した場合
 - ① 責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内の被保 険者の自殺
 - ② 保険契約者の故意
 - ③保険金受取人の故意

7 保険料について

契約概要 注意喚起情報

保険料については、パンフレットに記載の保険料表をご覧く ださい。

※90歳以降の保険料は【別表 1】をご参照ください。 ※30万円コースの保険料は【別表2】をご参照ください。

- (1)お申込み時の保険料は、責任開始日における満年齢、性別、払込回数によって決まります。更新後の保険料は更新日における満年齢、払込回数によって決まり、ご契約更新の際に年齢群団が変わる場合に変動します。
- (2)払込方法(回数)は、月払か年払のいずれかをお選びください。
- (3) 払込方法(経路)は、口座振替またはクレジットカード 払いのいずれかをお選びください。

[1. 口座振替の場合]

月払保険料は払込期月中の毎月の振替日に、年払保険料は責任開始日または更新日の属する月の振替日に、保険契約者の指定口座より、口座振替(自動振替)によりお払い込みいただきます。

[2. クレジットカード払いの場合]

クレジットカード扱特約を付加することにより、クレジットカードによる保険料のお払込みを行うことができます。この場合、当社がクレジットカード会社に保険料を請求した日に、保険料のお払込みがあったものとします。

- (4) この保険契約の保険料の払込期間は1年間となります。
- (5)保険契約の計算の基礎に著しく影響を及ぼす状況の変化が発生したときは、当社の定めにより保険期間中に、保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。

8 保険料のお払込みの猶予期間とご契約の失効

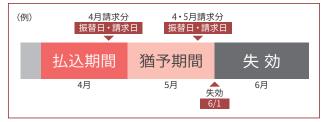
注意喚起情報

(1)保険料お払込みの猶予期間は、払込期月の翌月初日から 末日までです。猶予期間中に保険料のお払込みがない場 合は、保険契約は猶予期間満了日の翌日から失効します。

○保険料払込の猶予期間と保険料未払いによる失効例

[1. 月払の場合]

払込期月までに払い込まれるべき保険料のお払込みがなく、その翌月の猶予期間満了日までに翌月分の保険料を合算した2か月分の保険料が払い込まれない場合



[2. 年払の場合]

猶予期間満了日までに、払込期月に払い込まれるべき 保険料のお払込みがない場合



(2)保険契約が失効した場合、保険契約の復活の取扱いはありません。

9 配当金・満期保険金・解約返戻金

契約概要

- (1) この保険には、契約者配当金はありません。
- (2) この保険は掛捨て型で、満期保険金はありません。
- (3)保険料払込方法(回数)が月払の場合は、解約返戻金はありません。保険料払込方法(回数)が年払の場合は、保険契約の年単位の契約応当日からの経過月数(以下、「経過月数」といいます。)に応じて計算された金額を解約返戻金として保険契約者に支払います。ただし、1か月に満たない経過月の端数はこれを切り上げます。

【別表 1 (90歳以降の保険料表)】

月払

2023年4月1日現在(単位:円)

±π <i>√</i> /¬				死亡保	険金額			
契約年齢	50,	万円	100	万円	150万円		200万円	
나면나	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
90歳	40,780	22,220	81,560	44,440	122,340	66,660	163,120	88,880
91歳	46,980	26,050	93,950	52,090	140,930	78,140	187,900	104,180
92歳	54,370	30,780	108,730	61,550	163,100	92,330	217,460	123,100
93歳	62,860	36,420	125,710	72,840	188,570	109,260	251,420	145,680
94歳	71,640	42,910	143,270	85,820	214,910	128,730	286,540	171,640

年払

±π√ <i>/</i> 5	死亡保険金額											
契約日本	50,	万円	100万円		150	万円	200万円					
그전다	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性				
90歳	351,600	224,890	703,190	449,780	1,054,790	674,670	1,406,380	899,560				
91歳	388,360	255,690	776,720	511,370	1,165,080	767,060	1,553,440	1,022,740				
92歳	428,480	291,290	856,950	582,580	1,285,430	873,870	1,713,900	1,165,160				
93歳	470,160	330,550	940,310	661,100	1,410,470	991,650	1,880,620	1,322,200				
94歳	509,040	371,910	1,018,080	743,810	1,527,120	1,115,720	2,036,160	1,487,620				

【別表2(30万円コースの保険料表)】

月払

	死亡保	険金額
契約年齢	307	万円
	男性	女性
80~84歳	8,620	3,920
85~89歳	16,600	8,510
90歳	24,470	13,330
91歳	28,190	15,630
92歳	32,620	18,470
93歳	37,710	21,850
94歳	42,980	25,750

年払

	死亡保険金額				
契約年齢	30万円				
	男性	女性			
80~84歳	91,200	46,740			
85~89歳	157,340	92,090			
90歳	210,960	134,930			
91歳	233,020	153,410			
92歳	257,090	174,770			
93歳	282,090	198,330			
94歳	305,420	223,140			

2023年4月1日現在(単位:円)

疾病入院一時金保険

重要事項説明書

(契約概要/注意喚起情報)

この書面では、疾病入院一時金保険のご契約に関する重要な事項のうち、保険商品の内容を理解 するために特にご確認いただきたい事項(「契約概要」)と、お客様にとって不利益となる事項など特に ご注意いただきたい事項(注意喚起情報)を記載しています。ご契約の前に必ずお読みいただき、 内容をご確認のうえお申し込みいただきますようお願いいたします。

- ご契約に際しては、保険契約者・被保険者ともにご本人が本書面の内容をお読みいただくことが重要です。
- 保険金をお支払いできない場合など、お客様にとって特に不利益となる情報が記載された部分は必ず お読みください。
- 現在ご加入中の保険契約の解約を前提にご契約を申し込まれる場合、お客様にとって不利益になることが あります。

1 商品のしくみ

契約概要

- (1) この保険は、オリーブ少額短期保険株式会社がお引き受 けいたします。
- (2) この保険は、被保険者の性別・年齢群団に基づき、保 険料率を区分し、保険契約期間中に被保険者が所定の 入院をした場合に、疾病入院一時金を支払うことにより 被保険者の方の経済的負担を軽減することを意図した保 険です。

2 新規でお申し込みいただける方(被保険者)の範囲

契約日において満20歳以上満89歳以下である方。

契約概要

3 契約日・責任開始日について

お申し込みいただいたご契約を、申込締切日(毎月15日)までに 当社が承諾した場合は、申込締切日の翌月の1日から保障が開 始されます。申込書などに記入漏れがあったり、当社がお申し 込みに関する確認に時間を要する場合などで、ご契約を承諾し た日が15日を過ぎた場合は、責任開始日が順延されます。

初年度の保険契約において当社の保険契約上の責任が開始さ れる日を責任開始日といいます。

契約日は責任開始日とし、保険期間、保険料払込期間および 契約年齢は、その日を基準として計算します。



4 保険期間と更新

契約概要 注意喚起情報

- (1) 保険期間は、契約日から起算して1年間です。
- (2) 保険契約者が保険期間満了日の2週間前までに当社所定の 書面にてご契約を更新しない旨を通知しない限りは、更新日 (保険期間満了日の翌日)において満99歳まで更新されます。

ただし、保険期間の満了日の翌日における被保険者の年 齢が満100歳をこえる場合、更新できません。

- (3) 更新後の保険期間は、更新日より1年間となります。ただ し、以下の場合には保険料その他の契約内容の変更を行 うことがあります。
 - ①普通保険約款の規定により、更新時の被保険者の満年 齢に応じて保険料が変更になる場合
 - ②保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす状況の変更が発 生し、保険期間中に保険料の増額または保険金額の減 額を行う場合
- (4) 更新時に、当社がこの保険契約の締結を取扱っていない とき、またはこの保険が不採算であったときは、この保険 契約は更新されません。

5 保障内容とお支払いする保険金 契約概要 注意喚起情報

(別表は約款に記載されています。)

(/332 </th <th>رورو ۱۱۰</th> <th>·</th> <th>,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,</th>	رورو ۱۱۰	·	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
名		称	疾病入院一時金
支払事由 (保険金を支払う 場合をいいます。 以下、同じ。			被保険者が保険期間中に次のすべてに該当する入院(別表1)をした場合 (1)責任開始日以後に生じた疾病(異常分娩(別表3)を含みます。)を直接の原因とした入院 (2)前号は治療を目的とした入院(**1)であり、病院または診療所(別表4)への入院日数が2日以上であることを要します。
支	払	額	1回の入院につき、保険証券記載の保険金額 なお、1保険期間における保険金の支払金額は、80万円を限度とします。
受	取	人	被保険者

次のいずれかにより支払事由に該当した とき (1) 保険契約者または被保険者の故意ま たは重大な過失 (2)被保険者の犯罪行為 (3)被保険者の薬物依存(※2) (4)被保険者の精神障害(※2)の状態を原因 とする事故 免責事由 (5)被保険者の泥酔の状態を原因とする ′保険金を支払わ\ 事故 ない場合をいい ます。以下、同じ。 (6)被保険者が法令に定める運転資格を持 たないで運転している間に生じた事故 (7)被保険者が法令に定める酒気帯び運 転またはこれに相当する運転をしてい る間に生じた事故

(※1)「治療を目的とした入院」には、美容上の処置による入院、正常分娩、病気を原因としない不妊手術、治療を主たる目的としない診断のための検査による入院、介護を主たる目的とする入院などは該当しません。

(8) 頸部症候群(いわゆる[むちうち症]) ま

いもの(原因の如何を問いません。)

たは腰痛で、いずれも他覚所見のな

(※2) 「精神障害」とは、別表5に記載する平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99の規定に該当するものとします。「薬物依存」とは、同分類項目中の分類コードF10からF19の規定に該当するものとします。

6 保険金をお支払いできないことがある主な場合

契約概要 注意喚起情報

- (1) 保険契約が告知義務違反により解除となった場合
- (2) 保険金を詐取する目的で事故を起こしたときや、保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由により保険契約が解除となった場合
- (3) 保険契約について詐欺の行為があって取り消された場合 や、保険金の不法取得目的があって保険契約が無効になった場合
- (4) 保険料のお払い込みがなく、保険契約が失効した場合
- (5) 免責事由に該当した場合
 - ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
 - ②被保険者の犯罪行為
 - ③被保険者の薬物依存
 - ④被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
 - ⑤被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
 - ⑥被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 - ⑦被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
 - ⑧頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で、いずれも他覚所見のないもの(原因の如何を問いません。)

7主な特約と概要

契約概要

特	約	名	称	災害入院一時金特約
特	約の)概	要	傷害の治療を目的として入院したとき に、入院一時金をお支払いする特約です。

特 約 名 称	重度介護一時金保険
特約の概要	公的介護保険制度に基づく要介護4または要介護5の状態となったときに、一時金をお支払いする特約です。
特約名称	軽度介護一時金特約

8 保険料について

契約概要 注意喚起情報

保険料についてはパンフレット記載の保険料表をご覧ください。 ※90歳以降の保険料は末尾記載の【90歳以降の保険料表】を ご参照ください。

(1) お申し込み時の保険料は、責任開始日における満年齢、性別、払込回数によって決まります。

保険金額はお申し込み時のままです。

保険料は、更新日における満年齢、性別、払込回数によって決まりますが、ご契約更新の際に年齢群団が変わる場合に変動します。

- (2) 払込方法(回数)は、月払か年払のいずれかをお選びください。
- (3) 払込方法(経路)は、口座振替またはクレジットカード払い のいずれかをお選びください。

[1. 口座振替の場合]

月払保険料は、払込期月中の毎月27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に、年払保険料は責任開始日または更新日の属する月の27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に、保険契約者の指定口座より、口座振替(自動振替)によりお払い込みいただきます。

[2. クレジットカード払いの場合]

クレジットカード扱特約を付加することにより、クレジットカードによる保険料の払い込みを行うことができます。 この場合、以下の事項については口座振替による保険料の払い込みの場合と異なります。

当社がクレジットカード会社に保険料を請求した日に、保険料の払い込みがあったものとします。

- (4) この保険契約の保険料の払込期間は1年間となります。
- (5) 保険契約の計算の基礎に著しく影響を及ぼす状況の変更が発生したときは、当社の定めにより保険期間中に、保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。

9 保険料のお払い込みの猶予期間とご契約の失効

注意喚起情報

(1) 保険料お払い込みの猶予期間は、払込期月の翌月初日から末日までです。猶予期間中に保険料のお払い込みがない場合は、保険契約は猶予期間満了日の翌日から失効します。

◎ 保険料払込の猶予期間と保険料未払いによる失効例

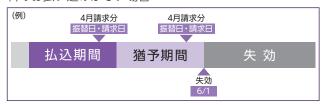
[1. 月払の場合]

払込期月までに払い込まれるべき保険料のお払い込みがなく、その翌月の猶予期間満了日までに翌月分の保険料を合算した2か月分の保険料が払い込まれない場合



[2. 年払の場合]

猶予期間満了日までに、払込期月に払い込まれるべき保険 料のお払い込みがない場合



(2) 保険契約が失効した場合、保険契約の復活はできません。

⑩ 配当金・満期保険金・解約返戻金

契約概要

- (1) この保険には、契約者配当金はありません。
- (2) この保険は掛捨て型で、満期保険金はありません。
- (3) 保険料払込方法(回数)が年払の場合は、保険契約の年単位の契約応当日からの経過月数(以下、本条において「経過月数」といいます。)に応じて計算された金額を解約返戻金として保険契約者に支払います。ただし、1か月に満たない経過月の端数はこれを切り上げます。保険料払込方法(回数)が月払の場合は、解約返戻金はありません。

11 告知義務について

注意喚起情報

- (1) 保険契約者または被保険者には、ご契約時に、危険選択に関する重要な事項のうち、当社所定の書面で質問した事項につき、その書面により告知していただく義務(告知義務)があります。故意または重大な過失によって告知書などに事実と違う記載をされた場合、または事実を告知されなかった場合は、「告知義務違反」として当社はご契約を解除することがあります。ご契約を解除した場合には、保険金の支払事由が発生していても、保険金をお支払いできないことがあります。被保険者の告知事項については、十分ご注意ください。
- (2) たとえば、「現在の医療水準では治療が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症などについて故意に告知されなかった場合」など、加入時に詐欺行為や保険金を不法に取得する目的があったときは、責任開始日からの年数を問わず、保険金をお支払いしないことがあります。また、この場合すでにお払い込みいただいた保険料は、お返しいたしません。
- (3) 当社の募集人には告知受領権がありません。当社の募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、必ず告知書にご記入いただきますようお願いいたします。ご記入内容によってはご契約をお断りすることがあります。

【90歳以降の保険料表】

● 月払保険料

	ベースプラン (10万円)				スタンダードプラン (20万円)			
月払	基本	保障	介護保障		基本保障		介護保障	
	男 性	女 性	男 性	女性	男 性	女 性	男 性	女 性
90歳	9,230	7,470	1,400	2,000	18,140	14,620	1,400	2,000
91歳	9,480	7,740	1,510	2,190	18,630	15,160	1,510	2,190
92歳	9,720	8,010	1,630	2,380	19,120	15,700	1,630	2,380
93歳	10,000	8,350	1,820	2,650	19,670	16,390	1,820	2,650
94歳	10,270	8,700	2,010	2,930	20,230	17,070	2,010	2,930
95歳	10,540	9,040	2,190	3,200	20,770	17,760	2,190	3,200
96歳	10,820	9,370	2,390	3,470	21,320	18,430	2,390	3,470
97歳	11,090	9,710	2,570	3,740	21,860	19,100	2,570	3,740
98歳	11,400	10,160	2,760	4,000	22,480	20,000	2,760	4,000
99歳	11,710	10,600	2,940	4,270	23,110	20,880	2,940	4,270

	ワイドプラン(30万円)				ライトプラン(5万円)				
月払	基本	保障	介護保障		基本保障		介護	介護保障	
	男 性	女性	男 性	女性	男 性	女 性	男 性	女性	
90歳	27,050	21,780	1,400	2,000	4,780	3,890	810	1,100	
91歳	27,800	22,590	1,510	2,190	4,900	4,030	860	1,200	
92歳	28,530	23,400	1,630	2,380	5,020	4,160	920	1,300	
93歳	29,350	24,430	1,820	2,650	5,160	4,330	1,010	1,430	
94歳	30,180	25,460	2,010	2,930	5,300	4,500	1,110	1,570	
95歳	31,000	26,480	2,190	3,200	5,430	4,670	1,200	1,710	
96歳	31,830	27,490	2,390	3,470	5,560	4,850	1,300	1,840	
97歳	32,640	28,500	2,570	3,740	5,700	5,020	1,390	1,980	
98歳	33,570	29,840	2,760	4,000	5,860	5,240	1,480	2,110	
99歳	34,500	31,160	2,940	4,270	6,020	5,450	1,580	2,240	

● 年払保険料

	ベースプラン (10万円)				スタンダードプラン (20万円)				
年払	基本	保障	介護保障		基本保障		介護保障		
	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	
90歳	100,950	84,650	15,050	21,950	198,100	165,510	15,050	21,950	
91歳	102,540	86,970	16,140	23,770	201,290	170,170	16,140	23,770	
92歳	103,900	89,080	17,180	25,500	204,020	174,390	17,180	25,500	
93歳	105,420	91,830	18,850	27,930	207,050	179,870	18,850	27,930	
94歳	106,890	94,370	20,470	30,240	210,000	184,950	20,470	30,240	
95歳	108,520	96,680	22,070	32,440	213,270	189,580	22,070	32,440	
96歳	109,970	99,000	23,590	34,570	216,170	194,220	23,590	34,570	
97歳	111,310	101,170	25,060	36,610	218,830	198,570	25,060	36,610	
98歳	112,940	104,320	26,450	38,550	222,100	204,860	26,450	38,550	
99歳	114,450	107,300	27,790	40,390	225,120	210,800	27,790	40,390	

	ワイドプラン(30万円)				ライトプラン(5万円)			
年払	基本保障		介護保障		基本保障		介護保障	
	男 性	女 性	男 性	女性	男 性	女 性	男 性	女 性
90歳	295,270	246,390	15,050	21,950	52,360	44,210	8,790	12,230
91歳	300,050	253,360	16,140	23,770	53,160	45,380	9,330	13,140
92歳	304,140	259,700	17,180	25,500	53,840	46,430	9,850	14,010
93歳	308,690	267,920	18,850	27,930	54,600	47,800	10,690	15,230
94歳	313,120	275,550	20,470	30,240	55,330	49,070	11,500	16,390
95歳	318,020	282,480	22,070	32,440	56,160	50,230	12,290	17,480
96歳	322,360	289,440	23,590	34,570	56,880	51,390	13,060	18,540
97歳	326,370	295,960	25,060	36,610	57,540	52,480	13,790	19,560
98歳	331,260	305,410	26,450	38,550	58,360	54,060	14,490	20,540
99歳	335,790	314,320	27,790	40,390	59,110	55,540	15,160	21,450

引受基準緩和型

疾病入院一時金保険 重要事項説明書

(契約概要/注意喚起情報)

この書面では、引受基準型疾病入院一時金保険のご契約に関する重要な事項のうち、保険商 品の内容を理解するために特にご確認いただきたい事項(契約概要)と、お客様にとって不利益と なる事項など特にご注意いただきたい事項(<u>注意喚起情報</u>)を記載しています。ご契約の前に 必ずお読みいただき、内容をご確認のうえお申し込みいただきますようお願いいたします。

- ご契約に際しては、保険契約者・被保険者ともにご本人が本書面の内容をお読みいただくことが重要です。
- 保険金をお支払いできない場合など、お客様にとって特に不利益となる情報が記載された部分は必ず お読みください。
- 現在ご加入中の保険契約の解約を前提にご契約を申し込まれる場合、お客様にとって不利益になることが あります。

1 商品のしくみ

契約概要

- (1) この保険は、オリーブ少額短期保険株式会社がお引き受 けいたします。
- (2) この保険は、被保険者の性別・年齢群団に基づき、保険 料率を区分し、保険契約期間中に被保険者が所定の入院 した場合に、疾病入院一時金を支払うことにより、被保険 者の方の経済的負担を軽減することを意図した保険です。 なお、引受基準を緩和することにより持病がある方、入院 経験がある方が加入しやすいように設計されています。
- 2 新規でお申し込みいただける方(被保険者)の範囲

契約日において満20歳以上満89歳以下である方。

3 契約日・責任開始日について

注意喚起情報

お申し込みいただいたご契約を、申込締切日(毎月15日)までに 当社が承諾した場合は、申込締切日の翌月の1日から保障が開 始されます。申込書などに記入漏れがあったり、当社がお申し 込みに関する確認に時間を要する場合などで、ご契約を承諾し た日が15日を過ぎた場合は、責任開始日が順延されます。

初年度の保険契約において当社の保険契約上の責任が開始さ れる日を責任開始日といいます。

契約日は責任開始日とし、保険期間、保険料払込期間および 契約年齢は、その日を基準として計算します。



4 保険期間と更新

契約概要 注意喚起情報

- (1) 保険期間は、契約日から起算して1年間です。
- (2) 保険契約者が保険期間満了日の2週間前までに当社所定の 書面にてご契約を更新しない旨を通知しない限りは、更新日

(保険期間満了日の翌日)において満99歳まで更新されます。 ただし、保険期間の満了日の翌日における被保険者の年 齢が満100歳をこえる場合、更新できません。

- (3) 更新後の保険期間は、更新日より1年間となります。ただ し、以下の場合には保険料その他の契約内容の変更を行 うことがあります。
 - ①普通保険約款の規定により、更新時の被保険者の満年 齢に応じて保険料が変更になる場合
 - ②保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす状況の変更が発 生し、保険期間中に保険料の増額または保険金額の減 額を行う場合
- (4) 更新時に、当社がこの保険契約の締結を取扱っていない とき、またはこの保険が不採算であったときは、この保険 契約は更新されません。

5 保障内容とお支払いする保険金 契約概要 注意喚起情報 (別表は約款に記載されています。)

名称	疾病入院一時金
支 払 事 由 (保険金を支払う) 場合をいいます。 以下、同じ。	被保険者が保険期間中に次のすべてに該当する入院(別表1)をした場合 (1)責任開始日以後に生じた疾病(異常分娩(別表3)を含みます。)を直接の原因とした入院 (2)前号は治療を目的とした入院(**1)であり、病院または診療所(別表4)への入院日数が2日以上であることを要します。
支払額	1回の入院につき、保険証券記載の保険金額 おお、1保険期間における保険金の支払金額は、80万円を限度とします。 ただし、被保険者が初年度の責任開始日から起算して6か月以内の保険金の支払額は保険証券記載の保険金額×50%とします。

受 取 人	被保険者
免 責 事 由 (保険金を支払わ ない場合をいい ます。以下、同じ。)	次のいずれかにより支払事由に該当したとき (1)保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2)被保険者の犯罪行為 (3)被保険者の薬物依存(**2) (4)被保険者の精神障害(**2)の状態を原因とする事故 (5)被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6)被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7)被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8)頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で、いずれも他覚所見のないもの(原因の如何を問いません。)

- (※1) 「治療を目的とした入院」には、美容上の処置による入院、正常分娩、病気を原因としない不妊手術、治療を主たる目的としない診断のための検査による入院、介護を主たる目的とする入院などは該当しません。
- (※2) 「精神障害」とは、別表5に記載する平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99の規定に該当するものとします。「薬物依存」とは、同分類項目中の分類コードF10からF19の規定に該当するものとします。

6 保険金をお支払いできないことがある主な場合

契約概要 注意喚起情報

- (1) 保険契約が告知義務違反により解除となった場合
- (2) 保険金を詐取する目的で事故を起こしたときや、保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由により保険契約が解除となった場合
- (3) 保険契約について詐欺の行為があって取り消された場合 や、保険金の不法取得目的があって保険契約が無効になった場合
- (4) 保険料のお払い込みがなく、保険契約が失効した場合
- (5) 免責事由に該当した場合
 - ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
 - ②被保険者の犯罪行為
 - ③被保険者の薬物依存
 - ④被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
 - ⑤被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
 - ⑥被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 - ②被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
 - ⑧頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で、いずれも他覚所見のないもの(原因の如何を問いません。)

7 主な特約と概要

契約概要

特 約 名 称	災害入院一時金特約
特約の概要	傷害の治療を目的として入院したとき に、入院一時金をお支払いする特約です。
特 約 名 称	重度介護一時金保険
特約の概要	公的介護保険制度に基づく要介護4または要介護5の状態となったときに、一時金をお支払いする特約です。
特 約 名 称	軽度介護一時金特約
特約の概要	公的介護保険制度に基づく要介護2または要介護3の状態となったときに、一時金をお支払いする特約です。

8 保険料について

ご参照ください。

契約概要 注意喚起情報

保険料についてはパンフレット記載の保険料表をご覧ください。 ※90歳以降の保険料は末尾記載の【90歳以降の保険料表】を

(1) お申し込み時の保険料は、責任開始日における満年齢、性別、払込回数によって決まります。

保険金額はお申し込み時のままです。

保険料は、更新日における満年齢、性別、払込回数によって決まりますが、ご契約更新の際に年齢群団が変わる場合に変動します。

- (2) 払込方法(回数)は、月払か年払のいずれかをお選びください。
- (3) 払込方法(経路)は、口座振替またはクレジットカード払い のいずれかをお選びください。

[1. 口座振替の場合]

月払保険料は、払込期月中の毎月27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に、年払保険料は責任開始日または更新日の属する月の27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に、保険契約者の指定口座より、口座振替(自動振替)によりお払い込みいただきます。

[2. クレジットカード払いの場合]

クレジットカード扱特約を付加することにより、クレジットカードによる保険料の払い込みを行うことができます。 この場合、以下の事項については口座振替による保険料の払い込みの場合と異なります。

当社がクレジットカード会社に保険料を請求した日に、保険料の払い込みがあったものとします。

- (4) この保険契約の保険料の払込期間は1年間となります。
- (5) 保険契約の計算の基礎に著しく影響を及ぼす状況の変更が発生したときは、当社の定めにより保険期間中に、保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。

9 保険料のお払い込みの猶予期間とご契約の失効

注意喚起情報

(1) 保険料お払い込みの猶予期間は、払込期月の翌月初日から末日までです。猶予期間中に保険料のお払い込みがない場合は、保険契約は猶予期間満了日の翌日から失効します。

◎ 保険料払込の猶予期間と保険料未払いによる失効例

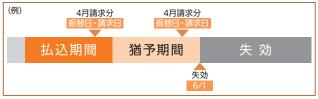
[1. 月払の場合]

払込期月までに払い込まれるべき保険料のお払い込みがなく、その翌月の猶予期間満了日までに翌月分の保険料を合算した2か月分の保険料が払い込まれない場合



[2. 年払の場合]

猶予期間満了日までに、払込期月に払い込まれるべき保険 料のお払い込みがない場合



(2) 保険契約が失効した場合、保険契約の復活はできません。

10 配当金・満期保険金・解約返戻金

契約概要

- (1) この保険には、契約者配当金はありません。
- (2) この保険は掛捨て型で、満期保険金はありません。
- (3) 保険料払込方法(回数)が月払の場合は、解約返戻金はありません。保険料払込方法(回数)が年払の場合は、保険

契約の年単位の契約応当日からの経過月数(以下、本条において「経過月数」といいます。)に応じて計算された金額を解約返戻金として保険契約者に支払います。ただし、1か月に満たない経過月の端数はこれを切り上げます。

11 告知義務について

注意喚起情報

- (1) 保険契約者または被保険者には、ご契約時に、危険選択に関する重要な事項のうち、当社所定の書面で質問した事項につき、その書面により告知していただく義務(告知義務)があります。故意または重大な過失によって告知書などに事実と違う記載をされた場合、または事実を告知されなかった場合は、「告知義務違反」として当社はご契約を解除することがあります。ご契約を解除した場合には、保険金の支払事由が発生していても、保険金をお支払いできないことがあります。被保険者の告知事項については、十分ご注意ください。
- (2)加入時に詐欺行為や保険金を不法に取得する目的があったときは、責任開始日からの年数を問わず、保険金をお支払いしないことがあります。また、この場合すでにお払い込みいただいた保険料は、お返しいたしません。
- (3) 当社の募集人には告知受領権がありません。当社の募集 人に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません。必ず告知書にご記入いただきますようお願いいたします。また、記入いただいた告知事項を審査し、ご記入内容によってはご契約をお断りすることがあります。

【90歳以降の保険料表】

● 月払保険料

		ベースプラ	ン (10万円)		スタンダードプラン (20万円)				
月払	基本保障		介護保障		基本保障		介護保障		
	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	
90歳	11,030	8,750	1,400	2,000	21,740	17,180	1,400	2,000	
91歳	11,280	9,020	1,510	2,190	22,230	17,730	1,510	2,190	
92歳	11,520	9,300	1,630	2,380	22,720	18,290	1,630	2,380	
93歳	11,810	9,660	1,820	2,650	23,300	19,010	1,820	2,650	
94歳	12,100	10,030	2,010	2,930	23,890	19,730	2,010	2,930	
95歳	12,390	10,380	2,190	3,200	24,470	20,440	2,190	3,200	
96歳	12,680	10,730	2,390	3,470	25,040	21,150	2,390	3,470	
97歳	12,960	11,090	2,570	3,740	25,610	21,860	2,570	3,740	
98歳	13,290	11,550	2,760	4,000	26,260	22,780	2,760	4,000	
99歳	13,610	12,010	2,940	4,270	26,910	23,690	2,940	4,270	

	ワイドプラン(30万円)				ライトプラン(5万円)			
月払	基本	保障	介護	保障	基本	保障	介護	保障
	男 性	女性	男 性	女性	男 性	女性	男 性	女 性
90歳	32,450	25,620	1,400	2,000	5,680	4,530	810	1,100
91歳	33,200	26,440	1,510	2,190	5,800	4,670	860	1,200
92歳	33,920	27,270	1,630	2,380	5,920	4,810	920	1,300
93歳	34,800	28,360	1,820	2,650	6,060	4,990	1,010	1,430
94歳	35,670	29,440	2,010	2,930	6,210	5,170	1,110	1,570
95歳	36,540	30,510	2,190	3,200	6,360	5,340	1,200	1,710
96歳	37,410	31,570	2,390	3,470	6,490	5,530	1,300	1,840
97歳	38,270	32,630	2,570	3,740	6,640	5,710	1,390	1,980
98歳	39,240	34,010	2,760	4,000	6,800	5,930	1,480	2,110
99歳	40,210	35,380	2,940	4,270	6,970	6,160	1,580	2,240

● 年払保険料

	ベースプラン (10万円)				スタンダードプラン (20万円)			
年払	基本	保障	介護	保障	基本	保障	介護	保障
	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性
90歳	117,670	97,830	15,050	21,950	231,550	191,880	15,050	21,950
91歳	118,670	99,880	16,140	23,770	233,550	195,980	16,140	23,770
92歳	119,350	101,630	17,180	25,500	234,910	199,490	17,180	25,500
93歳	120,290	104,110	18,850	27,930	236,790	204,430	18,850	27,930
94歳	121,190	106,320	20,470	30,240	238,590	208,850	20,470	30,240
95歳	122,330	108,230	22,070	32,440	240,890	212,680	22,070	32,440
96歳	123,220	110,170	23,590	34,570	242,660	216,570	23,590	34,570
97歳	123,960	111,940	25,060	36,610	244,140	220,100	25,060	36,610
98歳	124,970	114,650	26,450	38,550	246,140	225,520	26,450	38,550
99歳	125,810	117,150	27,790	40,390	247,840	230,500	27,790	40,390

	ワイドプラン(30万円)				ライトプラン(5万円)			
年払	基本	保障	介護	保障	基本	保障	介護	保障
	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性
90歳	345,450	285,930	15,050	21,950	60,720	50,800	8,790	12,230
91歳	348,450	292,080	16,140	23,770	61,230	51,830	9,330	13,140
92歳	350,480	297,350	17,180	25,500	61,560	52,710	9,850	14,010
93歳	353,300	304,760	18,850	27,930	62,040	53,940	10,690	15,230
94歳	356,000	311,400	20,470	30,240	62,480	55,050	11,500	16,390
95歳	359,450	317,130	22,070	32,440	63,060	56,010	12,290	17,480
96歳	362,100	322,960	23,590	34,570	63,500	56,980	13,060	18,540
97歳	364,340	328,260	25,060	36,610	63,870	57,870	13,790	19,560
98歳	367,330	336,390	26,450	38,550	64,370	59,220	14,490	20,540
99歳	369,870	343,870	27,790	40,390	64,790	60,460	15,160	21,450

オリーブのがん保険 重要事項説明書 (がん診断一時金保険)

(契約概要/注意喚起情報)

この書面では、がん診断一時金保険のご契約に関する重要な事項のうち、保険商品の内容を 理解するために特にご確認いただきたい事項(契約概要)と、お客様にとって不利益となる事項 など特にご注意いただきたい事項(「注意喚起情報」)を記載しています。ご契約の前に必ずお読み いただき、内容をご確認のうえお申し込みいただきますようお願いいたします。

- ご契約に際しては、保険契約者・被保険者ともにご本人が本書面の内容をお読みいただくことが重要です。
- 保険金をお支払いできない場合など、お客様にとって特に不利益となる情報が記載された部分は必ず お読みください。
- 現在ご加入中の保険契約の解約を前提にご契約を申し込まれる場合、お客様にとって不利益になることが あります。

1 商品のしくみ

- (1) この保険は、オリーブ少額短期保険株式会社がお引き受 けいたします。
- (2) この保険は、被保険者の性別・年齢群団に基づき、保 険料率を区分し、保険契約期間中に被保険者が所定の がんと診断された場合に、がん診断一時金を支払うこと により被保険者の方の経済的負担を軽減することを意図 した保険です。
- 2 新規でお申し込みいただける方(被保険者)の範囲

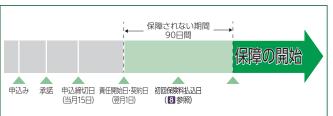
契約日において満20歳以上満89歳以下である方。

3 契約日・責任開始日について

お申し込みいただいたご契約を、申込締切日(毎月15日)までに 当社が承諾した場合は、申込締切日の翌月の1日から保障が開 始されます。申込書などに記入漏れがあったり、当社がお申し 込みに関する確認に時間を要する場合などで、ご契約を承諾し た日が15日を過ぎた場合は、責任開始日が順延されます。

初年度の保険契約において当社の保険契約上の責任が開始さ れる日を責任開始日といいます。

契約日は責任開始日とし、保険期間、保険料払込期間および 契約年齢は、その日を基準として計算します。



4 保険期間と更新

契約概要 注意喚起情報

- (1) 保険期間は、契約日から起算して1年間です。
- (2) 保険契約者が保険期間満了日の2週間前までに当社所定の 書面にてご契約を更新しない旨を通知しない限りは、更新日 (保険期間満了日の翌日)において満99歳まで更新されます。 ただし、保険期間の満了日の翌日における被保険者の年 齢が当社の定める範囲をこえる場合、更新できません。

- (3) 更新後の保険期間は、更新日より1年間となります。ただ し、以下の場合には保険料その他の契約内容の変更を行 うことがあります。
 - ①普通保険約款の規定により、更新時の被保険者の満年 齢に応じて保険料が変更になる場合
 - ②保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす状況の変更が発 生し、保険期間中に保険料の増額または保険金額の減 額を行う場合
- (4) 更新時に、当社がこの保険契約の締結を取扱っていない とき、またはこの保険が不採算であったときは、この保険 契約は更新されません。

5 保障内容とお支払いする保険金 契約概要 注意喚起情報 (別表は約款に記載されています。)

(/) 12(1	0.4.200		3(C1(C0)(S9))
名		称	がん診断一時金保険
/ 保険場合	支払事由 (保険金を支払う) 場合をいいます。 以下、同じ。 支払額		責任開始日前にがん(別表1に定めるがんをいいます。以下、同じ)と医師によって診断確定されたことがない被保険者が、保険期間中に、責任開始日以後に初めてがんと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき(病理組織学的所見(生検)による診断確定については、病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。以下、同じ。)
支			保険証券記載の保険金額 なお、1保険期間における保険金の支払金額は、主契約および付加された特約に基づ く保険金と合算して80万円を限度とします。
受	取	人	被保険者

前項の規定にかかわらず、責任開始日前にがんと医師に よって診断確定されたことのない被保険者が、責任開始 日以後、責任開始日からその日を含めて90日(以下、「90日」 といいます。)以内にがんと医師によって診断確定された場 合(90日以内に診断確定されたがんの90日経過後の再発・

転移等と認められる場合を含みます。)には、がん診断一 時金は支払いません。

- 3. 前項の場合で、90日経過後に医師によって病理組織学的所見(生検)により再度がんと診断確定され、そのがんが90日以内に診断確定されたがんの再発・転移等と認められないときは、第1項に定める責任開始日以後に初めてがんと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたときに該当するものとみなして取り扱います。
- 4. がんによるがん診断一時金の支払事由が同一の日に複数回生じた場合でも、がん診断一時金は重複して支払いません。

6 保険金をお支払いできないことがある主な場合

契約概要 注意喚起情報

- (1) 保険契約が告知義務違反により解除となった場合
- (2) 保険金を詐取する目的で事故を起こしたときや、保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由により保険契約が解除となった場合
- (3) 保険契約について詐欺の行為があって取り消された場合や、保険金の不法取得目的があって保険契約が無効になった場合
- (4) 保険料のお払い込みがなく、保険契約が失効した場合
- (5) 免責事由に該当した場合
 - ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
 - ②被保険者の犯罪行為
 - ③被保険者の薬物依存
 - ④被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
 - ⑤被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
 - ⑥被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 - ⑦被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
 - ⑧頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で、いずれも他覚所見のないもの(原因の如何を問いません。)

7 主な特約と概要

契約概要

特 約 名 称	特定疾病一時金特約
特約の概要	この特約は、被保険者が特定疾病の治療を目的として入院したときに、特定疾病一時金(以下、「保険金」といいます。)を支払うことを主な内容とするものです。

8 保険料について

契約概要 注意喚起情報

保険料についてはパンフレット記載の保険料表をご覧ください。 ※90歳以降の保険料は末尾記載の【90歳以降の保険料表】を ご参照ください。

(1) お申し込み時の保険料は、責任開始日における満年齢、性別、払込回数によって決まります。

保険金額はお申し込み時のままです。

保険料は、更新日における満年齢、性別、払込回数によって決まりますが、ご契約更新の際に年齢群団が変わる場合に変動します。

- (2) 払込方法(回数)は、月払か年払のいずれかをお選びください。
- (3) 払込方法(経路)は、口座振替またはクレジットカード払い のいずれかをお選びください。

[1. 口座振替の場合]

月払保険料は、払込期月中の毎月27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に、年払保険料は責任開始日または 更新日の属する月の27日(金融機関休業日の場合は翌営 業日)に、保険契約者の指定口座より、口座振替(自動振替)によりお払い込みいただきます。

[2. クレジットカード払いの場合]

クレジットカード扱特約を付加することにより、クレジットカードによる保険料の払い込みを行うことができます。この場合、以下の事項については口座振替による保険料の払い込みの場合と異なります。

当社がクレジットカード会社に保険料を請求した日に、保険料の払い込みがあったものとします。

- (4) この保険契約の保険料の払込期間は1年間となります。
- (5) 保険契約の計算の基礎に著しく影響を及ぼす状況の変更が発生したときは、当社の定めにより保険期間中に、保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。

9 保険料のお払い込みの猶予期間とご契約の失効

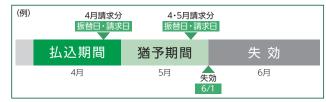
注意喚起情報

(1) 保険料お払い込みの猶予期間は、払込期月の翌月初日から 末日までです。猶予期間中に保険料のお払い込みがない場 合は、保険契約は猶予期間満了日の翌日から失効します。

◎ 保険料払込の猶予期間と保険料未払いによる失効例

[1. 月払の場合]

払込期月までに払い込まれるべき保険料のお払い込みがな く、その翌月の猶予期間満了日までに翌月分の保険料を合 算した2か月分の保険料が払い込まれない場合



[2. 年払の場合]

猶予期間満了日までに、払込期月に払い込まれるべき保険 料のお払い込みがない場合



(2) 保険契約が失効した場合、保険契約の復活はできません。

10 配当金・満期保険金・解約返戻金

契約概要

- (1) この保険には、契約者配当金はありません。
- (2) この保険は掛捨て型で、満期保険金はありません。
- (3) 保険料払込方法(回数)が年払の場合は、保険契約の年単位の契約応当日からの経過月数(以下、本条において「経過月数」といいます。)に応じて計算された金額を解約返戻金として保険契約者に支払います。ただし、1か月に満たない経過月の端数はこれを切り上げます。保険料払込方法(回数)が月払の場合は、解約返戻金はありません。

11 告知義務について

注意喚起情報

(1) 保険契約者または被保険者には、ご契約時に、危険選択

に関する重要な事項のうち、当社所定の書面で質問した 事項につき、その書面により告知していただく義務(告知 義務)があります。故意または重大な過失によって告知書 などに事実と違う記載をされた場合、または事実を告知さ れなかった場合は、「告知義務違反」として当社はご契約を 解除することがあります。ご契約を解除した場合には、保 険金の支払事由が発生していても、保険金をお支払いで きないことがあります。被保険者の告知事項については、 十分ご注意ください。

(2) たとえば、「現在の医療水準では治療が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症などについて故意に

- 告知されなかった場合」など、加入時に詐欺行為や保険金を不法に取得する目的があったときは、責任開始日からの年数を問わず、保険金をお支払いしないことがあります。また、この場合すでにお払い込みいただいた保険料は、お返しいたしません。
- (3) 当社の募集人には告知受領権がありません。当社の募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、必ず告知書にご記入いただきますようお願いいたします。ご記入内容によってはご契約をお断りすることがあります。

【90歳以降の保険料表】

● 月払保険料

月払	ベースプラン (30万円)		スタンダードプラン (50万円)		ワイドプラン (80万円)		特定疾病一時金 (30万円)	
	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女性
90歳	3,890	1,570	6,290	2,430	9,900	3,730	2,620	2,260
91歳	3,960	1,580	6,410	2,450	10,090	3,760	2,740	2,430
92歳	4,030	1,590	6,530	2,470	10,280	3,780	2,870	2,620
93歳	4,100	1,600	6,640	2,480	10,460	3,810	3,000	2,830
94歳	4,170	1,610	6,770	2,500	10,660	3,840	3,140	3,050
95歳	4,250	1,620	6,890	2,520	10,860	3,860	3,280	3,300
96歳	4,320	1,630	7,020	2,530	11,060	3,890	3,440	3,560
97歳	4,400	1,640	7,150	2,550	11,280	3,920	3,600	3,850
98歳	4,480	1,650	7,280	2,570	11,490	3,940	3,770	4,160
99歳	4,560	1,660	7,420	2,580	11,700	3,970	3,940	4,500

● 年払保険料

年 払	ベースプラン (30万円)		スタンダードプラン (50万円)		ワイドプラン (80万円)		特定疾病一時金 (30万円)	
	男 性	女性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女性
90歳	41,150	17,760	66,380	27,400	104,220	41,860	28,850	25,710
91歳	41,430	17,740	66,840	27,370	104,970	41,810	29,860	27,470
92歳	41,640	17,700	67,200	27,290	105,540	41,690	30,870	29,320
93歳	41,800	17,630	67,470	27,180	105,970	41,500	31,870	31,260
94歳	41,980	17,540	67,760	27,030	106,430	41,270	32,920	33,310
95歳	42,240	17,440	68,190	26,860	107,130	40,990	34,080	35,470
96歳	42,450	17,340	68,540	26,700	107,690	40,740	35,240	37,810
97歳	42,650	17,240	68,880	26,530	108,220	40,470	36,430	40,310
98歳	42,830	17,140	69,180	26,360	108,700	40,190	37,650	42,960
99歳	42,990	17,030	69,440	26,180	109,130	39,900	38,900	45,780

オリーブの総合医療保険 重要事項説明書

(契約概要/注意喚起情報)

この書面では、オリーブの総合医療保険のご契約に関する重要な事項のうち、保険商品の内 容を理解するために特にご確認いただきたい事項(「契約概要」)と、お客様にとって不利益となる事 読みいただき、内容をご確認のうえお申し込みいただきますようお願いいたします。

- ご契約に際しては、保険契約者・被保険者ともにご本人が本書面の内容をお読みいただくことが重要です。
- 保険金をお支払いできない場合など、お客様にとって特に不利益となる情報が記載された部分は必ず お読みください。
- 現在ご加入中の保険契約の解約を前提にご契約を申し込まれる場合、お客様にとって不利益になることが あります。

1 商品のしくみ

契約概要

- (1) この保険は、オリーブ少額短期保険株式会社がお引き受 けいたします。
- (2) この保険は、入院保障特約・手術保障特約・先進医療保 障特約を付加することにより、被保険者の性別・年齢群団 に基づき、保険料率を区分し、保険契約期間中に被保険 者が所定の入院・手術・先進医療を受けた場合に、給付 金を支払うことにより、被保険者の方の経済的負担を軽減 することを意図した保険です。

2 新規でお申し込みいただける方(被保険者)の範囲

契約日において満20歳以上満89歳以下である方。

3 契約日・責任開始日について

注意喚起情報

お申し込みいただいたご契約を、申込締切日(毎月15日)までに 当社が承諾した場合は、申込締切日の翌月の1日から保障が開 始されます。申込書などに記入漏れがあったり、当社がお申し 込みに関する確認に時間を要する場合などで、ご契約を承諾し た日が15日を過ぎた場合は、責任開始日が順延されます。

初年度の保険契約において当社の保険契約上の責任が開始さ れる日を責任開始日といいます。

契約日は責任開始日とし、保険期間、保険料払込期間および 契約年齢は、その日を基準として計算します。



4 保険期間と更新

契約概要 注意喚起情報

- (1) 保険期間は、契約日から起算して1年間です。
- (2) 保険契約者が保険期間満了日の2週間前までに当社所定の 書面にてご契約を更新しない旨を通知しない限りは、更新日

(保険期間満了日の翌日)において満99歳まで更新されます。 ただし、保険期間の満了日の翌日における被保険者の年 齢が満100歳をこえる場合、更新できません。

- (3) 更新後の保険期間は、更新日より1年間となります。ただ し、以下の場合には保険料その他の契約内容の変更を行 うことがあります。
 - ①普通保険約款の規定により、更新時の被保険者の満年 齢に応じて保険料が変更になる場合
 - ②保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす状況の変更が発 生し、保険期間中に保険料の増額または保険金額の減 額を行う場合
- (4) 更新時に、当社がこの保険契約の締結を取扱っていない とき、またはこの保険が不採算であったときは、この保険 契約は更新されません。

5 保障内容とお支払いする保険金 契約概要 注意喚起情報 (別表は約款に記載されています。)

名称	入院給付金
支 払 事 由 /入院給付金を支払 う場合をいいます。 以下、同じ。	被保険者が保険期間中に次のいずれかに該当する入院 ^{例表2)} をした場合 (1) 責任開始日以後に生じた不慮の事故(別表3)による傷害を直接の原因とした入院(ただし、事故の日を含めて180日以内に開始した入院であることを要します。) (2) 責任開始日以後に生じた疾病(異常分娩(^{別表4)} を含みます。)を直接の原因とした入院 (3) 前2号は、治療を目的とした入院(※1)であり、病院または診療所(^{別表5)} への入院日数が2日以上であることを要します。

支 払 額			1回の入院につき、保険証券等に記載の入院給付金日額×入院日数ただし、1回の入院については、入院日数30日を限度とします。なお、1保険期間における入院給付金の支払金額は、80万円を限度とします。ただし、責任開始日からその日を含めて6か月以内の入院は、不慮の事故による傷害による入院を除き、入院給付金額の支払額は50%とします。
受	取	人	被保険者
/入院:	責 事 給付金を い場合 以下、	支払し	次のいずれかにより支払事由に該当したとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の薬物依存(※2) (4) 被保険者の薬物依存(※2) (5) 被保険者の精神障害(※2)の状態を原因とする事故 (6) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で、いずれも他覚所見のないもの(原因の如何を問いません。)

- (※1)「治療を目的とした入院」には、美容上の処置による入院、正常分娩、病気を原因としない不妊手術、治療を主たる目的としない診断のための検査による入院、介護を主たる目的とする入院などは該当しません。
- (※2)「精神障害」とは、別表6に記載する平成27年2月13日総務 省告示第35号に定められた分類項目中の分類コードF00 からF99の規定に該当するものとします。「薬物依存」と は、同分類項目中の分類コードF11からF19の規定に該 当するものとします。

名 称	手術給付金
支 払 事 由 /手術給付金を支払 う場合をいいます。 以下、同じ。	被保険者が保険期間中に次のすべてを満たす手術を受けた場合 (1) 責任開始日以後に生じた不慮の事故 (例表3)による傷害または、疾病(異常分娩 (例表4)を含みます。)を直接の原因としてその治療を目的とした手術であること (2) 病院または診療所 (例表5)における手術であること (3) 公的医療保険制度 (例表7)における診療報酬点数表(手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数表をいいます。)に、手術料の算定対象として列挙されている手術であること

支 払 額	手術1回につき保険証券等に記載の手術給付金額 なお、1保険期間における手術給付金の支払金額は、80万円を限度とします。 ただし、責任開始日からその日を含めて6か月以内の手術は、不慮の事故による傷害による手術を除き、手術給付金額の支払額は50%とします。		
受 取 人	被保険者		
免 責 事 由 (手術給付金を支払 わない場合をいい ます。以下、同じ。)	次のいずれかにより支払事由に該当したとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の薬物依存(※) (4) 被保険者の薬物依存(※) (4) 被保険者の精神障害(※)の状態を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で、いずれも他覚所見のないもの(原因の如何を問いません。)		

(※)「精神障害」とは、別表6に記載する平成27年2月13日総務 省告示第35号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99の規定に該当するものとします。「薬物依存」とは、同分類項目中の分類コードF11からF19の規定に該当するものとします。

名 称	先進医療給付金
支 払 事 由 (先進医療給付金を) 支払う場合をいい ます。以下、同じ。)	被保険者が保険期間中に、責任開始日以後に生じた不慮の事故 ^(別表3) による傷害または、疾病(異常分娩 ^(別表4) を含みます。)を直接の原因としてその治療を目的とした先進医療 ^(別表8) による療養を受けた時
支 払 額	先進医療の技術に関わる費用と同額(※1) ただし、保険証券等に記載の先進医療給付金額を限度とします。 なお、1保険期間における先進医療給付金の支払金額は、80万円を限度とします。 ただし、責任開始日からその日を含めて6か月以内は、先進医療給付金額の支払額は50%とします。
受 取 人	被保険者
免責事由 (先進医療給付金を) 支払わない場合を いいます。以下、 同じ。	次のいずれかにより支払事由に該当したとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の薬物依存(※2) (4) 被保険者の精神障害(※2)の状態を原因とする事故

免責事由 (先進医療給付金を 支払わない場合を いいます。以下、 同じ。

- (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- (6) 被保険者が法令に定める運転資格 を持たないで運転している間に生 じた事故
- (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び 運転またはこれに相当する運転を している間に生じた事故
- (※1)「先進医療の技術に係る費用」とは、被保険者が受けた先進医療の技術に対する被保険者の負担額として、その先進医療を受けた病院または診療所によって定められた額をいい、次の費用などは含みません。
 - ・公的医療保険制度^(別表7)の法律に基づき保険給付の対象となる費用(自己負担部分を含む)
 - ・先進医療以外の評価療養のための費用
 - ・選定療養のための費用
 - ・食事療養のための費用
 - ・生活療養のための費用
- (※2) 「精神障害」とは、別表6に記載する平成27年2月13日総務 省告示第35号に定められた分類項目中の分類コードF00 からF99の規定に該当するものとします。「薬物依存」と は、同分類項目中の分類コードF11からF19の規定に該 当するものとします。

特 約 名	称	災害死亡特約	
支 払 事	由	被保険者が、この特約の責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内に、かつ、この特約の責任開始時から保険期間の満了時までに、死亡したとき	
支 払	額	災害死亡保険金額	
受 取	人	死亡保険金受取人	
免責事	由	次のいずれかの事由によって被保険者が 支払事由に該当したとき (1)被保険者の犯罪行為 (2)保険契約者、被保険者または死亡 保険金受取人の故意または重大な 過失 (3)被保険者の精神障害の状態を原因 とする事故 (4)被保険者の泥酔の状態を原因とす る事故 (5)被保険者が法令に定める運転資格 を持たないで運転している間に生 じた事故 (6)被保険者が法令に定める酒気帯び 運転またはこれに相当する運転を している間に生じた事故 (7)地震、噴火または津波 (8)戦争その他の変乱	

特	約	名	称	特定障害特約
支	払	事	由	被保険者が、この特約の責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内に、かつ、この特約の責任開始時から保険期間の満了時までに、身体障害表の第1級から第2級までの障害状態に該当したとき

支	払	額	障害給付金額 × 身体障害表に定める給付割合	
受	取	人	被保険者	
免	責事	в	次のいずれかの事由によって被保険者が支払事由に該当したとき (1) 被保険者の犯罪行為 (2) 保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人の故意または重大な過失 (3) 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (7) 地震、噴火または津波 (8) 戦争その他の変乱	

6 保険金をお支払いできないことがある主な場合

契約概要 注意喚起情報

- (1) 保険契約が告知義務違反により解除となった場合
- (2) 保険金を詐取する目的で事故を起こしたときや、保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由により保険契約が解除となった場合
- (3) 保険契約について詐欺の行為があって取り消された場合 や、保険金の不法取得目的があって保険契約が無効になった場合
- (4) 保険料のお払い込みがなく、保険契約が失効した場合
- (5) 免責事由に該当した場合
 - ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
 - ②被保険者の犯罪行為
 - ③被保険者の薬物依存
 - ④被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
 - ⑤被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
 - ⑥被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 - ⑦被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
 - ⑧頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で、いずれも他覚所見のないもの(原因の如何を問いません。)

7 保険料について

契約概要 注意喚起情報

保険料についてはパンフレット記載の保険料表をご覧ください。 ※90歳以降の保険料は末尾記載の【90歳以降の保険料表】を ご参照ください。

(1) お申し込み時の保険料は、責任開始日における満年齢、性別、払込回数によって決まります。

保険金額はお申し込み時のままです。

保険料は、更新日における満年齢、性別、払込回数によって決まりますが、ご契約更新の際に年齢群団が変わる場

合に変動します。

- (2) 払込方法(回数)は、月払か年払のいずれかをお選びください。
- (3) 払込方法(経路)は、口座振替またはクレジットカード払いのいずれかをお選びください。

[1. 口座振替の場合]

月払保険料は、払込期月中の毎月27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に、年払保険料は責任開始日または更新日の属する月の27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に、保険契約者の指定口座より、口座振替(自動振替)によりお払い込みいただきます。

[2. クレジットカード払いの場合]

クレジットカード扱特約を付加することにより、クレジットカードによる保険料の払い込みを行うことができます。 この場合、以下の事項については口座振替による保険料の払い込みの場合と異なります。

当社がクレジットカード会社に保険料を請求した日に、保 険料の払い込みがあったものとします。

- (4) この保険契約の保険料の払込期間は1年間となります。
- (5) 保険契約の計算の基礎に著しく影響を及ぼす状況の変更が発生したときは、当社の定めにより保険期間中に、保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。

8 保険料のお払い込みの猶予期間とご契約の失効

注意喚起情報

(1) 保険料お払い込みの猶予期間は、払込期月の翌月初日から末日までです。猶予期間中に保険料のお払い込みがない場合は、保険契約は猶予期間満了日の翌日から失効します。

◎ 保険料払込の猶予期間と保険料未払いによる失効例

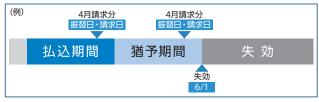
[1. 月払の場合]

払込期月までに払い込まれるべき保険料のお払い込みがなく、その翌月の猶予期間満了日までに翌月分の保険料を合算した2か月分の保険料が払い込まれない場合



[2. 年払の場合]

猶予期間満了日までに、払込期月に払い込まれるべき保険 料のお払い込みがない場合



(2) 保険契約が失効した場合、保険契約の復活はできません。

9 配当金・満期保険金・解約返戻金

契約概要

- (1) この保険には、契約者配当金はありません。
- (2) この保険は掛捨て型で、満期保険金はありません。
- (3) 保険料払込方法(回数)が月払の場合は、解約返戻金はありません。保険料払込方法(回数)が年払の場合は、保険契約の年単位の契約応当日からの経過月数(以下、本条において「経過月数」といいます。)に応じて計算された金額を解約返戻金として保険契約者に支払います。ただし、1か月に満たない経過月の端数はこれを切り上げます。

10 告知義務について

注意喚起情報

- (1) 保険契約者または被保険者には、ご契約時に、危険選択に関する重要な事項のうち、当社所定の書面で質問した事項につき、その書面により告知していただく義務(告知義務)があります。故意または重大な過失によって告知書などに事実と違う記載をされた場合、または事実を告知されなかった場合は、「告知義務違反」として当社はご契約を解除することがあります。ご契約を解除した場合には、保険金の支払事由が発生していても、保険金をお支払いできないことがあります。被保険者の告知事項については、十分ご注意ください。
- (2)加入時に詐欺行為や保険金を不法に取得する目的があったときは、責任開始日からの年数を問わず、保険金をお支払いしないことがあります。また、この場合すでにお払い込みいただいた保険料は、お返しいたしません。
- (3) 当社の募集人には告知受領権がありません。当社の募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません。必ず告知書にご記入いただきますようお願いいたします。また、記入いただいた告知事項を審査し、ご記入内容によってはご契約をお断りすることがあります。

【90歳以降の保険料表】

● 月払保険料

月払	ベース	プラン
	男 性	女性
90歳	7,110	6,560
91歳	7,420	6,920
92歳	7,760	7,270
93歳	8,100	7,660
94歳	8,480	8,070
95歳	8,860	8,520
96歳	9,290	9,010
97歳	9,720	9,530
98歳	10,190	10,110
99歳	10,700	10,710

月払	スタンダ-	-ドプラン
734	男 性	女性
90歳	11,410	10,480
91歳	11,930	11,070
92歳	12,480	11,670
93歳	13,070	12,320
94歳	13,680	13,000
95歳	14,320	13,760
96歳	15,040	14,570
97歳	15,740	15,450
98歳	16,530	16,400
99歳	17,380	17,400

月払	ワイド	プラン
734	男 性	女性
90歳	19,110	17,650
91歳	19,990	18,620
92歳	20,900	19,610
93歳	21,860	20,680
94歳	22,890	21,810
95歳	23,940	23,050
96歳	25,130	24,390
97歳	26,300	25,830
98歳	27,600	27,400
99歳	29,010	29,040

月払	特別プラン E]額10,000円
734	男 性	女 性
90歳	22,140	20,300
91歳	23,190	21,470
92歳	24,300	22,670
93歳	25,460	23,960
94歳	26,690	25,330
95歳	27,960	26,840
96歳	29,410	28,470
97歳	30,820	30,220
98歳	32,390	32,120
99歳	34,090	34,120

● 年払保険料

年払	ベース	プラン
	男 性	女 性
90歳	76,910	73,920
91歳	79,320	77,090
92歳	81,670	80,140
93歳	83,940	83,210
94歳	86,200	86,320
95歳	88,520	89,640
96歳	91,330	93,190
97歳	93,890	96,850
98歳	96,720	100,680
99歳	99,620	104,530

年払	スタンダ-	-ドプラン
	男 性	女 性
90歳	122,890	117,900
91歳	126,890	123,180
92歳	130,820	128,270
93歳	134,610	133,390
94歳	138,370	138,560
95歳	142,240	144,100
96歳	146,920	150,020
97歳	151,180	156,110
98歳	155,890	162,490
99歳	160,730	168,910

年払	ワイドプラン		
714	男 性	女 性	
90歳	205,450	198,160	
91歳	211,990	206,800	
92歳	218,400	215,100	
93歳	224,540	223,430	
94歳	230,660	231,850	
95歳	236,940	240,830	
96歳	244,580	250,420	
97歳	251,510	260,280	
98歳	259,180	270,620	
99歳	267,060	281,010	

年払	特別プラン E]額10,000円
+14	男 性	女性
90歳	237,830	227,860
91歳	245,850	238,420
92歳	253,700	248,590
93歳	261,250	258,810
94歳	268,790	269,180
95歳	276,520	280,260
96歳	285,900	292,080
97歳	294,400	304,250
98歳	303,830	317,030
99歳	313,510	329,870

● 月払保険料

月払	特別プラン E	图12,000円
	男 性	女性
90歳	26,430	24,220
91歳	27,700	25,640
92歳	29,020	27,070
93歳	30,420	28,630
94歳	31,890	30,250
95歳	33,420	32,080
96歳	35,150	34,030
97歳	36,840	36,130
98歳	38,740	38,400
99歳	40,770	40,820

月払	特別プラン 日額15,000円		
<i>1</i> 144	男 性	女性	
90歳	32,880	30,120	
91歳	34,460	31,880	
92歳	36,120	33,680	
93歳	37,860	35,620	
94歳	39,700	37,660	
95歳	41,620	39,940	
96歳	43,780	42,380	
97歳	45,900	45,000	
98歳	48,260	47,840	
99歳	50,800	50,860	

月払	災害死亡特約と特定障害特約の合計		
734	男 性	女性	
90歳	1,210	730	
91歳	1,340	810	
92歳	1,500	880	
93歳	1,680	980	
94歳	1,890	1,080	
95歳	2,120	1,200	
96歳	2,380	1,340	
97歳	2,690	1,500	
98歳	3,040	1,680	
99歳	3,440	1,890	

● 年払保険料

年払	特別プラン 日額12,000円		
+14	男 性	女 性	
90歳	283,810	271,840	
91歳	293,420	284,510	
92歳	302,850	296,720	
93歳	311,920	308,990	
94歳	320,960	321,420	
95歳	330,240	334,720	
96歳	341,490	348,910	
97歳	351,690	363,510	
98歳	363,000	378,840	
99歳	374,620	394,250	

年払	特別プラン 日額15,000円		
4-14	男 性	女 性	
90歳	352,770	337,810	
91歳	364,790	353,650	
92歳	376,570	368,910	
93歳	387,910	384,250	
94歳	399,210	399,790	
95歳	410,810	416,410	
96歳	424,870	434,150	
97歳	437,630	452,410	
98歳	451,770	471,570	
99歳	466,290	490,830	

年払	災害死亡特約と特定障害特約の合計		
+14	男 性	女 性	
90歳	13,400	8,410	
91歳	14,770	9,150	
92歳	16,310	9,990	
93歳	18,040	10,920	
94歳	19,990	11,970	
95歳	22,180	13,140	
96歳	24,630	14,440	
97歳	27,400	15,930	
98歳	30,510	17,570	
99歳	34,010	19,430	

共通重要事項

保険契約のお申込みの撤回等 (クーリングオフ)について注意喚起情報

この保険は保険期間が1年以下であるため、クーリングオフの対象外です。

2 セーフティネットについて 注意喚

当社は、少額短期保険業者であり、保険業法上、保険契約者 保護機構の加入対象となっておりませんので、同機構による 資金援助等の措置はありません。また、この保険契約は、保 険業法上、破綻会社に係る保険契約者等の保護措置による補 償対象契約には該当しません。ただし、破綻した場合の損失 の補填や、資金の不正利用の防止等の観点から、少額短期保 険業者登録時および毎決算期に必要に応じて供託金を法務局 に差し入れております。

B 保険金のご請求の手続きについて 注意喚起情報

- (1)保険金の支払事由が発生した場合は、保険金請求窓口まで、すみやかにご連絡ください。
- (2) 保険金、解約返戻金その他の支払を請求する権利は、これらを行使することができる時から3年間これを行使しないときは、時効により消滅します。
- (3) 保険金のご請求に際しては、保険金請求書、当社所定の 診断書等、当社の指定する書類をご提出いただくことが 必要となります。詳しくは、保険金ご請求時に、保険金 請求受付窓口にご確認ください。

4 少額短期保険業者の制限について 注意喚起情報

少額短期保険業者には、原則として以下の制限があります。

- (1) 少額短期保険業者は保険期間が1年以内であって、死亡 保険の場合は、保険金額が300万円以下の保険のみの 引受けをおこなうもの
- (2) 少額短期保険業者は保険期間が1年以内であって、いわ ゆる第三分野の医療保険の場合は、保険金額が80万円 以下の保険のみの引受けをおこなうもの
- (3) 1人の被保険者について引き受けるすべての保険の保険金額の合計額は、1,000万円以下とすること
- (4) 1人の保険契約者について引き受ける医療保険の保険金額の合計は、原則8.000万円以下とすること
- (5)1人の保険契約者について引き受ける死亡保険の保険金額の合計は、原則3億円以下とすること

日 その他ご注意いただきたい事項

●申込書・告知書のご記入について

注意喚起情報

- (1)申込書は、原則として保険契約者・被保険者それぞれがご自身でご記入ください。
- (2) 告知書は、被保険者の健康状態や傷病歴などをお知らせいただくものです。正確にご記入くださるようお願いいたします。

●少額短期保険募集人の権限

注意喚起情報

当社募集人は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがいまして、ご契約は当社がご契約のお申込みを承諾したときに有効に成立いたします。

●ご契約の解約に際しての不利益事項

注意喚起情報

ご契約中の保険契約を解約すると、新たに保険契約をお申込みいただいたとしても、被保険者の健康状態などによってはお引き受けできないことがあるなど、お客様にとって不利益になることがあります。

●生命保険料控除の対象外となることについて

注意喚起情報

この保険では、保険契約者が負担する保険料は、所得税法上、所得控除(生命保険料控除)の対象となっておりませんので、あらかじめご了承ください。

●インターネットでのお申込みについて

インターネットからお申込みの手続きを行った場合には、 インターネットによる保険契約申込みに関する特約が付加されます。この場合、以下の事項については書面によるお申込みの場合と異なります。

- (1)保険契約者および被保険者が同一人の場合に限り取り扱います。
- (2) お申込みの手続きは、保険契約申込書の提出に代えて、保険契約者で本人が、インターネットを利用して、当社が提示する保険契約申込画面で所要事項を入力し、当社に送信することにより行えることとします。
- (3) 告知は、告知書の提出に代えて、被保険者ご本人が、 インターネットを利用して、当社が提示する告知画 面で所要事項を入力し、当社に送信することにより 行えることとします。

●情報端末でのお申込みについて

情報端末からお申込みの手続きを行った場合には、情報端末による保険契約申込みに関する特約が付加されます。この場合、以下の事項については書面によるお申込みの場合と異なります。

- (1)お申込みの手続きは、保険契約申込書の提出に代えて、保険契約者ご本人が、当社が提示する保険契約申込画面で所要事項を入力し、当社に送信することにより行えることとします。
- (2)告知は、告知書の提出に代えて、保険契約者または 被保険者が、当社が提示する告知画面で所要事項を 入力し、当社に送信することにより行えることとし ます。

●払込方法の変更の取扱い

払込方法(回数)の変更(月払または年払)は更新時にのみ 行うことができます。保険期間満了日までに所定の用紙 でお申込みください。

6 お問合せ・苦情・相談窓口

●ご契約に関するお問合せ

当社の保険のお手続き(ご契約内容の変更等)やご契約に関する照会等については、下記ご相談・お問合せ窓口へご連絡ください。なお、ご契約お申込みの手続きに関しては、当社の取扱者/代理店までご相談をお願いいたします。

3-5657-7172

[受付時間] 平日9:00~18:00

(土日・祝日・年末年始を除きます。)

●ご苦情のお申し出およびご意見・ご相談

11 03-5657-7172

[受付時間] 平日9:00~18:00

(土日・祝日・年末年始を除きます。)

7 指定紛争解決機関について

注意喚起情報

当社は、指定少額短期保険業務紛争解決機関である一般社団法人日本少額短期保険協会との間で、少額短期保険に関する苦情処理手続き・紛争解決手続き等の実施のための「手続き実施基本契約」を締結しております。お客様と当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本少額短期保険協会に解決の申立てを行うことができます。苦情を受けてから1か月を経過した後も未解決の案件については、弁護士・学識経験者・消費者相談員によって構成される「裁定委員会」が「少額短期ほけん相談室」内に設置され、和解の仲介・裁定(和解案の作成)を行います。

一般社団法人 日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」 〒 104-0032 東京都中央区八丁堀 3-12-8

150 0120-82-1144(フリーダイヤル) **FAX** 03-3297-0755

[受付時間]平日9:00~12:00、13:00~17:00 (土日祝日および年末年始休業期間を除く)

http://www.shougakutanki.jp/

3 支払時情報交換制度について

注意喚起情報

当社は、一般社団法人 日本少額短期保険協会、少額短期保険業者とともに保険金等のお支払い、または保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者等の社名につきましては、一般社団法人 日本少額短期保 険協会ホームページ(上記)をご覧ください。

オリーブ少額短期



検索

オリーブ少額短期保険株式会社

〒 160-0022 東京都新宿区新宿 5-17-18 日&I ビル

約款

• オリーブの 総章 死 亡 保 険 P 1~P11

災害死亡特約に関する詳細は約款の36ページ、特定障害特約に関する詳細は約款の37ページをご確認ください。

オリーブの総定第一年第二年<

災害死亡特約に関する詳細は約款の36ページ、特定障害 特約に関する詳細は約款の37ページをご確認ください。

オリーブの 医療 保険 P 23~P46



死亡保険 約款

死亡保険 普通保険約款 目次

第18条 告知義務違反による解除 第1条 責任開始日 第2条 保険証券 第19条 告知義務違反による解除ができない場合 第3条 保険期間および保険料払込期間 第20条 重大事由による解除 第4条 保険金の支払 第21条 保険契約の更新 第5条 地震、噴火、津波、戦争その他の変乱の場合の特例 第22条 保険金受取人の指定 第6条 保険金の請求、支払の手続 第23条 通知による保険金受取人の指定または変更等 第7条 保険料の払込 第24条 遺言による死亡保険金受取人の変更 第8条 保険料払込方法(経路) 第25条 保険契約者の変更 第9条 猶予期間および保険契約の失効 第26条 保険契約者の住所変更 第10条 猶予期間中に保険事故が発生した場合 第27条 年齢の計算 第11条 保険契約の復活 第28条 契約年齢および性別の誤りの処理 第12条 解約 第29条 契約者配当 第13条 解約返戻金 第30条 時効 第14条 保険金額の変更 第31条 保険期間中の契約条件の見直し 第15条 詐欺による取消 第32条 想定外の事象発生による保険期間中の保険金の削減支払

死亡保険 特約条項

第33条 管轄裁判所

【別表(請求書類等)】

口座振替扱特約

第17条 告知義務

第16条 不法取得目的による無効

クレジットカード扱特約 インターネットによる保険契約申込みに関する特約 情報端末による保険契約申込みに関する特約 保険証券不発行特約 保険料支払手段に関する特約

死亡保険 普通保険約款

〈この保険の趣旨〉

この保険は、保険期間中に被保険者が死亡したときに、所定の 保険金の支払を保障するものです。

第1条(責任開始日)

当社は、保険契約の申込の受付を毎月 15 日(以下「申込締切日」といいます。)に締め切ります。申込締切日までに当社が承諾したことを条件として、申込締切日の属する月の翌月 1 日から保険契約上の責任を負います。

- 2. 初年度の保険契約において当社の保険契約上の責任が開始される日を責任開始日といいます。
- 3. 契約日は責任開始日とし、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、その日を基準として計算します。
- 4. 当社が保険契約の申込を承諾した場合には、次条に定める事項を記載した保険証券を保険契約者に交付し、これをもって承諾の通知とします。
- 5. 保険契約は、当社が前項の承諾の通知を発した時に成立するものとします。

第2条(保険証券)

前条第4項に規定する保険証券には、次の各号の事項を記載します。

- (1) 保険契約の種類および保険証券番号
- (2) 契約日ならびに保険期間の始期および終期
- (3) 保険料およびその支払方法
- (4) 保険金支払い事由
- (5) 保険金額およびその支払方法
- (6)被保険者の氏名、契約時の年齢および性別
- (7) 保険契約者の氏名または商号等
- (8) 保険金受取人を定めたときは、その氏名または商号等
- (9) 特約が付加されたときは、その特約の種類および特約給付金額等
- (10) 保険証券の作成地、作成年月日、当社名および代表 取締役の氏名

第3条(保険期間および保険料払込期間)

保険期間は、契約日から起算して 1 年間とします。

2. 保険料払込期間は、前項の保険期間と同一とします。

第4条(保険金の支払)

当社は次のとおりこの保険契約の保険金を支払います。 保険金が支払われた場合、保険契約は消滅します。

名 称	死亡保険金		
支払事由 (保険金を支払う場合をい います。以下、同じ)	被保険者が保険期間中に死亡したとき		
支払額	保険証券記載の保険金額		
受取人	保険金受取人		
免責事由 (保険金を支払わない場合 をいいます。以下、同じ。)	次のいずれかにより、被保険者が 死亡したとき (1)責任開始期の属する日から その日を含めて3年以内の 被保険者の自殺 (2)保険契約者の故意 (3)保険金受取人の故意		

- 2. 被保険者の生死が不明な場合、法定死亡(失踪宣告、戸籍法上の認定死亡による除籍)、その他死亡したものと当社が認めたときは、保険金を支払います。
- 3. 保険金が支払われた場合の保険契約の消滅日は、被保険者が死亡した日とします。

第5条(地震、噴火、津波、戦争その他の変乱の場合の特例)

被保険者が、地震、噴火、津波、戦争その他の変乱によって死亡した場合に、それによって死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に重大な影響を及ぼすと認められるときは、当社は、その程度に応じ、保険金を削減して支払うかまたは保険金を支払わないことがあります。

2. 保険金を削減して支払うときは、当社は保険金受取人に通知します。

第6条(保険金の請求、支払の手続)

保険金の支払事由が生じたことを知ったときは、保険契約者または保険金受取人は、遅滞なく当社に連絡してください。

- 2. 保険金受取人は、保険金の支払事由が生じたときは、当社所定の書類(別表)を提出して、保険金を請求してください。
- 3. 保険金は、その請求に必要な書類が当社の本社に到着した日の翌日から起算して 5 営業日以内に、当社の本社または当社の指定した場所で支払います。
- 4. 保険金を支払うために事実の確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金請求時までの間に当社に提出された書類のみでは事実の確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(当社が指定した医師による診断を含みます。)を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当社の本社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
 - (1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合、

第4条に定める保険金の支払事由に該当する事実の 有無

- (2) 保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合、保険金の支払事由が発生した原因
- (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合、当社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
- (4) この約款に規定する重大事由、詐欺または不法取得 目的に該当する可能性がある場合、前2号に規定す る事項
- (5) この約款に規定する重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合、保険契約者、被保険者もしくは保険金受取人の保険契約締結の目的または保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求までにおける事実
- 5. 前項の確認を行うために、次の各号に掲げる事項について 特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわら ず、保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類 が当社の本社に到着した日の翌日から起算して当該各号に 規定する日数(各号のうち複数に該当する場合であっても、 180日)を経過する日とします。
 - (1) 前項各号に定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他の法令に基づく照会 180日
 - (2) 前項各号に定める事項についての学究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別な調査、分析または鑑定 180 日
 - (3) 前項第1号、第2号、第4号または第5号に定める事項についての保険契約者、被保険者または保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他刑事手続きが開始されたことが報道等から明らかな場合における、前項第1号、第2号、第4号または第5号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続きの結果について、警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 - (4) 前項各号に定める事項についての日本国外における 調査 180 日
- 6. 前2項に掲げる事項の事実の確認に際し、保険契約者また は保険金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、また はこれに応じなかったとき(当社が指定した医師による必要 な診断に応じなかったときを含みます。)は、当社は、これ により当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任は負 わず、その間は保険金を支払いません。
- 7. 第4項または第5項の場合には、保険金を支払うために確認が必要な事項および保険金を支払うべき期限を、当社は、保険金を請求した者に通知します。
- 8. 第3項から第5項に定める期日をこえて保険金を支払う場合は、当社は、その期日の翌日から当社所定の利率で計算した遅延利息を保険金の受取人に支払います。ただし、第6項の定めにより生じた確認が遅延した期間については、当社は、遅滞の責任を負いません。

第7条(保険料の払込)

保険料払込期間中、毎回第8条(保険料払込方法(経路)) 第1項に定める保険料払込方法(経路)に従い、保険料を 次の期間(以下、「払込期月」といいます。)内に払い込んで ください。

- (1) 月払契約の払込期月
 - (ア)第1回保険料

責任開始日の属する月の初日から末日まで

- (イ)第2回目以後の保険料 責任開始日の月単位の応当日の属する月の初日 から末日まで
- (2) 年払契約の払込期月

責任開始日の属する月の初日から末日まで

- 2. 前項で払い込むべき保険料(第 1 回保険料を含みます。) は、それぞれの払込期月の契約応当日(第 1 回保険料の場合は契約日)からその次の払込期月の契約応当日の前日までの期間(以下、「保険料期間」といいます。)に対応する保険料とします。ただし、前項第2号で払い込むべき保険料は、契約日から契約終了日までの期間(以下、「保険料期間」といいます。)に対応する保険料とします。
- 3. 年払契約の場合で、既に払い込まれた保険料に対応する保険料期間中に、第4条に定めるところにより保険契約が消滅した場合には、当社は、消滅日後、最初に到来する月単位の契約応当日からその保険料期間の末日までの月数(月単位の契約応当日から翌月の月単位の契約応当日の前日までの期間を1か月として計算します。)に対応する解約返戻金額を保険契約者または保険金受取人に支払います。
- 4. 月払契約の場合で、既に払い込まれた保険料に対応する 保険料期間中に、第4条に定めるところにより保険契約が 消滅した場合であっても、当社は、その保険料期間に対 応する保険料を払い戻しません。
- 5. 第1項の保険料が払込期月の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅した場合には、当社は、その払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。
- 6. 第1項の保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約 応当日以後末日までに保険金の支払事由が生じたときは、 当社は、保険金受取人に通知のうえ、未払込保険料を保 険金から差し引きます。
- 7. 保険契約者は、保険契約の更新時のみ、月払または年払の保険料払込方法(回数)を変更することができます。
- 8. 保険契約者が前項の変更を請求するときは、当社所定の書類(別表)を当社に提出してください。

第8条(保険料払込方法(経路))

保険契約者は、次の各号のいずれかの保険料払込方法 (経路)を選択することができます。ただし、第3号に定め る払込方法(経路)は、当社が特に必要と認めた場合に限 ります。

(1) 当社の指定した金融機関等の口座振替により払い込

む方法

- (2) 当社の指定したクレジットカードにより払い込む方法
- (3) 金融機関等の当社が指定した口座に送金することにより払い込む方法
- 2. 保険契約者は、当社の承諾を得て、前項各号の保険料の払込方法(経路)を変更することができます。

第9条(猶予期間および保険契約の失効)

保険料の払込については、払込期月の翌月初日から末日までの猶予期間があります。

2. 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は猶予期間満了日の翌日から失効します。

第10条(猶予期間中に保険事故が発生した場合)

猶予期間中に保険金を支払うべき事由が生じたときには、当社は、その時までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料を当社が支払うべき保険金から差し引きます。

2. 前項の支払うべき保険金が前項の未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料をその猶予期間の満了する日までに払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当社は、保険金を支払いません。

第11条(保険契約の復活)

失効した保険契約の復活は、取扱いません。

第12条(解約)

保険契約者は、将来に向かって保険契約を解約することができます。

2. 保険契約者が前項の請求をするときは、当社所定の書類 (別表)を当社に提出してください。

第13条(解約返戻金)

保険料払込方法(回数)が月払の場合は、解約返戻金はありません。

2. 保険料払込方法(回数)が年払の場合は、保険契約の年単位の契約応当日からの経過月数(以下、本条において「経過月数」といいます。)に応じて計算された金額を解約返戻金として保険契約者に支払います。ただし、1 か月に満たない経過月の端数はこれを切り上げます。

第14条(保険金額の変更)

保険期間中の保険金額の増減額は取り扱いません。

第15条(詐欺による取消)

保険契約者、被保険者または保険金受取人の詐欺または強迫によりに保険契約を締結したときは、当社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

第16条(不法取得目的による無効)

保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人 に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結 したときは、その保険契約は無効とし、すでに払い込まれ た保険料は払い戻しません。

第17条(告知義務)

保険契約者または被保険者は、当社が保険契約の締結 の際、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のう ち所定の書面で告知を求めた事項について、その書面に より告知してください。

第18条(告知義務違反による解除)

保険契約者または被保険者が、前条の告知の際に、当 社が求めた事項について、故意または重大な過失により 事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場 合、当社は、将来に向かって保険契約を解除することがで きます。

- 2. 当社は、保険金の支払事由が生じた後でも、前項の規定により保険契約を解除することができます。この場合には、保険金を支払いません。なお、すでに保険金を支払っていたときは、保険金の返還を請求することができます。
- 3. 保険金の支払事由の発生が、保険契約解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者または保険金受取人が証明したときは、保険金を支払います。
- 4. 本条の規定によって保険契約を解除するときは、当社は、 その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者 またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当 な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被 保険者または保険金受取人に通知します。
- 5. 本条の規定によって保険契約を解除したときは、当社は、 第13条に定める解約返戻金がある場合これを保険契約者 に支払います。

第19条(告知義務違反による解除ができない場合)

当社は、次のいずれかの場合には、前条による保険契約を解除することができません。

- (1) 保険契約の締結の際、解除の原因となる事実を、当社が知っていたか、または過失のため知らなかったとき
- (2) 当社の少額短期保険契約の締結の代理または媒介を委託した少額短期保険募集人(以下、本条において「保険募集人」といいます。)が、保険契約者または被保険者が第17条の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険募集人が、保険契約者または被保険者に対して、 第17条の告知をしないことを勧めたとき、または事 実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 解除の原因となる事実を、当社が知った日の翌日からその日を含めて 1 か月を経過したとき
- (5) 保険契約が、責任開始日からその日を含めて 2 年をこれて有効に継続したとき。ただし、責任開始日から

その日を含めて 2 年以内に保険金の支払事由が発生し、かつ解除の原因となる事実があるときを除きます。

2. 前項第2号および第3号の場合に、各号に規定する保険募集人の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が第17条(告知義務)の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第2号および第3号の規定は適用しません。

第20条(重大事由による解除)

当社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者が、この保険契約の保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます。)をした場合
- (2) 保険金受取人が、この保険契約の保険金を詐取する 目的または他人に詐取させる目的で、事故招致(未 遂を含みます。)をした場合
- (3) この保険契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - (ア) 反社会的勢力 (注) に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力 (注) に対して資金等を提供し、また は便宜を供与する等の関与をしていると認めら れること
 - (ウ) 反社会的勢力 (注) を不当に利用していると認められること
 - (エ)法人である場合において、反社会的勢力 (注) が その法人の経営を支配し、またはその法人の経 営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力 (注) と社会的に非難される べき関係を有していると認められること
- (5) 前号のほか、当社の保険契約者、被保険者または保 険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の 存続を困難とする前号と同等の重大な事由がある場 合
 - (注)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から 5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構 成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力 をいいます。
- 2. 当社は、保険金の支払事由が生じた後でも、保険契約を 解除することができます。この場合には、次のとおり取り 扱います。
 - (1) 前項に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による保険金を支払いません。また、すでにその支払 事由により保険金を支払っているときは、当社は、そ の返還を請求します。
 - (2) 当社は、その支払事由により、すでに保険金を支払っ

ていたときでもその返還を請求することができます。

3. 本条の規定によって保険契約を解除したときは、当社は、 第13条に定める解約返戻金がある場合これを保険契約者 に支払います。ただし、第1項第1号に該当するときは支 払いません。

第21条(保険契約の更新)

この保険契約の保険期間が満了する場合、当社は、保険期間満了日の 2 か月前までに更新後の契約内容等を保険契約者に通知し、保険契約者が、保険期間満了日の 2 週間前までに保険契約を継続しない旨を通知しない限り、保険契約は、更新され継続するものとします。ただし、更新後の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が当社の定める範囲をこえる場合には、更新できません。

- 2. 更新後の保険契約の保険金額は、保険期間満了日の保険金額を限度とします。
- 3. 更新後の保険契約の保険期間は、更新前の保険契約の保険期間と同じとします。
- 4. 更新された保険契約の保険料は、更新時の被保険者の年齢によって計算します。
- 5. 保険契約者は、更新後の保険契約の第 1 回保険料を、 更新日(年単位の契約応当日)の属する月の末日までに、 当社に払い込んでください。この場合、第9条(猶予期間 および保険契約の失効)第1項および第10条(猶予期間中 に保険事故が発生した場合)の規定を準用します。
- 6. 本条の規定によってこの保険契約が更新された場合には、 次の各号のとおり取扱います。
 - (1) 第4条(保険金の支払)および第19条(告知義務違反による解除ができない場合)の規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間を継続した保険期間とみなします。
 - (2) 更新後の保険契約には、更新時の普通保険約款および保険料率を適用します。
- 7. 前項までの規定にかかわらず、当社は事後検証の結果、この保険の計算の基礎率と実際が乖離したときは、更新する保険契約の保険料または保険金額の見直しを行うことがあります。また、更新時に、当社がこの保険契約の締結を取扱っていないとき、またはこの保険が不採算となり更新契約の引受けが困難になったときは、この保険契約は更新されません。保険契約の更新を取扱わないときは、当社は、保険契約の保険期間満了日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

第22条(保険金受取人の指定)

保険契約者は、被保険者の同意を得たうえで、保険金 受取人を 1 人の者に指定してください。

第23条(通知による保険金受取人の指定または変更等)

保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、 被保険者の同意を得て、当社に対する通知により、保険 金受取人を指定または変更することができます。

- 2. 保険金受取人の死亡時以後、保険金受取人の変更が行われていない間に保険金の支払事由が発生したときは、保険金受取人の死亡時の法定相続人(法定相続人のうち死亡している者があるときは、その者については、その順次の法定相続人)で保険金の支払事由の発生時に生存しているものを保険金受取人とします。これにより保険金受取人となった者が2人以上いる場合、各受取人の受取分は、平等の割合とします。
- 3. 保険契約者が第1項および第2項に定める指定または変更をするときは、当社所定の書類(別表)をもって通知してください。
- 4. 第1項および第2項に定める指定または変更について、第 3項に規定する書類が当社に到着する前に変更前の保険 金受取人に保険金を支払ったときは、その支払い後に変 更後の保険金受取人から保険金の請求を受けても、当社 はこれを支払いません。

第24条(遺言による死亡保険金受取人の変更)

前条に規定するほか、保険契約者は、死亡保険金の支 払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保 険金受取人を変更することができます。

- 2. 前項の保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、効力は生じません。
- 3. 前2項の規定による保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が当社に通知しなければ、当社に対抗することができません。

第25条(保険契約者の変更)

保険契約者は、被保険者および当社の同意を得て、保 険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることが できます。

2. 保険契約者が本条の変更を請求するときは、当社所定の書類(別表)を、当社に提出してください。

第26条(保険契約者の住所変更)

保険契約者が、住所(通信先を含みます。)を変更したときは、すみやかに当社の本社または当社の指定した場所に通知してください。

2. 保険契約者が、前項の通知をしなかったときは、当社の知った最終の住所宛に発した通知は、通常到達に要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

第27条(年齢の計算)

被保険者の契約日における契約年齢は、満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。

2. 被保険者の契約後の年齢は、前項の契約年齢に更新日(年単位の契約応当日)ごとに 1 歳を加えて計算します。

第28条(契約年齢および性別の誤りの処理)

保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合、契約日および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、当社の定める範囲外であったとき、当社は、保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻し、その他のときは当社の定める方法に従い、実際の年齢に基づいて契約年齢または保険料を変更し、過去の保険料の差額を精算します。

2. 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別に基づいて保険料を変更し、過去の保険料の差額を精算します。

第29条(契約者配当)

この保険契約に対しては、契約者配当はありません。

第30条(時効)

保険金、解約返戻金その他の支払を請求する権利は、 これらを行使することができる時から 3 年間これを行使し ないときは、時効により消滅します。

第31条(保険期間中の契約条件の見直し)

保険金の支払事由の発生が著しく増加し、この保険契約の計算の基礎に重大な影響を及ぼす状況の変化が生じたときは、当社は、当社の定めるところにより、保険期間中に保険料の増額または保険金の減額(「契約条件の見直し」といいます。)を行うことがあります。

2. 契約条件の見直しを行うときは、当社は、変更後の契約条件およびその他必要な事項を保険契約者に通知します。

第32条(想定外の事象発生による保険期間中の保険金の削減 支払)

保険金の支払事由に該当するにもかかわらず、想定外の 事象発生により、当社の収支に著しい影響を及ぼす状況 変更が発生したときは、当社の定めるところにより、当社は、 保険金を削減して支払うことがあります。

2. 保険金を削減して支払うときは、当社は保険金受取人に通知します。

第33条(管轄裁判所)

この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、当社の本社の所在地または保険金の受取人(保険金の受取人が 2 人以上いるときは、その代表者。)の住所地を管轄する地方裁判所(本庁とします。)をもって、合意による管轄裁判所とします。

【別表(請求書類等)】

項目	条文	必要書類	
保険金	第6条	・当社所定の保険金請求書・支払方法確認書・医師の死亡診断書または死体検案書・被保険者の住民票(除票)・保険金受取人の本人確認書類	
保険料払込方法(回数)の変更	第7条	・当社所定の変更届	
解約	第12条	・当社所定の請求書	
保険金受取人の指定または変更	第23条	・当社所定の変更届	
保険契約者の変更	第25条	・当社所定の変更届・本人確認書類	

※当社は、必要に応じて一部の書類の提出について省略を認めること、または上記以外の書類の提出を求めることがあります。

口座振替扱特約

第1条(特約の適用)

この特約は、保険契約締結の際または保険料払込期間中において、保険契約者から、普通保険約款に定める保険料払込方法(経路)のうち口座振替扱の申出があり、かつ、当社がこれを承諾した場合に適用します。

- 2. 以下の各号の条件を満たした場合、この特約を適用します。
 - (1) 保険契約者の指定する口座(以下、「指定口座」といいます。)が、当社と保険料口座振替の取扱を提携している金融機関等(以下、「提携金融機関」といいます。この場合、当社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関等を含みます。)に設置されていること
 - (2) 保険契約者が提携金融機関に対し、指定口座から当 社の口座(当社が保険料の収納業務を委託している 機関がある場合には、その委託機関の口座。以下、 同じ。)へ保険料の口座振替を委託すること

第2条(保険料の払込)

保険料は、普通保険約款の規定にかかわらず、払込期 月中の当社の定めた日(以下、「振替日」といいます。ただ し、この日が提携金融機関の休業日に該当する場合は翌 営業日を振替日とします。)に、指定口座から保険料相当額 を当社の口座に振り替えることによって当社に払い込まれ るものとします。

- 2. 前項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。
- 3. 同一の指定口座から 2 件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、保険契約者は、当社に対しその振替順序を指定できないものとします。
- 4. 保険契約者は、指定口座から保険料相当額が振替できる 残高まであらかじめ預入しておくことを要します。
- 5. 当社は、口座振替により払い込まれた保険料については領収証を発行しません。

第3条(口座振替不能の場合の取扱)

振替日に保険料の口座振替が不能となった場合は、振替日の翌月の応当日に再度口座振替を行います。

- 2. 月払契約について前項の規定を適用する場合、払込期月の到来した 2 か月分の保険料の口座振替を行います。ただし、指定口座の預入額がその金額に満たない場合には、払込期月の到来した保険料のうち、その到来した払込期月の時期の早いものにかかる保険料から払込があったものとし、指定口座の預入額の範囲内で口座振替可能な月数分の保険料の口座振替を行います。
- 3. 第1項および前項に定める保険料の口座振替が不能の場合には、保険契約者は、普通保険約款に定める猶予期間満了の日までに、未払込保険料を、当社の定める方法により、当社の本社または当社の指定した場所に払い込んでください。

第4条(諸変更)

保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関の他の 口座に変更することができます。また、指定口座を設置し ている提携金融機関を他の提携金融機関に変更すること ができます。この場合、あらかじめ当社および当該提携金 融機関に申し出てください。

- 2. 保険契約者が口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ当社および当該提携金融機関に申し出て他の保険料払込方法(経路)に変更してください。
- 3. 提携金融機関が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、当社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、指定口座を他の提携金融機関に変更するか、他の保険料払込方法(経路)に変更してください。
- 4. 当社または提携金融機関の事情により、当社は、振替日を変更することがあります。この場合、当社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

5. 第1条(特約の適用)第2項に該当しなくなった場合には、保険契約者は、指定口座を他の提携金融機関に変更するか、他の保険料払込方法(経路)に変更してください。その変更をするまでの間の未払込保険料は、普通保険約款に定める猶予期間満了の日までに、当社の定める方法により、当社の本社または当社の指定した場所に払い込んでください。

クレジットカード扱特約

第1条(特約の適用)

この特約は、保険契約締結の際または保険料払込期間中において、保険契約者から、普通保険約款に定める保険料払込方法(経路)のうちクレジットカード扱の申出があり、かつ、当社がこれを承諾した場合に適用します。

- 2. この特約が適用できるクレジットカードは、保険契約者が、当社の指定したクレジットカード発行会社(以下、「カード会社」といいます。)との間で締結された会員規約その他これに準じるもの(以下、「会員規約等」といいます。)にもとづき、カード会社より貸与されかつ使用を認められたものに限ります。
- 3. 当社は、この特約の適用に際して、カード会社にクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等(以下、「クレジットカードの有効性等」といいます。)の確認を行うものとします。

第2条(保険料の払込)

保険料は、普通保険約款の規定にかかわらず、当社が クレジットカードの有効性等を確認し、カード会社に保 険料を請求した時に、その払込があったものとします。

- 2. 同一のクレジットカードにより2件以上の保険契約の保険料を払い込む場合には、保険契約者は、当社に対しその払込順序を指定できないものとします。
- 3. 保険契約者は、カード会社の会員規約等にしたがい、保険料相当額をカード会社に払い込むことを要します。
- 4. 当社は、クレジットカードにより払い込まれた保険料については領収証を発行しません。

第3条(クレジットカードの有効性等の確認ができなかった場合等の取扱)

当社がクレジットカードの有効性等の確認ができなかった場合には、保険契約者は、有効性等の確認ができなかったクレジットカードから他のクレジットカードに変更するか、他の保険料払込方法(経路)に変更してください。

2. 当社がカード会社から保険料相当額を領収できない場合には、次のとおり取り扱います。

- (1)クレジットカードの有効性等の確認が行われた後に 保険契約者がカード会社に対して保険料相当額を支 払っている場合には、保険契約者は、つぎの払込期 月以降の保険料について有効性等の確認ができな かったクレジットカードから他のクレジットカード に変更するか、他の保険料払込方法(経路)に変更 してください。
- (2)クレジットカードの有効性等の確認が行われた後に保険契約者がカード会社に対して保険料相当額を支払っていない場合には、前条(保険料の払込)第1項の規定にかかわらず、保険料の払込はなかったものとします。この場合、保険契約者は、その払込期月以降の保険料について有効性等の確認ができなかったクレジットカードから他のクレジットカードに変更するか、他の保険料払込方法(経路)に変更してください。
- 3. 第1項または前項の場合、保険契約者は、有効性等の確認ができなかったクレジットカードから他のクレジットカードに変更するか、他の保険料払込方法(経路)に変更するまでの間の未払込保険料を、普通保険約款に定める猶予期間満了の日までに、当社の定める方法により、当社の本社または当社の指定した場所に払い込んでください。

第4条(諸変更)

保険契約者は、クレジットカードを同一のカード会社の他のクレジットカードまたは他のカード会社のクレジットカードに変更することができます。この場合、あらかじめ当社に申し出てください。

- 2. 保険契約者がクレジットカードによる保険料の払込を停止する場合には、あらかじめ当社に申し出て他の保険料払込方法(経路)に変更してください。
- 3. カード会社がクレジットカードによる保険料の払込の取扱を停止した場合には、当社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、クレジットカードを他のクレジットカードに変更するか、他の保険料払込方法(経路)に変更してください。その変更をするまでの間の未払込保険料は、普通保険約款に定める猶予期間満了の日までに、当社の定める方法により、当社の本社または当社の指定した場所に払い込んでください。

インターネットによる保険契約申込みに関する特約

第1条(特約の適用)

保険契約者(保険契約の申込をしようとする者を含みます。以下同じとします。)または被保険者が保険契約の申込の手続の際に、保険契約申込書または告知書の提出に代えて、第4条(電磁的方法)に定める電磁的方法(以下、「電磁的方法」といいます。)により、保険契約の申込があり、かつ、当社がこれを承諾した場合には、この特約を適用します。

第2条(保険契約の申込に関する事項)

保険契約の締結の際、当社は、保険契約の申込に係る 事項を電磁的方法により表示しますので、保険契約者は、 電磁的方法により所要事項を入力のうえで当社に送信し てください。

- 2. 当社は、前項により保険契約者から送信された所要事項 の受信をもって、保険契約の申込があったものとして取 り扱います。この場合、当社は、所要事項の受信を確認 したうえで、電磁的方法により保険契約の申込を受け付 けた旨を表示します。
- 3. 保険契約の申込の際、被保険者は保険契約者本人であることを要します。

第3条(電磁的方法による告知)

主たる保険契約(以下、「主契約」といいます。)または特約の告知義務の規定にかかわらず、保険契約(特約を含みます。)の締結の際、当社所定の書面に代えて電磁的方法により当社が表示した告知に係る事項について、保険契約者または被保険者(以下、「保険契約者等」といいます。)は、電磁的方法により所要事項を入力のうえで当社に送信してください。

2. 当社は、前項により保険契約者等から送信された所要事項の受信をもって、告知があったものとして取り扱います。この場合、当社は、所要事項の受信を確認したうえで、電磁的方法により告知を受け付けた旨を表示します。

第4条(電磁的方法)

電磁的方法とは、つぎに掲げる場合に応じて、それぞれに定める方法を指します。

(1)当社から保険契約者等に対して通知、表示または意思表示(以下、「通知等」といいます。)を行う場合

- (ア)当社の使用に係る電子計算機と保険契約者等の 使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回 線を通じて通知等を行うべき事項を送信し、受 信者の使用に係る電子計算機に備えられた記憶 装置に記録する方法
- (イ)当社の使用に係る電子計算機に備えられた記憶 装置に記録された通知等を行うべき事項を電気 通信回線を通じて保険契約者等の閲覧に供し、 保険契約者等の使用に係る電子計算機に備えら れた記憶装置に当該事項を記録する方法
- (ウ)保険契約者等ファイル(当社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルで、もっぱら当該保険契約者等の用に供せられるファイルをいいます。以下同じとします。)に記録された通知等を行うべき事項を電気通信回線を通じて保険契約者等の閲覧に供する方法
- (エ)当社の閲覧ファイル(当社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであって、同時に複数の保険契約者等の閲覧に供するため通知等を行うべき事項を記録させるファイルをいいます。)に記録された内容中、通知等を行うべき事項を電気通信回線を通じて保険契約者等の閲覧に供する方法
- (2) 保険契約者等から当社に対して通知等を行う場合
 - (ア)保険契約者等ファイルに、保険契約者等が通知 等を行うべき事項を記録する方法
 - (イ)保険契約者等の使用に係る電子計算機の映像面に表示する手続にしたがって、保険契約者等がその使用に係る電子計算機を用いて送信する方法

第5条(主契約等の規定の準用)

この特約に別段の定めのない場合には、主契約および 特約の規定を準用します。

第6条(主約款等の読替)

この特約を適用した場合、主約款および特約の契約年齢または性別の誤りの処理の規定中「保険契約申込書に記載された」とあるのを「インターネットによる保険契約申込みに関する特約に定める電磁的方法による保険契約の申込画面に表示された」と読み替えます。

情報端末による保険契約申込みに関する特約

第1条(特約の適用)

保険契約者(保険契約の申込をしようとする者を含みます。以下同じとします。)または被保険者が保険契約の申込の手続の際に、保険契約申込書または告知書の提出に

代えて、当社の定める携帯端末等の情報処理機器(以下、「携帯端末」といいます。)を利用することにより、保険契約の申込があり、かつ、当社がこれを承諾した場合には、この特約を適用します。

第2条(保険契約の申込に関する事項)

保険契約の締結の際、当社は、保険契約の申込に係る 事項を情報端末に表示しますので、保険契約者は、情報 端末に表示された保険契約の申込画面に所要事項を入力 のうえで当社に送信することによって、保険契約の申込を することができるものとします。

第3条(情報端末の利用による告知)

主たる保険契約の普通保険約款(以下「主契約」といいます。)または特約の告知義務の規定にかかわらず、保険契約(特約を含みます。)の締結の際、当社所定の書面に代えて当社が情報端末に表示した告知に係る事項について、保険契約者または被保険者は、情報端末に表示された告

知画面に所要事項を入力のうえで当社に送信することによって、告知することができるものとします。

第4条(主契約等の規定の準用)

この特約に別段の定めのない場合には、主契約および 特約の規定を準用します。

第5条(主約款等の読替)

この特約を適用した場合、主約款および特約の契約年齢または性別の誤りの処理の規定中「保険契約申込書に記載された」とあるのを「情報端末による保険契約申込に関する特約に定める情報端末の保険契約の申込画面に表示された」と読み替えます。

保険証券不発行特約

第1条(特約の適用)

この特約は、主たる保険契約(以下、「主契約」といいます。) の締結の際、主契約の保険契約者(以下、「保険契約者」と いいます。)から申出があり、当社が承諾した場合に、主契 約に付加して適用します。

第2条(保険証券の不発行および保険契約の承諾)

当社は、この特約が付加された場合、主契約の普通保険約款(以下、「主約款」といいます。)および主契約に付加された特約の特約条項(以下、「特約条項」といいます。)に定める保険証券(以下、「保険証券」といいます。)を発行せず、保険証券への表示または記載は行いません。

2 主約款の規定にかかわらず、当社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険契約者に対し電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法。以下同じ。)により通知します。なお、当社は電磁的方法による通知に代えてその他の方法を用いる場合があります。

第3条(保険契約の内容の電磁的方法による提供)

当社は、保険契約者に対し、主約款に規定する保険証券 記載事項を電磁的方法により提供します。なお、各事項 に変更が生じた場合、変更後の内容とします。

第4条(請求書類)

主約款および特約条項の別表に定める請求書類のうち、 保険証券の提出は不要とします。

第5条(特約保険料の払込み)

この特約は保険料の払込を要しません。

第6条(特約の失効)

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

第7条(特約の解約)

この特約のみの解約は取り扱いません。

第8条(特約の消滅)

主契約が消滅したとき、この特約は消滅します。

第9条(特約の解約返戻金)

この特約には、特約が消滅した場合の解約返戻金はありません。

第10条(主約款の準用)

この特約条項に別段の定めがない場合には、主約款の規 定を準用します。

保険料支払手段に関する特約

第1条(特約の適用)

この特約は、主たる保険契約(以下、「主契約」といいます。) の締結の際、主契約の保険契約者(以下、「保険契約者」と いいます。)から申出があり、当社が承諾した場合に、主契 約に付加して適用します。

第2条(用語の定義)

この特約において使用される用語の定義は、普通保険約款第1条(用語の定義)による場合のほか、次のとおりとします。

用語	定義
普通保険約款	主契約の普通保険約款をいいます。
保険料	普通保険約款およびこれに適用される 他の特約に定めるところに従い、当社 が追加保険料を請求した場合は、追加 保険料を含みます。
スマホ決済	非接触IC決済やQRコード決済などの スマートフォンを用いた決済手段をい います。
キャリア決済	携帯電話料金とまとめて支払う決済手 段をいいます。
決済事業者	当社に代わって保険契約者から保険料 を収受する事業者をいいます。

第3条(保険料の払込方法)

保険契約者は、保険料を当社の指定するスマホ決済またはキャリア決済によって払い込むことができるものとします。

- 2. 前項の規定により当社が定める決済手段によって保険料を払い込む場合は、当社は、保険契約者が当該決済手段の会員規約やサービス利用規約等に従って決済手続を行い、保険料相当額全額の決済手続を完了したことが決済手続画面に表示された時点で、決済手続が完了し保険料の払込みがあったものとみなします。
- 3. 保険契約者は、当社が指定するスマホ決済またはキャリア 決済においてポイントによる支払が認められている場合、 当該決済手段の会員規約やサービス利用規約等に従って、 保険料の全部または一部をポイントで支払うことができま す。このとき、ポイント残高の減算が完了したことが決済

手続画面に表示された時点で、決済手続が完了し保険料の払込みがあったものとみなします。

第4条(保険料等の返還ーポイント払の場合)

前条第3項の規定により保険料の全部または一部をポイントで支払った場合において、解約返戻金または保険料の返還が発生したときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 解約返戻金が発生した場合において、ポイントもしく は現金のいずれにより返戻するかは、あらかじめ保険 契約者と決済事業者の間で取り決めた方法によるも のとします。保険契約者と決済事業者の間で特段の 取り決めがない場合には、現金で返戻するものとします。
- (2) 保険料の返還が発生した場合において、ポイントもしくは現金のいずれにより返戻するかは、あらかじめ保険契約者と決済事業者の間で取り決めた方法によるものとします。保険契約者と決済事業者の間で特段の取り決めがない場合には、当該保険料を収受したときと同じ方法によるものとします。

第5条(ポイント払の停止)

当社は、決済事業者の財務および業務運営等に懸念が生じた場合には、ポイントによる保険料の支払を停止することがあります。

第6条(保険料領収前の事故)

第3条(保険料の払込方法)第1項の規定により、保険契約者が、当社が定める決済手段によって保険料を払い込む場合、当社は、決済手続が完了した時(注)以後、普通保険約款およびこれに適用される他の特約に定める保険料領収前に発生した事故の取扱いに関する規定を適用しません。

(注) 決済手続が完了した時とは、保険期間の開始前に決済手続が完了した場合、保険期間の開始した時とします。

第7条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨 に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれ に適用される他の特約の規定を準用します。

引受基準緩和型 夕下亡保険 約款

第18条 告知義務違反による解除 第1条 責任開始日 第2条 保険証券 第19条 告知義務違反による解除ができない場合 第3条 保険期間および保険料払込期間 第20条 重大事由による解除 第4条 保険金の支払 第21条 保険契約の更新 第5条 地震、噴火、津波、戦争その他の変乱の場合の特例 第22条 保険金受取人の指定 第6条 保険金の請求、支払の手続 第23条 通知による保険金受取人の指定または変更等 第7条 保険料の払込 第24条 遺言による死亡保険金受取人の変更 第8条 保険料払込方法(経路) 第25条 保険契約者の変更 第9条 猶予期間および保険契約の失効 第26条 保険契約者の住所変更 第10条 猶予期間中に保険事故が発生した場合 第27条 年齢の計算 第11条 保険契約の復活 第28条 契約年齢および性別の誤りの処理 第29条 契約者配当 第12条 解約 第13条 解約返戻金 第30条 時効 第14条 保険金額の変更 第31条 保険期間中の契約条件の見直し 第15条 詐欺による取消 第32条 想定外の事象発生による保険期間中の保険金の削減支払 第33条 管轄裁判所 第16条 不法取得目的による無効

引受基準緩和型死亡保険 特約条項 =

【別表(請求書類等)】

口座振替扱特約

第17条 告知義務

クレジットカード扱特約 インターネットによる保険契約申込みに関する特約 情報端末による保険契約申込みに関する特約 保険証券不発行特約 保険料支払手段に関する特約

引受基準緩和型死亡保険 普通保険約款

〈この保険の趣旨〉

この保険は、保険期間中に被保険者が死亡したときに、 所定の保険金の支払を保障するものです。なお、引受基準を緩和することにより持病がある方、入院経験がある方 でもご加入しやすいように設計されています。

第1条(責任開始日)

当社は、保険契約の申込の受付を毎月15日(以下「申込締切日」といいます。)に締め切ります。申込締切日までに当社が承諾したことを条件として、申込締切日の属する月の翌月1日から保険契約上の責任を負います。

- 2. 初年度の保険契約において当社の保険契約上の責任が開始される日を責任開始日といいます。
- 3. 契約日は責任開始日とし、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、その日を基準として計算します。
- 4. 当社が保険契約の申込を承諾した場合には、次条に定める事項を記載した保険証券を保険契約者に交付し、これをもって承諾の通知とします。
- 5. 保険契約は、当社が前項の承諾の通知を発した時に成立するものとします。

第2条(保険証券)

前条第4項に規定する保険証券には、次の各号の事項 を記載します。

- (1) 保険契約の種類および保険証券番号
- (2) 契約日ならびに保険期間の始期および終期
- (3) 保険料およびその支払方法
- (4) 保険金支払い事由
- (5) 保険金額およびその支払方法
- (6) 被保険者の氏名、契約時の年齢および性別
- (7) 保険契約者の氏名または商号等
- (8) 保険金受取人を定めたときは、その氏名または商号等
- (9) 特約が付加されたときは、その特約の種類および特 約給付金額等
- (10) 保険証券の作成地、作成年月日、当社名および代表 取締役の氏名

第3条(保険期間および保険料払込期間)

保険期間は、契約日から起算して1年間とします。

2. 保険料払込期間は、前項の保険期間と同一とします。

第4条(保険金の支払)

当社は次のとおりこの保険契約の保険金を支払います。 保険金が支払われた場合、保険契約は消滅します。

名 称	死亡保険金
支払事由 (保険金を支払う場合を) いいます。以下、同じ。)	被保険者が保険期間中に死亡したとき

支払額	保険証券記載の保険金額 ただし、被保険者が初年度の責任 開始日からその日を含めて6カ月 以内に死亡したときは、保険証券 記載の死亡保険金額×50%としま す。
受取人	保険金受取人
免責事由 (保険金を支払わない場合) をいいます。以下、同じ。)	次のいずれかにより、被保険者が 死亡したとき (1)責任開始期の属する日からそ の日を含めて3年以内の被保 険者の自殺 (2)保険契約者の故意 (3)保険金受取人の故意

- 2. 被保険者の生死が不明な場合、法定死亡(失踪宣告、戸籍法上の認定死亡による除籍)、その他死亡したものと当社が認めたときは、保険金を支払います。
- 3. 保険金が支払われた場合の保険契約の消滅日は、被保険者が死亡した日とします。

第5条(地震、噴火、津波、戦争その他の変乱の場合の特例)

被保険者が、地震、噴火、津波、戦争その他の変乱によって死亡した場合に、それによって死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に重大な影響を及ぼすと認められるときは、当社は、その程度に応じ、保険金を削減して支払うかまたは保険金を支払わないことがあります。

2. 保険金を削減して支払うときは、当社は保険金受取人に通知します。

第6条(保険金の請求、支払の手続)

保険金の支払事由が生じたことを知ったときは、保険契約者または保険金受取人は、遅滞なく当社に連絡してください。

- 2. 保険金受取人は、保険金の支払事由が生じたときは、当社所定の書類(別表)を提出して、保険金を請求してください。
- 3. 保険金は、その請求に必要な書類が当社の本社に到着した日の翌日から起算して5営業日以内に、当社の本社または当社の指定した場所で支払います。
- 4. 保険金を支払うために事実の確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金請求時までの間に当社に提出された書類のみでは事実の確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(当社が指定した医師による診断を含みます。)を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当社の本社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
 - (1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合、

第4条に定める保険金の支払事由に該当する事実の 有無

- (2) 保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合、保険金の支払事由が発生した原因
- (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合、当社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
- (4) この約款に規定する重大事由、詐欺または不法取得 目的に該当する可能性がある場合、前2号に規定す る事項
- (5) この約款に規定する重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合、保険契約者、被保険者もしくは保険金受取人の保険契約締結の目的または保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求までにおける事実
- 5. 前項の確認を行うために、次の各号に掲げる事項について 特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわら ず、保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類 が当社の本社に到着した日の翌日から起算して当該各号に 規定する日数(各号のうち複数に該当する場合であっても、 180日)を経過する日とします。
 - (1) 前項各号に定める事項についての弁護士法(昭和24 年法律第205号)に基づく照会その他の法令に基づ く照会180日
 - (2) 前項各号に定める事項についての学究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別な調査、分析または鑑定180日
 - (3) 前項第1号、第2号、第4号または第5号に定める事項についての保険契約者、被保険者または保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他刑事手続きが開始されたことが報道等から明らかな場合における、前項第1号、第2号、第4号または第5号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続きの結果について、警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会180日
 - (4) 前項各号に定める事項についての日本国外における 調査180日
- 6. 前2項に掲げる事項の事実の確認に際し、保険契約者または保険金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(当社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。)は、当社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任は負わず、その間は保険金を支払いません。
- 7. 第4項または第5項の場合には、保険金を支払うために確認が必要な事項および保険金を支払うべき期限を、当社は、保険金を請求した者に通知します。
- 8. 第3項から第5項に定める期日をこえて保険金を支払う場合は、当社は、その期日の翌日から当社所定の利率で計算した遅延利息を保険金の受取人に支払います。ただし、第6項の定めにより生じた確認が遅延した期間については、当社は、遅滞の責任を負いません。

第7条(保険料の払込)

保険料払込期間中、毎回第8条(保険料払込方法(経路)) 第1項に定める保険料払込方法(経路)に従い、保険料を 次の期間(以下、「払込期月」といいます。)内に払い込んで ください。

- (1) 月払契約の払込期月
 - (ア)第1回保険料

責任開始日の属する月の初日から末日まで

(イ)第2回目以後の保険料

責任開始日の月単位の応当日の属する月の初日 から末日まで

(2) 年払契約の払込期月

責任開始日の属する月の初日から末日まで

- 2. 前項で払い込むべき保険料(第1回保険料を含みます。) は、それぞれの払込期月の契約応当日(第1回保険料の場合は契約日)からその次の払込期月の契約応当日の前日までの期間(以下、「保険料期間」といいます。)に対応する保険料とします。ただし、前項第2号で払い込むべき保険料は、契約日から契約終了日までの期間(以下、「保険料期間」といいます。)に対応する保険料とします。
- 3. 年払契約の場合で、既に払い込まれた保険料に対応する保険料期間中に、第4条に定めるところにより保険契約が消滅した場合には、当社は、消滅日後、最初に到来する月単位の契約応当日からその保険料期間の末日までの月数(月単位の契約応当日から翌月の月単位の契約応当日の前日までの期間を1か月として計算します。)に対応する解約返戻金額を保険契約者または保険金受取人に支払います。
- 4. 月払契約の場合で、既に払い込まれた保険料に対応する 保険料期間中に、第4条に定めるところにより保険契約が 消滅した場合であっても、当社は、その保険料期間に対 応する保険料を払い戻しません。
- 5. 第1項の保険料が払込期月の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅した場合には、当社は、その払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。
- 6. 第1項の保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約 応当日以後末日までに保険金の支払事由が生じたときは、 当社は、保険金受取人に通知のうえ、未払込保険料を保 険金から差し引きます。
- 7. 保険契約者は、保険契約の更新時のみ、月払または年払の保険料払込方法(回数)を変更することができます。
- 8. 保険契約者が前項の変更を請求するときは、当社所定の書類(別表)を当社に提出してください。

第8条(保険料払込方法(経路))

保険契約者は、次の各号のいずれかの保険料払込方法 (経路)を選択することができます。ただし、第3号に定める払込方法(経路)は、当社が特に必要と認めた場合に限ります。

(1) 当社の指定した金融機関等の口座振替により払い込

む方法

- (2) 当社の指定したクレジットカードにより払い込む方法
- (3) 金融機関等の当社が指定した口座に送金することにより払い込む方法
- 2. 保険契約者は、当社の承諾を得て、前項各号の保険料の払込方法(経路)を変更することができます。

第9条(猶予期間および保険契約の失効)

保険料の払込については、払込期月の翌月初日から末日までの猶予期間があります。

2. 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は猶予期間満了日の翌日から失効します。

第10条(猶予期間中に保険事故が発生した場合)

猶予期間中に保険金を支払うべき事由が生じたときには、当社は、その時までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料を当社が支払うべき保険金から差し引きます。

2. 前項の支払うべき保険金が前項の未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料をその猶予期間の満了する日までに払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当社は、保険金を支払いません。

第11条(保険契約の復活)

失効した保険契約の復活は、取扱いません。

第12条(解約)

保険契約者は、将来に向かって保険契約を解約することができます。

2. 保険契約者が前項の請求をするときは、当社所定の書類 (別表)を当社に提出してください。

第13条(解約返戻金)

保険料払込方法(回数)が月払の場合は、解約返戻金はありません。

2. 保険料払込方法(回数)が年払の場合は、保険契約の年単位の契約応当日からの経過月数(以下、本条において「経過月数」といいます。)に応じて計算された金額を解約返戻金として保険契約者に支払います。ただし、1か月に満たない経過月の端数はこれを切り上げます。

第14条(保険金額の変更)

保険期間中の保険金額の増減額は取り扱いません。

第15条(詐欺による取消)

保険契約者、被保険者または保険金受取人の詐欺または強迫によりに保険契約を締結したときは、当社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

第16条(不法取得目的による無効)

保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したときは、その保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

第17条(告知義務)

保険契約者または被保険者は、当社が保険契約の締結の際、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、その書面により告知してください。

第18条(告知義務違反による解除)

保険契約者または被保険者が、前条の告知の際に、当 社が求めた事項について、故意または重大な過失により 事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場 合、当社は、将来に向かって保険契約を解除することがで きます。

- 2. 当社は、保険金の支払事由が生じた後でも、前項の規定により保険契約を解除することができます。この場合には、保険金を支払いません。なお、すでに保険金を支払っていたときは、保険金の返還を請求することができます。
- 3. 保険金の支払事由の発生が、保険契約解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者または保険金受取人が証明したときは、保険金を支払います。
- 4. 本条の規定によって保険契約を解除するときは、当社は、 その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者 またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当 な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被 保険者または保険金受取人に通知します。
- 5. 本条の規定によって保険契約を解除したときは、当社は、 第13条に定める解約返戻金がある場合これを保険契約者 に支払います。

第19条(告知義務違反による解除ができない場合)

当社は、次のいずれかの場合には、前条による保険契約を解除することができません。

- (1) 保険契約の締結の際、解除の原因となる事実を、当社が知っていたか、または過失のため知らなかったとき
- (2) 当社の少額短期保険契約の締結の代理または媒介を委託した少額短期保険募集人(以下、本条において「保険募集人」といいます。)が、保険契約者または被保険者が第17条の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険募集人が、保険契約者または被保険者に対して、 第17条の告知をしないことを勧めたとき、または事 実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 解除の原因となる事実を、当社が知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき
- (5) 保険契約が、責任開始日からその日を含めて2年をこれて有効に継続したとき。ただし、責任開始日から

その日を含めて2年以内に保険金の支払事由が発生 し、かつ解除の原因となる事実があるときを除きま す。

2. 前項第2号および第3号の場合に、各号に規定する保険募集人の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が第17条(告知義務)の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第2号および第3号の規定は適用しません。

第20条(重大事由による解除)

当社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者が、この保険契約の保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます。)をした場合
- (2) 保険金受取人が、この保険契約の保険金を詐取する 目的または他人に詐取させる目的で、事故招致(未 遂を含みます。)をした場合
- (3) この保険契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - (ア) 反社会的勢力(注)に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力^(注)に対して資金等を提供し、また は便宜を供与する等の関与をしていると認めら れること
 - (ウ) 反社会的勢力^(注)を不当に利用していると認められること
 - (エ)法人である場合において、反社会的勢力^(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 前号のほか、当社の保険契約者、被保険者または保 険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の 存続を困難とする前号と同等の重大な事由がある場 合
 - (注)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から 5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構 成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力 をいいます。
- 2. 当社は、保険金の支払事由が生じた後でも、保険契約を 解除することができます。この場合には、次のとおり取り 扱います。
 - (1) 前項に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による保険金を支払いません。また、すでにその支払事由により保険金を支払っているときは、当社は、その返還を請求します。
 - (2) 当社は、その支払事由により、すでに保険金を支払っ

ていたときでもその返還を請求することができます。

3. 本条の規定によって保険契約を解除したときは、当社は、 第13条に定める解約返戻金がある場合これを保険契約者 に支払います。ただし、第1項第1号に該当するときは支 払いません。

第21条(保険契約の更新)

この保険契約の保険期間が満了する場合、当社は、保険期間満了日の2か月前までに更新後の契約内容等を保険契約者に通知し、保険契約者が、保険期間満了日の2週間前までに保険契約を継続しない旨を通知しない限り、保険契約は、更新され継続するものとします。ただし、更新後の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が当社の定める範囲をこえる場合には、更新できません。

- 2. 更新後の保険契約の保険金額は、保険期間満了日の保険金額を限度とします。
- 3. 更新後の保険契約の保険期間は、更新前の保険契約の保険期間と同じとします。
- 4. 更新された保険契約の保険料は、更新時の被保険者の年齢によって計算します。
- 5. 保険契約者は、更新後の保険契約の第1回保険料を、更新日(年単位の契約応当日)の属する月の末日までに、当社に払い込んでください。この場合、第9条(猶予期間および保険契約の失効)第1項および第10条(猶予期間中に保険事故が発生した場合)の規定を準用します。
- 6. 本条の規定によってこの保険契約が更新された場合には、次の各号のとおり取扱います。
 - (1) 第4条(保険金の支払)および第19条(告知義務違反による解除ができない場合)の規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間を継続した保険期間とみなします。
 - (2) 更新後の保険契約には、更新時の普通保険約款および保険料率を適用します。
- 7. 前項までの規定にかかわらず、当社は事後検証の結果、この保険の計算の基礎率と実際が乖離したときは、更新する保険契約の保険料または保険金額の見直しを行うことがあります。また、更新時に、当社がこの保険契約の締結を取扱っていないとき、またはこの保険が不採算となり更新契約の引受けが困難になったときは、この保険契約は更新されません。保険契約の更新を取扱わないときは、当社は、保険契約の保険期間満了日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

第22条(保険金受取人の指定)

保険契約者は、被保険者の同意を得たうえで、保険金 受取人を1人の者に指定してください。

第23条(通知による保険金受取人の指定または変更等)

保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、 被保険者の同意を得て、当社に対する通知により、保険 金受取人を指定または変更することができます。

- 2. 保険金受取人の死亡時以後、保険金受取人の変更が行われていない間に保険金の支払事由が発生したときは、保険金受取人の死亡時の法定相続人(法定相続人のうち死亡している者があるときは、その者については、その順次の法定相続人)で保険金の支払事由の発生時に生存しているものを保険金受取人とします。これにより保険金受取人となった者が2人以上いる場合、各受取人の受取分は、平等の割合とします。
- 3. 保険契約者が第1項および第2項に定める指定または変更をするときは、当社所定の書類(別表)をもって通知してください。
- 4. 第1項および第2項に定める指定または変更について、第 3項に規定する書類が当社に到着する前に変更前の保険 金受取人に保険金を支払ったときは、その支払い後に変 更後の保険金受取人から保険金の請求を受けても、当社 はこれを支払いません。

第24条(遺言による死亡保険金受取人の変更)

前条に規定するほか、保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金受取人を変更することができます。

- 2. 前項の保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、効力は生じません。
- 3. 前2項の規定による保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が当社に通知しなければ、当社に対抗することができません。

第25条(保険契約者の変更)

保険契約者は、被保険者および当社の同意を得て、保 険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることが できます。

2. 保険契約者が本条の変更を請求するときは、当社所定の書類(別表)を、当社に提出してください。

第26条(保険契約者の住所変更)

保険契約者が、住所(通信先を含みます。)を変更したときは、すみやかに当社の本社または当社の指定した場所に通知してください。

2. 保険契約者が、前項の通知をしなかったときは、当社の知った最終の住所宛に発した通知は、通常到達に要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

第27条(年齢の計算)

被保険者の契約日における契約年齢は、満年齢で計算 し、1年未満の端数は切り捨てます。

2. 被保険者の契約後の年齢は、前項の契約年齢に更新日(年単位の契約応当日)ごとに1歳を加えて計算します。

第28条(契約年齢および性別の誤りの処理)

保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りが あった場合、契約日および誤りの事実が発見された日に おける実際の年齢が、当社の定める範囲外であったとき、 当社は、保険契約を取り消すことができるものとし、すで に払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻し、その他 のときは当社の定める方法に従い、実際の年齢に基づい て契約年齢または保険料を変更し、過去の保険料の差額 を精算します。

2. 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別に基づいて保険料を変更し、過去の保険料の差額を精算します。

第29条(契約者配当)

この保険契約に対しては、契約者配当はありません。

第30条(時効)

保険金、解約返戻金その他の支払を請求する権利は、 これらを行使することができる時から3年間これを行使し ないときは、時効により消滅します。

第31条(保険期間中の契約条件の見直し)

保険金の支払事由の発生が著しく増加し、この保険契約の計算の基礎に重大な影響を及ぼす状況の変化が生じたときは、当社は、当社の定めるところにより、保険期間中に保険料の増額または保険金の減額(「契約条件の見直し」といいます。)を行うことがあります。

2. 契約条件の見直しを行うときは、当社は、変更後の契約条件およびその他必要な事項を保険契約者に通知します。

第32条(想定外の事象発生による保険期間中の保険金の削減 支払)

保険金の支払事由に該当するにもかかわらず、想定外の事象発生により、当社の収支に著しい影響を及ぼす状況変更が発生したときは、当社の定めるところにより、当社は、保険金を削減して支払うことがあります。

2. 保険金を削減して支払うときは、当社は保険金受取人に通知します。

第33条(管轄裁判所)

この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、当社の本社の所在地または保険金の受取人(保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者。)の住所地を管轄する地方裁判所(本庁とします。)をもって、合意による管轄裁判所とします。

【別表(請求書類等)】

項目	条文	必要書類	
保険金	第6条	・当社所定の保険金請求書・支払方法確認書・医師の死亡診断書または死体検案書・被保険者の住民票(除票)・保険金受取人の本人確認書類	
保険料払込方法(回数)の変更	第7条	・当社所定の変更届	
解約	第12条	・当社所定の請求書	
保険金受取人の指定または変更	第23条	・当社所定の変更届	
保険契約者の変更	第25条	・当社所定の変更届・本人確認書類	

[※]当社は、必要に応じて一部の書類の提出について省略を認めること、または上記以外の書類の提出を求めることがあります。

口座振替扱特約

第1条(特約の適用)

この特約は、保険契約締結の際または保険料払込期間中において、保険契約者から、普通保険約款に定める保険料払込方法(経路)のうち口座振替扱の申出があり、かつ、当社がこれを承諾した場合に適用します。

- 2. 以下の各号の条件を満たした場合、この特約を適用します。 (1)保険契約者の指定する口座(以下、「指定口座」といいます。)が、当社と保険料口座振替の取扱を提携している金融機関等(以下、「提携金融機関」といいます。 この場合、当社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関等を含みます。)に設置されていること
 - (2)保険契約者が提携金融機関に対し、指定口座から当社の口座(当社が保険料の収納業務を委託している機関がある場合には、その委託機関の口座。以下、同じ。) へ保険料の口座振替を委託すること

第2条(保険料の払込)

保険料は、普通保険約款の規定にかかわらず、払込期 月中の当社の定めた日(以下、「振替日」といいます。ただし、この日が提携金融機関の休業日に該当する場合は 翌営業日を振替日とします。)に、指定口座から保険料相 当額を当社の口座に振り替えることによって当社に払い 込まれるものとします。

- 2. 前項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。
- 3. 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、保険契約者は、当社に対しその振替順序を指定できないものとします。
- 4. 保険契約者は、指定口座から保険料相当額が振替できる 残高まであらかじめ預入しておくことを要します。
- 5. 当社は、口座振替により払い込まれた保険料については領収証を発行しません。

第3条(口座振替不能の場合の取扱)

振替日に保険料の口座振替が不能となった場合は、振 替日の翌月の応当日に再度口座振替を行います。

- 2. 月払契約について前項の規定を適用する場合、払込期月の到来した2か月分の保険料の口座振替を行います。ただし、指定口座の預入額がその金額に満たない場合には、払込期月の到来した保険料のうち、その到来した払込期月の時期の早いものにかかる保険料から払込があったものとし、指定口座の預入額の範囲内で口座振替可能な月数分の保険料の口座振替を行います。
- 3. 第1項および前項に定める保険料の口座振替が不能の場合には、保険契約者は、普通保険約款に定める猶予期間満了の日までに、未払込保険料を、当社の定める方法により、当社の本社または当社の指定した場所に払い込んでください。

第4条(諸変更)

保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関の他の 口座に変更することができます。また、指定口座を設置 している提携金融機関を他の提携金融機関に変更するこ とができます。この場合、あらかじめ当社および当該提 携金融機関に申し出てください。

- 2. 保険契約者が口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ当社および当該提携金融機関に申し出て他の保険料払込方法(経路)に変更してください。
- 3. 提携金融機関が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、当社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、指定口座を他の提携金融機関に変更するか、他の保険料払込方法(経路)に変更してください。
- 4. 当社または提携金融機関の事情により、当社は、振替日を変更することがあります。この場合、当社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。
- 5. 第1条(特約の適用)第2項に該当しなくなった場合には、保険契約者は、指定口座を他の提携金融機関に変更するか、他の保険料払込方法(経路)に変更してください。その変更をするまでの間の未払込保険料は、普通保険約款に定める猶予期間満了の日までに、当社の定める方法により、当社の本社または当社の指定した場所に払い込んでください。

クレジットカード扱特約

第1条(特約の適用)

この特約は、保険契約締結の際または保険料払込期間中において、保険契約者から、普通保険約款に定める保険料払込方法(経路)のうちクレジットカード扱の申出があり、かつ、当社がこれを承諾した場合に適用します。

- 2. この特約が適用できるクレジットカードは、保険契約者が、当社の指定したクレジットカード発行会社(以下、「カード会社」といいます。)との間で締結された会員規約その他これに準じるもの(以下、「会員規約等」といいます。)にもとづき、カード会社より貸与されかつ使用を認められたものに限ります。
- 3. 当社は、この特約の適用に際して、カード会社にクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等(以下、「クレジットカードの有効性等」といいます。)の確認を行うものとします。

第2条(保険料の払込)

保険料は、普通保険約款の規定にかかわらず、当社が クレジットカードの有効性等を確認し、カード会社に保 険料を請求した時に、その払込があったものとします。

- 2. 同一のクレジットカードにより2件以上の保険契約の保険料を払い込む場合には、保険契約者は、当社に対しその払込順序を指定できないものとします。
- 3. 保険契約者は、カード会社の会員規約等にしたがい、保険料相当額をカード会社に払い込むことを要します。
- 4. 当社は、クレジットカードにより払い込まれた保険料については領収証を発行しません。

第3条(クレジットカードの有効性等の確認ができなかった 場合等の取扱)

当社がクレジットカードの有効性等の確認ができなかった場合には、保険契約者は、有効性等の確認ができなかったクレジットカードから他のクレジットカードに変更するか、他の保険料払込方法(経路)に変更してください。

- 2. 当社がカード会社から保険料相当額を領収できない場合には、次のとおり取り扱います。
 - (1)クレジットカードの有効性等の確認が行われた後に 保険契約者がカード会社に対して保険料相当額を支 払っている場合には、保険契約者は、つぎの払込期月 以降の保険料について有効性等の確認ができなかっ たクレジットカードから他のクレジットカードに変更 するか、他の保険料払込方法(経路)に変更してく ださい。
 - (2)クレジットカードの有効性等の確認が行われた後に 保険契約者がカード会社に対して保険料相当額を支 払っていない場合には、前条(保険料の払込)第1項 の規定にかかわらず、保険料の払込はなかったもの とします。この場合、保険契約者は、その払込期月以 降の保険料について有効性等の確認ができなかった

クレジットカードから他のクレジットカードに変更するか、他の保険料払込方法(経路)に変更してください。

3. 第1項または前項の場合、保険契約者は、有効性等の確認ができなかったクレジットカードから他のクレジットカードに変更するか、他の保険料払込方法(経路)に変更するまでの間の未払込保険料を、普通保険約款に定める猶予期間満了の日までに、当社の定める方法により、当社の本社または当社の指定した場所に払い込んでください。

第4条(諸変更)

保険契約者は、クレジットカードを同一のカード会社の他のクレジットカードまたは他のカード会社のクレジットカードに変更することができます。この場合、あらかじめ当社に申し出てください。

- 2. 保険契約者がクレジットカードによる保険料の払込を停止する場合には、あらかじめ当社に申し出て他の保険料払込方法(経路)に変更してください。
- 3. カード会社がクレジットカードによる保険料の払込の取扱を停止した場合には、当社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、クレジットカードを他のクレジットカードに変更するか、他の保険料払込方法(経路)に変更してください。その変更をするまでの間の未払込保険料は、普通保険約款に定める猶予期間満了の日までに、当社の定める方法により、当社の本社または当社の指定した場所に払い込んでください。

インターネットによる保険契約申込みに関する特約

第1条(特約の適用)

保険契約者(保険契約の申込をしようとする者を含みます。以下同じとします。)または被保険者が保険契約の申込の手続の際に、保険契約申込書または告知書の提出に代えて、第4条(電磁的方法)に定める電磁的方法(以下、「電磁的方法」といいます。)により、保険契約の申込があり、かつ、当社がこれを承諾した場合には、この特約を適用します。

第2条(保険契約の申込に関する事項)

保険契約の締結の際、当社は、保険契約の申込に係る 事項を電磁的方法により表示しますので、保険契約者は、 電磁的方法により所要事項を入力のうえで当社に送信し てください。

- 2. 当社は、前項により保険契約者から送信された所要事項 の受信をもって、保険契約の申込があったものとして取 り扱います。この場合、当社は、所要事項の受信を確認 したうえで、電磁的方法により保険契約の申込を受け付 けた旨を表示します。
- 3. 保険契約の申込の際、被保険者は保険契約者本人であることを要します。

第3条(電磁的方法による告知)

主たる保険契約(以下、「主契約」といいます。)または特約の告知義務の規定にかかわらず、保険契約(特約を含みます。)の締結の際、当社所定の書面に代えて電磁的方法により当社が表示した告知に係る事項について、保険契約者または被保険者(以下、「保険契約者等」といいます。)は、電磁的方法により所要事項を入力のうえで当社に送信してください。

2. 当社は、前項により保険契約者等から送信された所要事項の受信をもって、告知があったものとして取り扱います。この場合、当社は、所要事項の受信を確認したうえで、電磁的方法により告知を受け付けた旨を表示します。

第4条(電磁的方法)

電磁的方法とは、つぎに掲げる場合に応じて、それぞれに定める方法を指します。

- (1)当社から保険契約者等に対して通知、表示または意思表示(以下、「通知等」といいます。)を行う場合
 - (ア)当社の使用に係る電子計算機と保険契約者等の 使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回 線を通じて通知等を行うべき事項を送信し、受 信者の使用に係る電子計算機に備えられた記憶 装置に記録する方法
 - (イ)当社の使用に係る電子計算機に備えられた記憶 装置に記録された通知等を行うべき事項を電気 通信回線を通じて保険契約者等の閲覧に供し、 保険契約者等の使用に係る電子計算機に備えら れた記憶装置に当該事項を記録する方法

- (ウ)保険契約者等ファイル(当社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルで、もっぱら当該保険契約者等の用に供せられるファイルをいいます。以下同じとします。)に記録された通知等を行うべき事項を電気通信回線を通じて保険契約者等の閲覧に供する方法
- (工)当社の閲覧ファイル(当社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであって、同時に複数の保険契約者等の閲覧に供するため通知等を行うべき事項を記録させるファイルをいいます。)に記録された内容中、通知等を行うべき事項を電気通信回線を通じて保険契約者等の閲覧に供する方法
- (2) 保険契約者等から当社に対して通知等を行う場合
 - (ア)保険契約者等ファイルに、保険契約者等が通知 等を行うべき事項を記録する方法
 - (イ)保険契約者等の使用に係る電子計算機の映像面に表示する手続にしたがって、保険契約者等がその使用に係る電子計算機を用いて送信する方法

第5条(主契約等の規定の準用)

この特約に別段の定めのない場合には、主契約および 特約の規定を準用します。

第6条(主約款等の読替)

この特約を適用した場合、主約款および特約の契約年齢または性別の誤りの処理の規定中「保険契約申込書に記載された」とあるのを「インターネットによる保険契約申込みに関する特約に定める電磁的方法による保険契約の申込画面に表示された」と読み替えます。

情報端末による保険契約申込みに関する特約

第1条(特約の適用)

保険契約者(保険契約の申込をしようとする者を含みます。以下同じとします。)または被保険者が保険契約の申込の手続の際に、保険契約申込書または告知書の提出に代えて、当社の定める携帯端末等の情報処理機器(以下、「携帯端末」といいます。)を利用することにより、保険契約の申込があり、かつ、当社がこれを承諾した場合には、この特約を適用します。

第2条(保険契約の申込に関する事項)

保険契約の締結の際、当社は、保険契約の申込に係る 事項を情報端末に表示しますので、保険契約者は、情報 端末に表示された保険契約の申込画面に所要事項を入力 のうえで当社に送信することによって、保険契約の申込を することができるものとします。

第3条(情報端末の利用による告知)

主たる保険契約の普通保険約款(以下「主契約」といいま

す。)または特約の告知義務の規定にかかわらず、保険契約(特約を含みます。)の締結の際、当社所定の書面に代えて当社が情報端末に表示した告知に係る事項について、保険契約者または被保険者は、情報端末に表示された告知画面に所要事項を入力のうえで当社に送信することによって、告知することができるものとします。

第4条(主契約等の規定の準用)

この特約に別段の定めのない場合には、主契約および 特約の規定を準用します。

第5条(主約款等の読替)

この特約を適用した場合、主約款および特約の契約年齢または性別の誤りの処理の規定中「保険契約申込書に記載された」とあるのを「情報端末による保険契約申込に関する特約に定める情報端末の保険契約の申込画面に表示された」と読み替えます。

保険証券不発行特約

第1条(特約の適用)

この特約は、主たる保険契約(以下、「主契約」といいます。) の締結の際、主契約の保険契約者(以下、「保険契約者」と いいます。)から申出があり、当社が承諾した場合に、主契 約に付加して適用します。

第2条(保険証券の不発行および保険契約の承諾)

当社は、この特約が付加された場合、主契約の普通保険約款(以下、「主約款」といいます。)および主契約に付加された特約の特約条項(以下、「特約条項」といいます。)に定める保険証券(以下、「保険証券」といいます。)を発行せず、保険証券への表示または記載は行いません。

2 主約款の規定にかかわらず、当社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険契約者に対し電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法。以下同じ。)により通知します。なお、当社は電磁的方法による通知に代えてその他の方法を用いる場合があります。

第3条(保険契約の内容の電磁的方法による提供)

当社は、保険契約者に対し、主約款に規定する保険証券 記載事項を電磁的方法により提供します。なお、各事項 に変更が生じた場合、変更後の内容とします。

第4条(請求書類)

主約款および特約条項の別表に定める請求書類のうち、 保険証券の提出は不要とします。

第5条(特約保険料の払込み)

この特約は保険料の払込を要しません。

第6条(特約の失効)

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

第7条(特約の解約)

この特約のみの解約は取り扱いません。

第8条(特約の消滅)

主契約が消滅したとき、この特約は消滅します。

第9条(特約の解約返戻金)

この特約には、特約が消滅した場合の解約返戻金はありません。

第10条(主約款の準用)

この特約条項に別段の定めがない場合には、主約款の規定を準用します。

保険料支払手段に関する特約

第1条(特約の適用)

この特約は、主たる保険契約(以下、「主契約」といいます。) の締結の際、主契約の保険契約者(以下、「保険契約者」と いいます。)から申出があり、当社が承諾した場合に、主契 約に付加して適用します。

第2条(用語の定義)

この特約において使用される用語の定義は、普通保険約款第1条(用語の定義)による場合のほか、次のとおりとします。

用語	定義
普通保険約款	主契約の普通保険約款をいいます。
保険料	普通保険約款およびこれに適用される 他の特約に定めるところに従い、当社 が追加保険料を請求した場合は、追加 保険料を含みます。
スマホ決済	非接触IC決済やQRコード決済などの スマートフォンを用いた決済手段をい います。
キャリア決済	携帯電話料金とまとめて支払う決済手 段をいいます。
決済事業者	当社に代わって保険契約者から保険料 を収受する事業者をいいます。

第3条(保険料の払込方法)

保険契約者は、保険料を当社の指定するスマホ決済またはキャリア決済によって払い込むことができるものとします。

- 2. 前項の規定により当社が定める決済手段によって保険料を 払い込む場合は、当社は、保険契約者が当該決済手段の 会員規約やサービス利用規約等に従って決済手続を行い、 保険料相当額全額の決済手続を完了したことが決済手続 画面に表示された時点で、決済手続が完了し保険料の払 込みがあったものとみなします。
- 3. 保険契約者は、当社が指定するスマホ決済またはキャリア 決済においてポイントによる支払が認められている場合、 当該決済手段の会員規約やサービス利用規約等に従って、 保険料の全部または一部をポイントで支払うことができま す。このとき、ポイント残高の減算が完了したことが決済

手続画面に表示された時点で、決済手続が完了し保険料の払込みがあったものとみなします。

第4条(保険料等の返還ーポイント払の場合)

前条第3項の規定により保険料の全部または一部をポイントで支払った場合において、解約返戻金または保険料の返還が発生したときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 解約返戻金が発生した場合において、ポイントもしく は現金のいずれにより返戻するかは、あらかじめ保険 契約者と決済事業者の間で取り決めた方法によるも のとします。保険契約者と決済事業者の間で特段の 取り決めがない場合には、現金で返戻するものとします。
- (2) 保険料の返還が発生した場合において、ポイントもしくは現金のいずれにより返戻するかは、あらかじめ保険契約者と決済事業者の間で取り決めた方法によるものとします。保険契約者と決済事業者の間で特段の取り決めがない場合には、当該保険料を収受したときと同じ方法によるものとします。

第5条(ポイント払の停止)

当社は、決済事業者の財務および業務運営等に懸念が生じた場合には、ポイントによる保険料の支払を停止することがあります。

第6条(保険料領収前の事故)

第3条(保険料の払込方法)第1項の規定により、保険契約者が、当社が定める決済手段によって保険料を払い込む場合、当社は、決済手続が完了した時(注)以後、普通保険約款およびこれに適用される他の特約に定める保険料領収前に発生した事故の取扱いに関する規定を適用しません。

(注) 決済手続が完了した時とは、保険期間の開始前に決済手続が完了した場合、保険期間の開始した時とします。

第7条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨 に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれ に適用される他の特約の規定を準用します。

総合医療保険 約款

総合医療保険 普通保険約款 目次

第1条	用語の定義	第20条	不法取得目的による無効
第2条	総則	第21条	解約
第3条	責任開始日	第22条	解約返戻金
第4条	保険証券	第23条	保険契約の消滅
第5条	保険期間および保険料払込期間	第24条	保険金額等の変更
第6条	保険金等の支払	第25条	保険契約の更新
第7条	地震、噴火、津波、戦争その他の変乱の場合の特例	第26条	死亡保険金受取人の指定
第8条	保険金の請求手続き	第27条	通知による死亡保険金受取人の指定または変更等
第9条	保険金等の支払いの場所と時期	第28条	遺言による死亡保険金受取人の変更
第10条	保険料の払込	第29条	死亡保険金受取人の死亡
第11条	保険料払込方法(経路)	第30条	保険契約者の変更
第12条	猶予期間および保険契約の失効	第31条	保険契約者の住所変更
第13条	猶予期間中に保険事故が発生した場合	第32条	年齢の計算
第14条	保険契約の復活	第33条	契約年齢および性別の誤りの処理
第15条	告知義務	第34条	契約者配当
第16条	告知義務違反による解除	第35条	時効
第17条	告知義務違反による解除ができない場合	第36条	保険期間中の契約条件の見直し
第18条	重大事由による解除	第37条	想定外の事象発生による保険期間中の保険金の削減支払
第19条	詐欺による取消	第38条	管轄裁判所

総合医療保険 特約条項

入院保障特約

手術保障特約

先進医療保障特約

災害死亡特約

特定障害特約

口座振替扱特約

クレジットカード扱特約

インターネットによる保険契約申込みに関する特約

情報端末による保険契約申込みに関する特約

保険証券不発行特約

保険料支払手段に関する特約

総合医療保険 普通保険約款

第1条(用語の定義)

この普通保険約款において使用される用語の定義は、それぞれ次のとおりとします。

用語	定義
保険金等	特約条項に定める支払事由に該当し た場合に支払われる保険金、給付金 などの給付のことをいいます。
特約保険料	この保険契約に付加される特約ごと の保険料のことをいいます。
保険料	この保険契約の保険料をいい、特 約保険料の合計額とします。

第2条(総則)

この普通保険約款は、この保険契約の保険約款の一部を 構成するものであり、特約条項とあわせてこの保険契約 の保険約款とします。

- 2. この普通保険約款の規定は、特約条項に特に規定のない限り、特約にも適用されるものとします。
- 3. この保険契約の締結にあたっては、当社の定める特約を1つ以上付加することを要します。

第3条(責任開始日)

当社は、保険契約の申込の受付を毎月15日(以下「申込締切日」といいます。)に締め切ります。申込締切日までに当社が承諾したことを条件として、申込締切日の属する月の翌月1日から保険契約上の責任を負います。

- 2. 初年度の保険契約において当社の保険契約上の責任が開始される日を責任開始日といいます。
- 3. 契約日は責任開始日とし、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、その日を基準として計算します。
- 4. 当社が保険契約の申込を承諾した場合には、次条に定める事項を記載した保険証券を保険契約者に交付し、これをもって承諾の通知とします。
- 5. 保険契約は、当社が前項の承諾の通知を発した時に成立するものとします。

第4条(保険証券)

前条第4項に規定する保険証券には、次の各号の事項を 記載します。

- (1) 保険契約の種類および保険証券番号
- (2) 契約日ならびに保険期間の始期および終期
- (3) 保険料およびその支払方法
- (4) 保険金等の支払い事由
- (5) 保険金額等およびその支払方法
- (6) 被保険者の氏名、契約時の年齢および性別
- (7) 保険契約者の氏名または商号等
- (8) 保険金等の受取人を定めたときは、その氏名または 商号等

- (9) 特約が付加されたときは、その特約の種類および保 除金額等
- (10) 保険証券の作成地、作成年月日、当社名および代表 取締役の氏名

第5条(保険期間および保険料払込期間)

保険期間は、契約日から起算して1年間とします。

2. 保険料払込期間は、前項の保険期間と同一とします。

第6条(保険金等の支払)

当社は、特約条項に定める保険金等の支払事由が発生したとき^(注)、普通保険約款および特約条項の規定により保険金等を支払います。

(注)特約条項に定める保険金等の支払いの免責事由に該 当したときを除きます。

第7条(地震、噴火、津波、戦争その他の変乱の場合の特例)

被保険者が、地震、噴火、津波、戦争その他の変乱によって特約条項に定める支払事由が発生した場合に、それによって支払事由が発生した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に重大な影響を及ぼすと認められるときは、当社は、その程度に応じ、保険金を削減して支払うかまたは保険金を支払わないことがあります。

2. 保険金等を削減して支払うときは、当社は保険金等の受取人に通知します。

第8条(保険金の請求手続き)

保険契約者または保険金等の受取人は、特約条項に定める保険金等の支払事由が生じたことを知ったときは、遅滞なく当社に連絡してください。

- 2. 保険金等の受取人は、特約条項に定める保険金等の支払 事由が生じたときは、当社所定の書類(別表1)を提出して、 保険金等を請求してください。
- 3. 第1号に定める対象給付等の請求にあたって、対象給付等の受取人が対象給付等を請求できない第2号に定める特別な事情があると当会社が認めるときは、第4項の規定により指定された指定代理請求人が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、対象給付等の受取人の代理人として対象給付等を請求することができます。

号		
(1)	対象給付等	特約条項に定める保険金等のうち、 被保険者が受取人として定められ ている保険金等 ^(注1)
(2)	特別な事情	(ア)対象給付等の請求を行なう意思表示が困難である場合 (イ)傷病名や余命についての告知を受けていない場合 (ウ)その他(ア)、(イ)に準じる場合

4. 保険契約者は、被保険者の同意を得て、当社の定める書 類を提出して、指定代理請求人を指定し変更することがで きます。指定代理請求人は、対象給付等の請求時におい て、第1号に定めるいずれかの者であることを要します。 ただし、第2号のいずれかに該当する場合は、指定代理請 求人としての取扱いを受けることはできません。

号	
(1)	(ア)被保険者の戸籍上の配偶者 (イ)被保険者の直系血族 (ウ)被保険者の兄弟姉妹 (エ)被保険者の3親等内の親族 (オ)次のいずれかの者。ただし、当社の定める 書類により、その事実が確認でき、かつ、 対象給付等の受取人のために対象給付等を 請求する適切な関係があると当社が認めた 者に限ります。 a.(ア)から(エ)までの者以外の者(注2)で、被保 険者と同居している者 b. 被保険者から委任を受ける等により、被保険 者の財産の管理を行なっている者(会社、官 公署等の団体(注3)を除く)
(2)	(ア)未成年者 (イ)成年被後見人 (ウ)破産者で復権を得ない者 (エ)対象給付等の支払事由または払込免除事由 を故意に生じさせた者 (オ)対象給付等の受取人がその対象給付等を請 求できない特別な事情を故意に招いた者

- 5. 第3項に基づき対象給付等の請求があった場合には、当社 は対象給付等の受取人の代理人である指定代理請求人に 対し、対象給付等を支払うことができます。
- 6. 第3項の請求に基づき、当社が指定代理請求人に対し対象 給付等を支払った場合には、その後重複して対象給付等 の請求を受けても、当社はこれを支払いません。
- (注1)次の保険金等は含まれません。 被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険契約 者が受取人となる保険金等
- (注2) 婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の 事情にある者などです。
- (注3)団体の代表者を含みます。

第9条(保険金等の支払いの場所と時期)

- 1. 保険金等は、第8条第2項および第3項に定める請求書類 が当社に到達した日の翌営業日からその日を含めて5営業 日以内に当社の指定した場所で支払います。この請求書 類が当社に到達した日を、当社が請求を受けた日とします (以下「請求日」といいます。)。
- 2. 保険金等を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる 場合において、保険契約の締結時から保険金等の請求時 までに当社に提出された書類だけでは確認ができないとき は、それぞれ当該各号に定める事項の確認(注1)を行な います。この場合には、第1項の規定にかかわらず、保険 金等を支払うべき期限は、請求日の翌営業日からその日 を含めて45日を経過する日とします。

号	確認が必要な場合	確認する事項	
(1)	特約条項に定める保 険金等の支払事由発 生の有無の確認が必 要な場合	保険金等の支払事由発生の有無	
(2)	特約条項に定める保 険金等の支払いの免 責事由に該当する可 能性がある場合	保険金等の支払事由が発 生した原因	
(3)	告知義務違反に該当 する可能性がある場 合	当会社が告知を求めた事 項および告知義務違反に 至った原因	
(4)	この普通保険約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	次の(ア)~(エ)の事項 (ア)第2号および第3号 (定める事項 (イ)第18条(重大事由に よる解除)第1可事事 号アから才ま可有 号アからすまの有 当する事者、後 登取人の目のの 経験契するから保険 経験を登りののの がいる 保険金等のの 意でにおりのの 意図に関すのの 意図に関する 保険金等の 意図に関する は保険金等の までにおりのの 意図に関いる は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	

3. 第2項の確認をするため、次の各号に掲げる事項について の特別な照会や調査が不可欠な場合には、第1項および第 2項にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、請求日 の翌営業日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定め る日数(注2)を経過する日とします。

号	確認が必要な場合	確認する事項	日数
(1)	第2項第2号から 第4号に定める事 項	弁護士法(昭和24 年法律第205号) にもとづく照会そ の他の法令にもと づく照会	180日
(2)	第2項第1号、第 2号または第4号 に定める事項	研究機関等の専門 機関による医学ま たは工学等の科学 技術的な特別の調 査、分析または鑑 定	180日

(3)	第2項第1号、第 2号または第4号 に定める事項	保険等者起手こ明に第は項起事い等は照終者のとよががかけ、号す判の整査所での開報でる第にあまの捜判の管査がかかけ、号す判の警査所は人、他始道あ、22まる決結察機にあいた等の第報であ第にる決結察機には、他始道あ、22まる送のに検ますのという。	180日
(4)	第2項各号に定める事項	日本国外における 調査	180日

- 4. 第2項および第3項に掲げる必要な事項の確認に際し、保 険契約者、被保険者または保険金等の受取人(注3)が正 当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかった とき(注4)は、当社は、これにより当該事項の確認が遅延 した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等を支 払いません。
- 5. 第2項または第3項の確認を行なう場合には、当社は、保険金等を請求した者に、その旨を通知します。
- 6. 第1項から第3項に定める期日をこえて保険金を支払う場合は、当社は、その期日の翌日から当社所定の利率で計算した遅延利息を保険金の受取人に支払います。ただし、第4項の定めにより生じた確認が遅延した期間については、当社は、遅滞の責任を負いません。
- (注1) 当社の指定した医師による診断および当社指定の検査 を含みます。
- (注2) 第1号から第4号のうち複数に該当する場合であっても、 180日とします。
- (注3) 指定代理請求人が代理人として対象給付等を請求する場合には、その指定代理請求人を含みます。
- (注4) 当社の指定した医師による必要な診断および当社指定 の検査に応じなかったときを含みます。

第10条(保険料の払込)

保険料払込期間中、毎回第11条(保険料払込方法(経路)) 第1項に定める保険料払込方法(経路)に従い、保険料を 次の期間(以下、「払込期月」といいます。)内に払い込んで ください。

- (1) 月払契約の払込期月
 - (ア)第1回保険料

責任開始日の属する月の初日から末日まで

(イ)第2回目以後の保険料 責任開始日の月単位の応当日の属する月の初日 から末日まで

(2) 年払契約の払込期月

責任開始日の属する月の初日から末日まで

- 2. 前項で払い込むべき保険料(第1回保険料を含みます。) は、それぞれの払込期月の契約応当日(第1回保険料の場合は契約日)からその次の払込期月の契約応当日の前日までの期間(以下、「保険料期間」といいます。)に対応する保険料とします。ただし、前項第2号で払い込むべき保険料は、契約日から契約終了日までの期間(以下、「保険料期間」といいます。)に対応する保険料とします。
- 3. 年払契約の場合で、既に払い込まれた保険料に対応する保険料期間中に、特約条項に定めるところにより保険契約が消滅した場合には、当社は、消滅日後、最初に到来する月単位の契約応当日からその保険料期間の末日までの月数(月単位の契約応当日から翌月の月単位の契約応当日の前日までの期間を1か月として計算します。)に対応する解約返戻金額を保険契約者または保険金等の受取人に支払います。
- 4. 月払契約の場合で、既に払い込まれた保険料に対応する 保険料期間中に、特約条項に定めるところにより保険契約 が消滅した場合であっても、当社は、その保険料期間に 対応する保険料を払い戻しません。
- 5. 第1項第1号の保険料が払込期月の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅した場合には、当社は、その払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。
- 6. 第1項第1号の保険料が払い込まれないまま、払込期月の 契約応当日以後末日までに保険金等の支払事由が生じた ときは、当社は、保険金等の受取人に通知のうえ、未払 込保険料を保険金等から差し引きます。
- 7. 保険契約者は、保険契約の更新時のみ、月払または年払の保険料払込方法(回数)を変更することができます。
- 8. 保険契約者が前項の変更を請求するときは、当社所定の 書類^(例表1)を当社に提出してください。

第11条(保険料払込方法(経路))

保険契約者は、次の各号のいずれかの保険料払込方法(経路)を選択することができます。ただし、第3号に定める払込方法(経路)は、当社が特に必要と認めた場合に限ります。

- (1) 当社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
- (2) 当社の指定したクレジットカードにより払い込む方法
- (3) 金融機関等の当社が指定した口座に送金することに より払い込む方法
- (4) 当社の指定したスマホ決済またはキャリア決済により 払い込む方法
- 2. 保険契約者は、当社の承諾を得て、前項各号の保険料の払込方法(経路)を変更することができます。

第12条(猶予期間および保険契約の失効)

保険料の払込については、払込期月の翌月初日から末日 までの猶予期間があります。 2. 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は猶予期間満了日の翌日から失効します。

第13条(猶予期間中に保険事故が発生した場合)

猶予期間中に保険金等を支払うべき事由が生じたときには、当社は、その時までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料を当社が支払うべき保険金等から差し引きます。

2. 前項の支払うべき保険金等が前項の未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料をその猶予期間の満了する日までに払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当社は、保険金等を支払いません。

第14条(保険契約の復活)

失効した保険契約の復活は、取扱いません。

第15条(告知義務)

保険契約者または被保険者は、当社が保険契約の締結または特約の付加の際、支払事由の発生の可能性に関する 重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、その書面により告知してください。

第16条(告知義務違反による解除)

保険契約者または被保険者が、前条の告知の際に、当社が求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合、当社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。

- 2. 当社は、特約条項に定める保険金等の支払事由が生じた後でも、前項の規定により保険契約を解除することができます。この場合には、保険金等を支払いません。なお、すでに保険金等を支払っていたときは、保険金等の返還を請求することができます。
- 3. 保険金等の支払事由の発生が、保険契約解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が証明したときは、保険金等を支払います。
- 4. 本条の規定によって保険契約を解除するときは、当社は、 その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者 またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当 な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被 保険者または保険金等の受取人に通知します。
- 5. 本条の規定によって保険契約を解除したときは、当社は、 第22条に定める解約返戻金があるときはこれを保険契約 者に支払います。

第17条(告知義務違反による解除ができない場合)

当社は、次のいずれかの場合には、前条による保険契約を解除することができません。

(1) 保険契約の締結の際、解除の原因となる事実を、当

社が知っていたか、または過失のため知らなかったと き

- (2) 当社の少額短期保険契約の締結の代理または媒介を委託した少額短期保険募集人(以下、本条において「保険募集人」といいます。)が、保険契約者または被保険者が第15条の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険募集人が、保険契約者または被保険者に対して、第15条の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 解除の原因となる事実を、当社が知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき
- (5) 保険契約が、責任開始日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始日からその日を含めて2年以内に特約条項の支払事由が発生し、かつ解除の原因となる事実があるときを除きます。
- 2. 前項第2号および第3号の場合に、各号に規定する保険募集人の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が第15条(告知義務)の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第2号および第3号の規定は適用しません。

第18条(重大事由による解除)

当社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約または特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者が、この保険契約の保険金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます。)をした場合
- (2) 被保険者または保険金等の受取人が、この保険契約 の保険金等を詐取する目的または他人に詐取させる 目的で、事故招致(未遂を含みます。)をした場合
- (3) この保険契約の保険金等の請求に関し、保険金等の受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が、 次のいずれかに該当するとき
 - (ア) 反社会的勢力(注)に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力^(注)に対して資金等を提供し、また は便宜を供与する等の関与をしていると認めら れること
 - (ウ) 反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること
 - (エ)法人である場合において、反社会的勢力(注)が その法人の経営を支配し、またはその法人の経 営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 前号のほか、当社の保険契約者、被保険者または保 険金等の受取人に対する信頼を損ない、この保険契 約の存続を困難とする前号と同等の重大な事由があ

る場合

- (注)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から 5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構 成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力 をいいます。
- 2. 当社は、特約条項に定める保険金等の支払事由が生じた 後でも、保険契約を解除することができます。この場合に は、次のとおり取り扱います。
 - (1) 前項に定める事由の発生時以後に生じた支払事由に よる保険金等を支払いません。また、すでにその支 払事由により保険金等を支払っているときは、当社 は、その返還を請求します。
 - (2) 当社は、その支払事由により、すでに保険金等を支払っていたときでもその返還を請求することができます。
- 3. 本条の規定によって保険契約または特約を解除したときは、当社は、第22条に定める解約返戻金があるときは、これと同額の返戻金を保険契約者に支払います。ただし、第1項第1号に該当するときは支払いません。

第19条(詐欺による取消)

保険契約者、被保険者または保険金受取人の詐欺または 強迫によりに保険契約または特約を締結したときは、当社 は、保険契約または特約を取り消すことができます。この 場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

第20条(不法取得目的による無効)

保険契約者が保険金等を不法に取得する目的または他人に保険金等を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結または特約を付加したときは、その保険契約または特約は無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

第21条(解約)

保険契約者は、将来に向かって保険契約または特約を解約することができます。

2. 保険契約者が前項の請求をするときは、当社所定の書類 (別表1)を当社に提出してください。

第22条(解約返戻金)

この保険契約の解約返戻金は、特約ごとに、特約条項に 定めるところにより計算されます。

第23条(保険契約の消滅)

保険金等の支払事由を定めている特約がすべて消滅したとき、この保険契約は消滅します。

第24条(保険金額等の変更)

保険期間中の保険金額等の増減額は取り扱いません。

第25条(保険契約の更新)

この保険契約の保険期間が満了する場合、当社は、保険期間満了日の2か月前までに更新後の契約内容等を保険契約者に通知し、保険契約者が、保険期間満了日の2週間前までに保険契約を継続しない旨を通知しない限り、保険契約は、更新され継続するものとします。ただし、更新後の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が当社の定める範囲をこえる場合には、更新できません。

- 2. 更新後の保険契約の保険金額等は、保険期間満了日の保 険金額等を限度とします。
- 3. 更新後の保険契約の保険期間は、更新前の保険契約の保険期間と同じとします。
- 4. 更新された保険契約の保険料は、更新時の被保険者の年齢によって計算します。
- 5. 保険契約者は、更新後の保険契約の第1回保険料を、更新日(年単位の契約応当日)の属する月の末日までに、当社に払い込んでください。この場合、第12条(猶予期間および保険契約の失効)および第13条(猶予期間中に保険事故が発生した場合)の規定を準用します。
- 6. 本条の規定によってこの保険契約が更新された場合には、 次の各号のとおり取扱います。
 - (1) 第6条(保険金の支払)および第17条(告知義務違反による解除ができない場合)の規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間を継続した保険期間とみなします。
 - (2) 更新後の保険契約には、更新時の普通保険約款および保険料率を適用します。
- 7. 前項までの規定にかかわらず、当社は事後検証の結果、この保険の計算の基礎率と実際が乖離したときは、更新する保険契約の保険料または保険金額の見直しを行うことがあります。また、更新時に、当社がこの保険契約の締結を取扱っていないとき、またはこの保険が不採算であったときは、この保険契約は更新されません。保険契約の更新を取扱わないときは、当社は、保険契約の保険期間満了日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

第26条(死亡保険金受取人の指定)

被保険者が死亡したときに保険金等を支払うことを規定している特約が付加されている場合、保険契約者は、被保 険者の同意を得たうえで、保険金受取人を1人の者に指定 してください。

第27条(通知による死亡保険金受取人の指定または変更等)

被保険者が死亡したときに保険金等を支払うことを規定している特約が付加されている場合、保険契約者は、被保険者が死亡するまでは、被保険者の同意を得た上で、当社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。ただし、特約ごとに死亡保険金受取人を変更することはできません。

- 2. 保険契約者が第1項の通知をする場合には、当社所定の 書類^(別表1)を当社に提出してください。
- 3. 第1項の通知が当社に到達する前に、変更前の死亡保険

金受取人に保険金等を支払ったときは、その支払い後に 変更後の死亡保険金受取人から保険金等の請求を受けて も、当社はこれを支払いません。

第28条(遺言による死亡保険金受取人の変更)

前条に規定するほか、保険契約者は、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。ただし、特約ごとに死亡保険金受取人を変更することはできません。

- 2. 第1項の保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、効力は生じません。
- 3. 第1項および第2項による死亡保険金受取人の変更は、保 険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が当社に通 知しなければ、これを当社に対抗することができません。
- 4. 保険契約者の相続人が第3項の通知をするときは、当社所定の書類(別表1)を当社に提出してください。

第29条(死亡保険金受取人の死亡)

被保険者が死亡したときに保険金等を支払うことを規定している特約が付加されている場合、被保険者が死亡する以前に死亡保険金受取人が死亡したときは、その法定相続人を死亡保険金受取人とします。

- 2. 第1項の規定により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、第1項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。
- 3. 第1項および第2項の規定により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

第30条(保険契約者の変更)

保険契約者は、被保険者および当社の同意を得て、保険 契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることがで きます。

2. 保険契約者が本条の変更を請求するときは、当社所定の書類(別表1)を、当社に提出してください。

第31条(保険契約者の住所変更)

保険契約者が、住所(通信先を含みます。)を変更したときは、すみやかに当社の本社または当社の指定した場所に通知してください。

2. 保険契約者が、前項の通知をしなかったときは、当社の知った最終の住所宛に発した通知は、通常到達に要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

第32条(年齢の計算)

被保険者の契約日における契約年齢は、満年齢で計算します。

2. 被保険者の契約後の年齢は、前項の契約年齢に更新日(年単位の契約応当日)ごとに1歳を加えて計算します。

第33条(契約年齢および性別の誤りの処理)

保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合、契約日および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、当社の定める範囲外であったとき、当社は、保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻し、その他のときは当社の定める方法に従い、実際の年齢に基づいて契約年齢または保険料を変更し、過去の保険料の差額を精算します。

2. 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りが あった場合には、実際の性別に基づいて保険料を変更し、 過去の保険料の差額を精算します。

第34条(契約者配当)

この保険契約に対しては、契約者配当はありません。

第35条(時効)

保険金、解約返戻金その他の支払を請求する権利は、これらを行使することができる時から3年間これを行使しないときは、時効により消滅します。

第36条(保険期間中の契約条件の見直し)

保険金の支払事由の発生が著しく増加し、この保険契約の計算の基礎に重大な影響を及ぼす状況の変化が生じたときは、当社は、当社の定めるところにより、保険期間中に保険料の増額または保険金の減額(「契約条件の見直し」といいます。)を行うことがあります。

2. 契約条件の見直しを行うときは、当社は、変更後の契約条件およびその他必要な事項を保険契約者に通知します。

第37条(想定外の事象発生による保険期間中の保険金の削減 支払)

保険金等の支払事由に該当するにもかかわらず、想定外の事象発生により、当社の収支に著しい影響を及ぼす状況変更が発生したときは、当社の定めるところにより、当社は、保険金等を削減して支払うことがあります。

2. 保険金等を削減して支払うときは、当社は保険金等の受取人に通知します。

第38条(管轄裁判所)

この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、当社の本社の所在地または保険金の受取人(保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者。)の住所地を管轄する地方裁判所(本庁とします。)をもって、合意による管轄裁判所とします。

入院保障特約

免責事由

入院給付金を支払わない

場合をいいます。以下、同じ。

第1条(特約の付加および保障の開始)

この特約は、保険契約者の申出によって総合医療保険契約(以下、本条において「保険契約」といいます。)に付加します。

2. 当社がこの特約の付加を承諾した場合、この特約の保障は、総合医療保険普通保険約款(以下、「普通保険約款」といいます。)に定める責任開始日に開始します。

第2条(入院給付金の支払)

当社は次のとおりこの特約の入院給付金を支払います。

名 称	入院給付金	
	被保険者が保険期間中に次のいずれかに該当する入院 ^(別表2) をした場合	
支払事由 (入院給付金を支払う場合) をいいます。以下、同じ。	(1) 責任開始日以後に生じた不慮 の事故 ^(別表3) による傷害を直接 の原因とした入院(ただし、事 故の日を含めて180日以内に 開始した入院であることを要し ます。)	
(2010 18 9 ° 78 L. H)O°)	(2) 責任開始日以後に生じた疾病 (異常分娩 ^{例表4)} を含みます。) を直接の原因とした入院	
	(3) 前2号は、治療を目的とした入院(※1)であり、病院または診療所 ^(別表5) への入院日数が2日以上であることを要します。	
	1回の入院につき、 保険証券等に記載の入院給付金日 額 ×	
支払額	へ 入院日数 ただし、1回の入院については、入 院日数30日を限度とします。 なお、1保険期間における入院給 付金の支払金額は、80万円を限度 とします。	
受取人	被保険者	

次のいずれかにより支払事由に該当したとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失

- (2) 被保険者の犯罪行為
- (3) 被保険者の薬物依存(※2)
- (4) 被保険者の精神障害(※2)の 状態を原因とする事故
- (5) 被保険者の泥酔の状態を原因 とする事故
- (6) 被保険者が法令に定める運転 資格を持たないで運転してい る間に生じた事故
- (7) 被保険者が法令に定める酒気 帯び運転またはこれに相当す る運転をしている間に生じた 事故
- (8) 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で、いずれも他覚所見のないもの(原因の如何を問いません。)
- (※1)「治療を目的とした入院」には、美容上の処置による 入院、正常分娩、病気を原因としない不妊手術、治 療を主たる目的としない診断のための検査による入 院、介護を主たる目的とする入院などは該当しませ ん。
- (※2)「精神障害」とは、別表6に記載する平成27年2月 13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の 分類コードF00からF99の規定に該当するものとし ます。「薬物依存」とは、同分類項目中の分類コード F11からF19の規定に該当するものとします。
- 2. 被保険者が支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、 それぞれの入院の原因となった不慮の事故が同一である ときは、1回の入院とみなし、前項の規定を適用します。
- 3. 被保険者が支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、 それぞれの入院の原因となった疾病が同一かまたは医学 上重要な関係があると医師が診断し、当社が認めたときは、 1回の入院とみなして第1項の規定を適用します。
- 4. 前2項に該当する場合でも、支払事由に該当する最終の入院の退院日の翌日から起算して180日を経過して開始した入院については、新たな入院として第1項の規定を適用します。
- 5. 被保険者が支払事由に該当する入院中において、他の傷病で支払事由が生じた場合には、それぞれの治療を開始した日から新たな入院とみなして取り扱います。ただし、被保険者が、疾病を原因とする入院を開始したときに異なる疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる疾病を併発した場合には、その入院開始の原因となった疾病により継続して入院したものとみなして取り扱います。
- 6. 被保険者が支払事由に該当する入院中において、他の傷病で支払事由が生じた場合には、当社は、入院給付金を重複しては支払いません。

第2条の2(入院給付金の支払いに関する補則)

初年度の責任開始日から起算して6か月以内(以下「支払 削減期間 といいます。)の入院による入院給付金の支払金 額は、不慮の事故による傷害を直接の原因とした入院(た だし、事故の日を含めて180日以内に開始した入院であ ることを要します。)を除き、前条の規定にかかわらず、前 条第1項に定める支払金額(以下「支払うべき保険金額」と いいます。)の50%相当額とします。

2. 入院給付金の支払事由に該当する入院をし、その入院中 に支払削減期間が満了した場合には、支払削減期間中の 入院給付金額は、支払うべき保険金額の50%相当額とし、 支払削減期間の満了日の翌日以降の入院給付金額は、支 払うべき保険金額とします。

第3条(入院給付金支払限度額に達した場合の取扱)

入院給付金支払限度額に達した場合、その達した時からこ の特約は消滅します。

2. 入院給付金支払限度額に達した日を消滅日として、第6条 (特約の解約返戻金)の規定により解約返戻金を支払いま す。

第4条(特約保険料の払込み)

この特約の特約保険料は、普通保険約款の規定により払 い込まれるものとします。

第5条(特約の消滅)

被保険者が死亡した場合、その死亡した時からこの特約は 消滅します。

2. 被保険者が死亡した日を消滅日として、第6条(特約の解 約返戻金)の規定により解約返戻金を支払います。

第6条(特約の解約返戻金)

保険料払込方法(回数)が月払の場合は、解約返戻金はあ りません。

2. 保険料払込方法(回数)が年払の場合は、保険契約の年単 位の契約応当日からの経過月数(以下、本条において「経 過月数」といいます。)に応じて計算された金額を解約返戻 金として保険契約者に支払います。ただし、1か月に満た ない経過月の端数はこれを切り上げます。

第7条(他の特約を付加した場合の特則)

保険契約にこの特約以外に以下の特約を付加した場合は、 下表のとおり読み替えて適用します。

- · 引受基準緩和型手術保障特約
- ·引受基準緩和型先進医療保障特約

箇所	読み替え前	読み替え後
第2条 第1項	なお、1保険期間における入院給付金の支払金額は、80万円を限度とします。	なお、1保険期間における保険金等の支払金額は、付加された特約に基づく保険金等と合算して80万円を限度とします。
第3条	入院給付金支払限度額に達した場合、その達した時からこの特約は消滅します。 2. 入院給付金支払限度額に達した日を消滅日として、第6条(特約の解約返戻金)の規定により解約返戻金を支払います。	保険金額等の支払限度額に達した場合、その達した時からこの特約は消滅します。 2. 保険金額等の支払限度額に産りた日を消滅日として、第6条(特約の規定により解約返戻金を支払います。

第8条 普通保険約款の規定の適用

手術保障特約

第1条(特約の付加および保障の開始)

この特約は、保険契約者の申出によって総合医療保険契約(以下、本条において「保険契約」といいます。)に付加します。

2. 当社がこの特約の付加を承諾した場合、この特約の保障は、総合医療保険普通保険約款(以下、「普通保険約款」といいます。)に定める責任開始日に開始します。

第2条(手術給付金の支払)

当社は次のとおりこの特約の手術給付金を支払います。

名 称	手術給付金	
支払事由 (手術給付金を支払う場合) をいいます。以下、同じ。)	被保険者が保険期間中に次のすべてを満たす手術を受けた場合 (1) 責任開始日以後に生じた不慮の事故(別表3)による傷害または、疾病(異常分娩(別表4)を含みます。)を直接の原因としてその治療を目的とした手術であること (2) 病院または診療所(別表5)における手術であること (3) 公的医療保険制度(別表7)における診療報酬点数表(手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数表をいいます。)に、手術料の算定対象として列挙されている手術であること	
支払額	手術1回につき保険証券等に記載の手術給付金額なお、1保険期間における手術給付金の支払金額は、80万円を限度とします。	
受取人	被保険者	
免責事由 (手術給付金を支払わない) (場合をいいます。以下、同じ。)	次のいずれかにより支払事由に該当したとき (1)保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2)被保険者の犯罪行為 (3)被保険者の薬物依存(※) (4)被保険者の精神障害(※)の状態を原因とする事故 (5)被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6)被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7)被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8)頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で、いずれも他覚所見のないもの(原因の如何を問いません。)	

- (※)「精神障害」とは、別表6に記載する平成27年2月 13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の 分類コードF00からF99の規定に該当するものとし ます。「薬物依存」とは、同分類項目中の分類コード F11からF19の規定に該当するものとします。
- 2. 手術給付金の支払いは、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。
- 3. 診療報酬点数表に基づき、一連の治療過程に複数回の手術を受けた場合に手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術については、第1回目の手術のみを受けたものとします。

第2条の2(手術給付金の支払いに関する補則)

初年度の責任開始日から起算して6か月以内(以下「支払削減期間」といいます。)の手術による手術給付金の支払金額は、不慮の事故による傷害を直接の原因とした手術を除き、前条の規定にかかわらず、前条第1項に定める支払金額(以下「支払うべき保険金額」といいます。)の50%相当額とします。

第3条(手術給付金支払限度額に達した場合の取扱)

手術給付金支払限度額に達した場合、その達した時からこの特約は消滅します。

2. 手術給付金支払限度額に達した日を消滅日として、第6条 (特約の解約返戻金)の規定により解約返戻金を支払います。

第4条(特約保険料の払込み)

この特約の特約保険料は、普通保険約款の規定により払い込まれるものとします。

第5条(特約の消滅)

被保険者が死亡した場合、その死亡した時からこの特約は消滅します。

2. 被保険者が死亡した日を消滅日として、第6条(特約の解約返戻金)の規定により解約返戻金を支払います。

第6条(特約の解約返戻金)

保険料払込方法(回数)が月払の場合は、解約返戻金はありません。

2. 保険料払込方法(回数)が年払の場合は、保険契約の年単位の契約応当日からの経過月数(以下、本条において「経過月数」といいます。)に応じて計算された金額を解約返戻金として保険契約者に支払います。ただし、1か月に満たない経過月の端数はこれを切り上げます。

第7条(他の特約を付加した場合の特則)

保険契約にこの特約以外に以下の特約を付加した場合は、 下表のとおり読み替えて適用します。

- · 引受基準緩和型入院保障特約
- · 引受基準緩和型先進医療保障特約

箇所	読み替え前	読み替え後
第2条 第1項	なお、1保険期間における手術給付金の支払金額は、80万円を限度とします。	なお、1保険期間における保険金等の支払金額は、付加された特約に基づく保険金等と合算して80万円を限度とします。
第3条	手術給付金支払限度額に達した場合、その達した時からこの特約は消滅します。 2. 手術給付金支払限度額に達した日を消滅日として、第6条(特約の解約返戻金)の規定により解約返戻金を支払います。	保険金額等の支払限度額に達した場合、その達した時からこの特約は消滅します。 2. 保険金額等の支払限度額に達した日を消滅日として、第6条(特別の解約返戻金りの規定により解約返戻金を支払います。

第8条(普通保険約款の規定の適用)

先進医療保障特約

第1条(特約の付加および保障の開始)

この特約は、保険契約者の申出によって総合医療保険契約(以下、本条において「保険契約」といいます。)に付加します。

2. 当社がこの特約の付加を承諾した場合、この特約の保障は、総合医療保険普通保険約款(以下、「普通保険約款」といいます。)に定める責任開始日に開始します。

第2条(先進医療給付金の支払)

当社は次のとおりこの特約の先進医療給付金を支払います。

名 称	先進医療給付金	
支払事由 (先進医療給付金を支払う場合) をいいます。以下、同じ。	被保険者が保険期間中に、責任開始日以後に生じた不慮の事故 ^(別表3) による傷害または、疾病(異常分娩 ^(別表4) を含みます。)を直接の原因としてその治療を目的とした先進医療 (別表8)による療養を受けた時	
支払額	先進医療の技術に関わる費用と同額(*1) ただし、保険証券等に記載の先進 医療給付金額を限度とします。 なお、1保険期間における先進医療給付金の支払金額は、80万円 を限度とします。	
受取人	被保険者	
免責事由 (先進医療給付金を支払わない) 場合をいいます。以下、同じ。)	次のいずれかにより支払事由に該当したとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の薬物依存(※2) (4) 被保険者の精神障害(※2)の状態を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故	

(※1)「先進医療の技術に係る費用」とは、被保険者が受けた先進医療の技術に対する被保険者の負担額として、その先進医療を受けた病院または診療所によって定められた額をいい、次の費用などは含みません。 ・公的医療保険制度(別表7)の法律に基づき保険給付の対象となる費用(自己負担部分を含む)

- ・先進医療以外の評価療養のための費用
- ・選定療養のための費用
- ・食事療養のための費用
- ・生活療養のための費用
- (※2)「精神障害」とは、別表6に記載する平成27年2月 13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の 分類コードF00からF99の規定に該当するものとし ます。「薬物依存」とは、同分類項目中の分類コード F11からF19の規定に該当するものとします。

第2条の2(先進医療給付金の支払いに関する補則)

初年度の責任開始日から起算して6か月以内(以下「支払削減期間」といいます。)の療養に対する先進医療給付金の支払金額は、前条の規定にかかわらず、前条第1項に定める支払金額(以下「支払うべき保険金額」といいます。)の50%相当額とします。

第3条(先進医療給付金支払限度額に達した場合の取扱)

先進医療給付金支払限度額に達した場合、その達した時からこの特約は消滅します。

2. 先進医療給付金支払限度額に達した日を消滅日として、第 6条(特約の解約返戻金)の規定により解約返戻金を支払 います。

第4条(特約保険料の払込み)

この特約の特約保険料は、普通保険約款の規定により払い込まれるものとします。

第5条(特約の消滅)

被保険者が死亡した場合、その死亡した時からこの特約は 消滅します。

2. 被保険者が死亡した日を消滅日として、第6条(特約の解約返戻金)の規定により解約返戻金を支払います。

第6条(特約の解約返戻金)

保険料払込方法(回数)が月払の場合は、解約返戻金はありません。

2. 保険料払込方法(回数)が年払の場合は、保険契約の年単位の契約応当日からの経過月数(以下、本条において「経過月数」といいます。)に応じて計算された金額を解約返戻金として保険契約者に支払います。ただし、1か月に満たない経過月の端数はこれを切り上げます。

第7条(他の特約を付加した場合の特則)

保険契約にこの特約以外に以下の特約を付加した場合は、 下表のとおり読み替えて適用します。

- · 引受基準緩和型入院保障特約
- ·引受基準緩和型手術保障特約

箇所	読み替え前	読み替え後
第2条 第1項	なお、1保険期間における先進医療給付金の支払金額は、80万円を限度とします。	なお、1保険期間における保険金等の支払金額は、付加された特約に基づく保険金等と合算して80万円を限度とします。
第3条	先進医療給付金支払 限度額に達した場合、 その達した時からこの 特約は消滅します。 2. 先進医療給付金 支払限度額に達 した日を消滅日と して、第6条(特 約の解約返戻金) の規定により解約 返戻金を支払い ます。	保険金額等の支払限度額に達した場合、その達した時からこの特約は消滅します。 2. 保険金額等の支払限度額に達した日を消滅日として、第6条(特約の解約返戻金)の規定により解約返戻金を支払います。

第8条(普通保険約款の規定の適用)

災害死亡特約

第1条(特約の付加および保障の開始)

この特約は、保険契約者の申出によって総合医療保険契約(以下、本条において「保険契約」といいます。)に付加します。

2. 当社がこの特約の付加を承諾した場合、この特約の保障は、総合医療保険約款(以下、「普通保険約款」といいます。)に定める責任開始日に開始します。

第2条(災害死亡保険金の支払)

当社は、次のとおり災害死亡保険金を支払います。

種類	災害死亡保険金	
支払事由 (災害死亡保険金を支払う場合) をいいます。以下、同じ。	被保険者が、この特約の責任開始時 以後に発生した不慮の事故 ^(別表3) によ る傷害を直接の原因として、その事 故の日から180日以内に、かつ、こ の特約の責任開始時から保険期間の 満了時までに、死亡したとき	
保険金額	保険証券等に記載の災害死亡保険 金額	
受取人	死亡保険金受取人	
免責事由 (「支払事由」「該当しても災害 、死亡保険金を支払わない場合。)	次のいずれかの事由によって被保険者が支払事由に該当したとき 1. 被保険者の犯罪行為 2. 保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人の故意または重大な過失 3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 7. 地震、噴火または津波 8. 戦争その他の変乱	

2. 災害死亡保険金の支払いにあたっては、第1項の規定によ

るほか、次に定めるところによります。

- (1)被保険者が死亡保険金受取人の故意または重大な 過失によって死亡した場合でも、その死亡保険金受 取人が災害死亡保険金の一部の受取人であるときに は、以下のとおり取り扱います。
 - ア. その死亡保険金受取人には災害死亡保険金を支払いません。
 - イ. 災害死亡保険金額の全額からアの支払われない 災害死亡保険金額を差し引いた残額を他の死亡 保険金受取人に支払います。
- (2) 被保険者が、この特約の責任開始時前に発生した原因によって責任開始時以後に死亡した場合でも、この特約の付加の際の告知等により、当社が、その原因の発生を知っていたとき、または過失によって知らなかったときは、その原因はこの特約の責任開始時以後に発生したものとみなします。

第3条(特約保険料の払込み)

この特約の特約保険料は、普通保険約款の規定により払い込まれるものとします。

第4条(特約の解約返戻金)

保険料払込方法(回数)が月払の場合は、解約返戻金はありません。

2. 保険料払込方法(回数)が年払の場合は、保険契約の年単位の契約応当日からの経過月数(以下、本条において「経過月数」といいます。)に応じて計算された金額を解約返戻金として保険契約者に支払います。ただし、1か月に満たない経過月の端数はこれを切り上げます。

第5条(普通保険約款の規定の適用)

特定障害特約

第1条(特約の付加および保障の開始)

この特約は、保険契約者の申出によって総合医療保険契約(以下、本条において「保険契約」といいます。)に付加します。

2 . 当社がこの特約の付加を承諾した場合、この特約の保障は、総合医療保険約款(以下、「普通保険約款」といいます。)に定める責任開始日に開始します。

第2条(障害給付金の支払)

当社は、次のとおり障害給付金を支払います。

種類	障害給付金	
支払事由 (障害給付金を支払う場合) をいいます。以下、同じ。)	被保険者が、この特約の責任開始 時以後に発生した不慮の事故 ^(別表3) による傷害を直接の原因として、その 事故の日から180日以内に、かつ、 この特約の責任開始時から保険期 間の満了時までに、身体障害表 ^(別表9) の第1級から第2級までの障害状態 に該当したとき	
支払額	保険証券等に記載の障害給付金額 ※ 身体障害表(別表9)に定める給付割合	
受取人	被保険者	
免責事由 (「支払事由に該当しても障害 給付金を支払わない場合。)	被保険者 次のいずれかの事由によって被保険者が支払事由に該当したとき 1. 被保険者の犯罪行為 2. 保険者の犯罪行為 2. 保険契約者よ、破保しては死亡ののでは重大な過失 3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. 被保険者が法令に定める運転を持たないで運転している間に生じた事故 6. 被保険者が法令にこれに相当する運転をしている間に生じた事故 7. 地震、寛火または津波 8. 戦争その他の変乱	

2. 障害給付金の支払いにあたっては、第1項の規定によるほか、次に定めるところによります。

- (1) 障害給付金の支払いは、給付割合を通算して10割をもって限度とします。
- (2) この特約の保険期間の満了する日において、被保険者が身体障害表^(別表9)「備考」の「回復の見込みのない」状態に該当していないことのみを理由に障害給付金が支払われない場合でも、次のいずれかの事由に該当したときは、この特約の保険期間の満了時に障害給付金の支払事由に該当していたものとみなして、障害給付金を支払います。
 - ア. この特約の保険期間満了後も引き続きその状態 が継続しこの特約の保険期間の満了後180日 以内に回復の見込みがないことが明らかになっ たとき
 - イ. この特約の保険期間満了後も180日間引き続きその状態が継続したとき
- (3)被保険者が、この特約の責任開始時前に発生した原因によって責任開始時以後に身体障害表(別表9)の第1級から第2級までの障害状態に該当した場合でも、この特約の付加の際の告知等により、当会社が、その原因の発生を知っていたとき、または過失によって知らなかったときは、その原因はこの特約の責任開始時以後に発生したものとみなします。

第4条(特約保険料の払込み)

この特約の特約保険料は、普通保険約款の規定により払い込まれるものとします。

第5条(特約の消滅)

被保険者が死亡した場合、その死亡した時からこの特約は消滅します。

2. 被保険者が死亡した日を消滅日として、第6条(特約の解約返戻金)の規定により解約返戻金を支払います。

第6条(特約の解約返戻金)

保険料払込方法(回数)が月払の場合は、解約返戻金はありません。

2. 保険料払込方法(回数)が年払の場合は、保険契約の年単位の契約応当日からの経過月数(以下、本条において「経過月数」といいます。)に応じて計算された金額を解約返戻金として保険契約者に支払います。ただし、1か月に満たない経過月の端数はこれを切り上げます。

第7条(普通保険約款の規定の適用)

口座振替扱特約

第1条(特約の適用)

この特約は、保険契約締結の際または保険料払込期間中において、保険契約者から、普通保険約款に定める保険料払込方法(経路)のうち口座振替扱の申出があり、かつ、当社がこれを承諾した場合に適用します。

- 2. 以下の各号の条件を満たした場合、この特約を適用します。
 - (1) 保険契約者の指定する口座(以下、「指定口座」といいます。)が、当社と保険料口座振替の取扱を提携している金融機関等(以下、「提携金融機関」といいます。この場合、当社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関等を含みます。)に設置されていること
 - (2) 保険契約者が提携金融機関に対し、指定口座から当 社の口座(当社が保険料の収納業務を委託している 機関がある場合には、その委託機関の口座。以下、 同じ。)へ保険料の口座振替を委託すること

第2条(保険料の払込)

保険料は、普通保険約款の規定にかかわらず、払込期月中の当社の定めた日(以下、「振替日」といいます。ただし、この日が提携金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日を振替日とします。)に、指定口座から保険料相当額を当社の口座に振り替えることによって当社に払い込まれるものとします。

- 2. 前項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。
- 3. 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、保険契約者は、当社に対しその振替順序を指定できないものとします。
- 4. 保険契約者は、指定口座から保険料相当額が振替できる 残高まであらかじめ預入しておくことを要します。
- 5. 当社は、口座振替により払い込まれた保険料については領収証を発行しません。

第3条(口座振替不能の場合の取扱)

振替日に保険料の口座振替が不能となった場合は、振替日の翌月の応当日に再度口座振替を行います。

- 2. 月払契約について前項の規定を適用する場合、払込期月の到来した2か月分の保険料の口座振替を行います。ただし、指定口座の預入額がその金額に満たない場合には、払込期月の到来した保険料のうち、その到来した払込期月の時期の早いものにかかる保険料から払込があったものとし、指定口座の預入額の範囲内で口座振替可能な月数分の保険料の口座振替を行います。
- 3. 第1項および前項に定める保険料の口座振替が不能の場合には、保険契約者は、普通保険約款に定める猶予期間満了の日までに、未払込保険料を、当社の定める方法により、当社の本社または当社の指定した場所に払い込んでください。

第4条(諸変更)

保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している提携金融機関を他の提携金融機関に変更することができます。この場合、あらかじめ当社および当該提携金融機関に申し出てください。

- 2. 保険契約者が口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ当社および当該提携金融機関に申し出て他の保険料払込方法(経路)に変更してください。
- 3. 提携金融機関が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、当社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、指定口座を他の提携金融機関に変更するか、他の保険料払込方法(経路)に変更してください。
- 4. 当社または提携金融機関の事情により、当社は、振替日を変更することがあります。この場合、当社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。
- 5. 第1条(特約の適用)第2項に該当しなくなった場合には、保険契約者は、指定口座を他の提携金融機関に変更するか、他の保険料払込方法(経路)に変更してください。その変更をするまでの間の未払込保険料は、普通保険約款に定める猶予期間満了の日までに、当社の定める方法により、当社の本社または当社の指定した場所に払い込んでください。

クレジットカード扱特約

第1条(特約の適用)

この特約は、保険契約締結の際または保険料払込期間中において、保険契約者から、普通保険約款に定める保険料払込方法(経路)のうちクレジットカード扱の申出があり、かつ、当社がこれを承諾した場合に適用します。

- 2. この特約が適用できるクレジットカードは、保険契約者が、当社の指定したクレジットカード発行会社(以下、「カード会社」といいます。)との間で締結された会員規約その他これに準じるもの(以下、「会員規約等」といいます。)にもとづき、カード会社より貸与されかつ使用を認められたものに限ります。
- 3. 当社は、この特約の適用に際して、カード会社にクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等(以下、「クレジットカードの有効性等」といいます。)の確認を行うものとします。

第2条(保険料の払込)

保険料は、普通保険約款の規定にかかわらず、当社がクレジットカードの有効性等を確認し、カード会社に保険料を請求した時に、その払込があったものとします。

- 2. 同一のクレジットカードにより2件以上の保険契約の保険料を払い込む場合には、保険契約者は、当社に対しその払 込順序を指定できないものとします。
- 3. 保険契約者は、カード会社の会員規約等にしたがい、保険料相当額をカード会社に払い込むことを要します。
- 4. 当社は、クレジットカードにより払い込まれた保険料については領収証を発行しません。

第3条(クレジットカードの有効性等の確認ができなかった場合 等の取扱)

当社がクレジットカードの有効性等の確認ができなかった場合には、保険契約者は、有効性等の確認ができなかったクレジットカードから他のクレジットカードに変更するか、他の保険料払込方法(経路)に変更してください。

- 2. 当社がカード会社から保険料相当額を領収できない場合には、次のとおり取り扱います。
 - (1) クレジットカードの有効性等の確認が行われた後に 保険契約者がカード会社に対して保険料相当額を支

払っている場合には、保険契約者は、つぎの払込期 月以降の保険料について有効性等の確認ができな かったクレジットカードから他のクレジットカードに変 更するか、他の保険料払込方法(経路)に変更してく ださい。

- (2) クレジットカードの有効性等の確認が行われた後に 保険契約者がカード会社に対して保険料相当額を支 払っていない場合には、前条(保険料の払込)第1項 の規定にかかわらず、保険料の払込はなかったもの とします。この場合、保険契約者は、その払込期月 以降の保険料について有効性等の確認ができなかっ たクレジットカードから他のクレジットカードに変更す るか、他の保険料払込方法(経路)に変更してくださ い。
- 3. 第1項または前項の場合、保険契約者は、有効性等の確認ができなかったクレジットカードから他のクレジットカードに変更するか、他の保険料払込方法(経路)に変更するまでの間の未払込保険料を、普通保険約款に定める猶予期間満了の日までに、当社の定める方法により、当社の本社または当社の指定した場所に払い込んでください。

第4条(諸変更)

保険契約者は、クレジットカードを同一のカード会社の他の クレジットカードまたは他のカード会社のクレジットカードに 変更することができます。この場合、あらかじめ当社に申 し出てください。

- 2. 保険契約者がクレジットカードによる保険料の払込を停止する場合には、あらかじめ当社に申し出て他の保険料払込方法(経路)に変更してください。
- 3. カード会社がクレジットカードによる保険料の払込の取扱を停止した場合には、当社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、クレジットカードを他のクレジットカードに変更するか、他の保険料払込方法(経路)に変更してください。その変更をするまでの間の未払込保険料は、普通保険約款に定める猶予期間満了の日までに、当社の定める方法により、当社の本社または当社の指定した場所に払い込んでください。

インターネットによる保険契約申込みに関する特約

第1条(特約の適用)

保険契約者(保険契約の申込をしようとする者を含みます。 以下同じとします。)または被保険者が保険契約の申込の 手続の際に、保険契約申込書または告知書の提出に代え て、第4条(電磁的方法)に定める電磁的方法(以下、「電磁 的方法」といいます。)により、保険契約の申込があり、か つ、当社がこれを承諾した場合には、この特約を適用しま す。

第2条(保険契約の申込に関する事項)

保険契約の締結の際、当社は、保険契約の申込に係る事項を電磁的方法により表示しますので、保険契約者は、電磁的方法により所要事項を入力のうえで当社に送信してください。

- 2. 当社は、前項により保険契約者から送信された所要事項の受信をもって、保険契約の申込があったものとして取り扱います。この場合、当社は、所要事項の受信を確認したうえで、電磁的方法により保険契約の申込を受け付けた旨を表示します。
- 3. 保険契約の申込の際、被保険者は保険契約者本人であることを要します。

第3条(電磁的方法による告知)

主たる保険契約(以下、「主契約」といいます。)または特約の告知義務の規定にかかわらず、保険契約(特約を含みます。)の締結の際、当社所定の書面に代えて電磁的方法により当社が表示した告知に係る事項について、保険契約者または被保険者(以下、「保険契約者等」といいます。)は、電磁的方法により所要事項を入力のうえで当社に送信してください。

2. 当社は、前項により保険契約者等から送信された所要事項の受信をもって、告知があったものとして取り扱います。この場合、当社は、所要事項の受信を確認したうえで、電磁的方法により告知を受け付けた旨を表示します。

第4条(電磁的方法)

電磁的方法とは、つぎに掲げる場合に応じて、それぞれに 定める方法を指します。

(1) 当社から保険契約者等に対して通知、表示または意思表示(以下、「通知等」といいます。)を行う場合 (ア) 当社の使用に係る電子計算機と保険契約者等の

使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて通知等を行うべき事項を送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられた記憶装置に記録する方法

- (イ) 当社の使用に係る電子計算機に備えられた記憶装置に記録された通知等を行うべき事項を電気通信回線を通じて保険契約者等の閲覧に供し、保険契約者等の使用に係る電子計算機に備えられた記憶装置に当該事項を記録する方法
- (ウ) 保険契約者等ファイル(当社の使用に係る電子 計算機に備えられたファイルで、もっぱら当該保 険契約者等の用に供せられるファイルをいいま す。以下同じとします。)に記録された通知等を 行うべき事項を電気通信回線を通じて保険契約 者等の閲覧に供する方法
- (工) 当社の閲覧ファイル(当社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであって、同時に複数の保険契約者等の閲覧に供するため通知等を行うべき事項を記録させるファイルをいいます。)に記録された内容中、通知等を行うべき事項を電気通信回線を通じて保険契約者等の閲覧に供する方法
- (2) 保険契約者等から当社に対して通知等を行う場合
 - (ア)保険契約者等ファイルに、保険契約者等が通知 等を行うべき事項を記録する方法
 - (イ)保険契約者等の使用に係る電子計算機の映像面に表示する手続にしたがって、保険契約者等がその使用に係る電子計算機を用いて送信する方法

第5条(主契約等の規定の準用)

この特約に別段の定めのない場合には、主契約および特約の規定を準用します。

第6条(主約款等の読替)

この特約を適用した場合、主約款および特約の契約年齢または性別の誤りの処理の規定中「保険契約申込書に記載された」とあるのを「インターネットによる保険契約申込みに関する特約に定める電磁的方法により表示された」と読み替えます。

情報端末による保険契約申込みに関する特約

第1条(特約の適用)

保険契約者(保険契約の申込をしようとする者を含みます。 以下同じとします。)または被保険者が保険契約の申込の 手続の際に、保険契約申込書または告知書の提出に代え て、当社の定める携帯端末等の情報処理機器(以下、「携 帯端末」といいます。)を利用することにより、保険契約の 申込があり、かつ、当社がこれを承諾した場合には、この 特約を適用します。

第2条(保険契約の申込に関する事項)

保険契約の締結の際、当社は、保険契約の申込に係る事 項を情報端末に表示しますので、保険契約者は、情報端 末に表示された保険契約の申込画面に所要事項を入力の うえで当社に送信することによって、保険契約の申込をす ることができるものとします。

第3条(情報端末の利用による告知)

主たる保険契約の普通保険約款(以下「主契約」といいま

す。)または特約の告知義務の規定にかかわらず、保険契 約(特約を含みます。)の締結の際、当社所定の書面に代 えて当社が情報端末に表示した告知に係る事項について、 保険契約者または被保険者は、情報端末に表示された告 知画面に所要事項を入力のうえで当社に送信することに よって、告知することができるものとします。

第4条(主契約等の規定の準用)

この特約に別段の定めのない場合には、主契約および特 約の規定を準用します。

第5条(主約款等の読替)

この特約を適用した場合、主約款および特約の契約年齢 または性別の誤りの処理の規定中「保険契約申込書に記載 された」とあるのを「情報端末による保険契約申込に関す る特約に定める情報端末の保険契約の申込画面に表示さ れた」と読み替えます。

保険証券不発行特約

第1条(特約の適用)

この特約は、主たる保険契約(以下、「主契約」といいます。) の締結の際、主契約の保険契約者(以下、「保険契約者」と いいます。)から申出があり、当社が承諾した場合に、主契 約に付加して適用します。

第2条(保険証券の不発行および保険契約の承諾)

当社は、この特約が付加された場合、主契約の普通保険 約款(以下、「主約款」といいます。) および主契約に付加さ れた特約の特約条項(以下、「特約条項」といいます。)に 定める保険証券(以下、「保険証券」といいます。)を発行せ ず、保険証券への表示または記載は行いません。

2 主約款の規定にかかわらず、当社が保険契約の申込を承 諾した場合には、保険契約者に対し電磁的方法(電子情報 処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用す る方法。以下同じ。)により通知します。なお、当社は電磁 的方法による通知に代えてその他の方法を用いる場合が あります。

第3条(保険契約の内容の電磁的方法による提供)

当社は、保険契約者に対し、主約款に規定する保険証券 記載事項を電磁的方法により提供します。なお、各事項 に変更が生じた場合、変更後の内容とします。

第4条(請求書類)

主約款および特約条項の別表に定める請求書類のうち、 保険証券の提出は不要とします。

第5条(特約保険料の払込み)

この特約は保険料の払込を要しません。

第6条(特約の失効)

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失 います。

第7条(特約の解約)

この特約のみの解約は取り扱いません。

第8条(特約の消滅)

主契約が消滅したとき、この特約は消滅します。

第9条(特約の解約返戻金)

この特約には、特約が消滅した場合の解約返戻金はありま せんん

第10条(主約款の準用)

この特約条項に別段の定めがない場合には、主約款の規 定を準用します。

保険料支払手段に関する特約

第1条(特約の適用)

この特約は、主たる保険契約(以下、「主契約」といいます。) の締結の際、主契約の保険契約者(以下、「保険契約者」と いいます。)から申出があり、当社が承諾した場合に、主契 約に付加して適用します。

第2条(用語の定義)

この特約において使用される用語の定義は、普通保険約款第1条(用語の定義)による場合のほか、次のとおりとします。

用語	定義
普通保険約款	主契約の普通保険約款をいいます。
保険料	普通保険約款およびこれに適用される 他の特約に定めるところに従い、当社 が追加保険料を請求した場合は、追加 保険料を含みます。
スマホ決済	非接触IC決済やQRコード決済などの スマートフォンを用いた決済手段をい います。
キャリア決済	携帯電話料金とまとめて支払う決済手 段をいいます。
決済事業者	当社に代わって保険契約者から保険料 を収受する事業者をいいます。

第3条(保険料の払込方法)

保険契約者は、保険料を当社の指定するスマホ決済またはキャリア決済によって払い込むことができるものとします。

- 2. 前項の規定により当社が定める決済手段によって保険料を払い込む場合は、当社は、保険契約者が当該決済手段の会員規約やサービス利用規約等に従って決済手続を行い、保険料相当額全額の決済手続を完了したことが決済手続画面に表示された時点で、決済手続が完了し保険料の払込みがあったものとみなします。
- 3. 保険契約者は、当社が指定するスマホ決済またはキャリア 決済においてポイントによる支払が認められている場合、 当該決済手段の会員規約やサービス利用規約等に従って、 保険料の全部または一部をポイントで支払うことができま す。このとき、ポイント残高の減算が完了したことが決済

手続画面に表示された時点で、決済手続が完了し保険料の払込みがあったものとみなします。

第4条(保険料等の返還ーポイント払の場合)

前条第3項の規定により保険料の全部または一部をポイントで支払った場合において、解約返戻金または保険料の返還が発生したときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 解約返戻金が発生した場合において、ポイントもしく は現金のいずれにより返戻するかは、あらかじめ保険 契約者と決済事業者の間で取り決めた方法によるも のとします。保険契約者と決済事業者の間で特段の 取り決めがない場合には、現金で返戻するものとします。
- (2) 保険料の返還が発生した場合において、ポイントもしくは現金のいずれにより返戻するかは、あらかじめ保険契約者と決済事業者の間で取り決めた方法によるものとします。保険契約者と決済事業者の間で特段の取り決めがない場合には、当該保険料を収受したときと同じ方法によるものとします。

第5条(ポイント払の停止)

当社は、決済事業者の財務および業務運営等に懸念が生じた場合には、ポイントによる保険料の支払を停止することがあります。

第6条(保険料領収前の事故)

第3条(保険料の払込方法)第1項の規定により、保険契約者が、当社が定める決済手段によって保険料を払い込む場合、当社は、決済手続が完了した時(注)以後、普通保険約款およびこれに適用される他の特約に定める保険料領収前に発生した事故の取扱いに関する規定を適用しません。

(注) 決済手続が完了した時とは、保険期間の開始前に決済手続が完了した場合、保険期間の開始した時とします。

第7条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨 に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれ に適用される他の特約の規定を準用します。

【別表1(請求書類等)】

項目	条文	必要書類
保険金	第8条	・当社所定の保険金等請求書・支払方法確認書・医師の死亡診断書または死体検案書・被保険者の住民票(除票)・保険金等の受取人の本人確認書類
保険料払込方法(回数)の変更	第10条	・当社所定の変更届
解約	第21条	・当社所定の請求書
死亡保険金受取人の指定または変更	第27条 第28条	・当社所定の変更届
保険契約者の変更	第30条	・当社所定の変更届 ・本人確認書類

[※]当社は、必要に応じて一部の書類の提出について省略を認めること、または上記以外の書類の提出を求めることがあります。

【別表2(入院)】

「入院」とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下、同じ。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。以下、同じ。)が必要であり、かつ、自宅等(病院または診療所^(別表4)以外の施設を含みます。)での治療または通院による治療によっては治療の目的を達することができないため、病院または診療所^(別表4)に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

【別表3(不慮の事故)】

「不慮の事故」とは、急激かつ偶発的な外来の事故とします(急激・偶発・外来の定義は表1によるものとし、備考に事故を例示します。)。ただし、表2の事故は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当するか否かにかかわらず除外します。

表1. 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。(被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 (疾病や疾病に起因するもの等の身体の内部に原因があるものは該当しません。)

備考: 急激かつ偶発的な外来の事故の例

該当例	非該当例
次のような事故は、表1の定義にもとづく要件をすべて満たす	次のような事故は、表1の定義にもとづく要件を満たさないた
場合は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。	め、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。
·交通事故	・高山病、潜水病、乗物酔いにおける原因
・不慮の転落、不慮の転倒	・飢餓
・不慮の溺水	・過度の運動
	・継続的な騒音、継続的な振動
	・処刑

表2. 除外する事故

項目	除外する事故
1. 疾病の発症等における軽微な 外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故
2. 疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
3. 疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故(熱中症(日射病、熱射病)の原因となったものをいいます。)
5. 接触皮膚炎、食中毒等の原因 となった事故	次の症状の原因となった事故 ①洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 ②外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎等 ③細菌性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎

【別表4(異常分娩)】

「異常分娩」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものを伴う分娩とし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
妊娠、分娩および産じょく<褥>における浮腫、タンパク<蛋白>尿および高血圧性障害	010~016
主として妊娠に関連するその他の母体障害	020~029
胎児および羊膜腔に関連する母体ケア並びに予想される分娩の諸問題	030~048
分娩の合併症	060~075
分娩(単胎自然分娩(O80)を除きます。)	081~084
主として産じょく<褥>に関連する合併症	085~092
その他の産科的病態、他に分類されないもの	094~099

【別表5(病院または診療所)】

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所(患者を入院させるための施設と同等の施設を有する柔道整復師法に定める施術所において、四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受ける場合には、その施術所を含みます。)。ただし、手術給付金および放射線治療給付金については、患者を入院させるための施設を有しないものを含みます。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
- (2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

【別表6(精神障害)】

分類項目	基本分類コード
症状性を含む器質性精神障害	F00-F09
精神作用物質使用による精神および行動の障害	F10-F19
アルコール使用〈飲酒〉による精神および行動の障害	F10
アヘン類使用による精神および行動の障害	F11
大麻類使用による精神および行動の障害	F12
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	F13
コカイン使用による精神および行動の障害	F14
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	F15
幻覚薬使用による精神および行動の障害	F16
タバコ使用〈喫煙〉による精神および行動の障害	F17
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	F18
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	F19
統合失調症、統合失調症型障害および妄想性障害	F20-F29
気分[感情]障害	F30-F39
神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害	F40-F48
生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群	F50-F59
成人の人格および行動の障害	F60-F69
知的障害〈精神遅滞〉	F70-F79
心理的発達の障害	F80-F89
小児〈児童〉期および青年期に通常発症する行動および情緒の障害	F90-F98
詳細不明の精神障害	F99

【別表7(公的医療保険制度)】

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- 1. 健康保険法
- 2. 国民健康保険法
- 3. 国家公務員共済組合法
- 4. 地方公務員等共済組合法
- 5. 私立学校教職員共済法
- 6. 船員保険法
- 7. 高齢者の医療の確保に関する法律

【別表8(先進医療)】

「先進医療」とは、公的医療保険制度(別表7)の法律に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療として行なわれるもの(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行なわれるものに限ります。)をいいます。ただし、療養を受けた日現在、公的医療保険制度(別表7)の法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている療養は除きます。

【別表9 身体障害表(障害給付金の支払対象となる障害状態 および給付割合)】

	の の の他に自己的ロバ	
等級		給付 割合
	(1)両眼が失明したもの	10割
	(2)そしゃくおよび言語の機能を廃したもの	
	(3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	
第 1 級	(4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	
	(5)両上肢をひじ関節以上で失ったもの	
	(6)両上肢の用を全廃したもの	
	(7)両下肢をひざ関節以上で失ったもの	
	(8)両下肢の用を全廃したもの	
第2級	(1)1眼が失明し、他眼の視力(視力の測定は万国式試視力表によるものとします。屈折異常のあるものについては矯正視力について測定します。以下同様とします。)が0.02以下になったもの	7割
	(2)両眼の矯正視力が0.02以下になったもの	
	(3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	
	(4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	
	(5)両上肢を手関節以上で失ったもの	
	(6)両下肢を足関節以上で失ったもの	

オリーブ少額短期



オリーブ少額短期保険株式会社

〒 160-0022 東京都新宿区新宿 5-17-18 H&I ビル